

第3期 半田市障がい児福祉計画(案)



令和6年3月

半田市

半田市障がい児福祉計画 本編 目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定体制と推進体制	2
第2章 基本構想	3
1. 基本理念	3
2. 基本目標	3
3. 重点施策	4
4. 施策体系	5
第3章 基本計画	10
1. ライフステージに応じた切れ目のない支援	10
2. 保健・医療・福祉・保育・教育・就労等と連携した支援	14
3. 児童発達支援センターの機能の充実	18
4. 特別な支援が必要な児童への支援体制の整備	21
5. 家族支援の重視	23
6. 地域社会への参加包容の推進と合理的な配慮	25
第4章 障がい児支援の見込み及び目標	28
1. 障がい児通所支援及び障がい児相談支援の必要な量の見込み	28
2. 障がい児支援の提供体制の確保に係る目標	34

第3期半田市障がい児福祉計画とSDGsの関連性

SDGs (Sustainable Development Goals) は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、平成 27 年 (2015 年) の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」であり、令和 12 年 (2030 年) までを期限とする世界共通の目標です。持続可能な世界を実現するために 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、経済・社会・環境を包含する統合的な取組を示しています。

国では、「SDGs 実施指針改定版」(令和元年 12 月 20 日)において、「現在、日本国内の地域においては、人口減少、地域経済の縮小等の課題を抱えており、地方自治体における SDGs 達成へ向けた取組は、まさにこうした地域課題の解決に資するものであり、SDGs を原動力とした地方創生を推進することが期待されている」とされています。

そこで、本計画とSDGsの目標を関連付け、SDGsの推進を図ります。

SDGs ロゴと 17 の各目標に対応するゴール	本計画に関連するゴール
<p>SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>10 人や国の不平等をなくそう</p> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>16 平和と公正をすべての人に</p> <p>17 パートナリーシップで目標を達成しよう</p>

第1章 計画策定にあたって

1. 計画の趣旨

障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき、市町村が作成する計画です。

子どもの年齢や発達に応じて、子どもと家族の意見が尊重される中で、その最善の利益が考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、必要な福祉サービスの給付やその他の支援に関して数値目標を設定し、実現していく計画です。

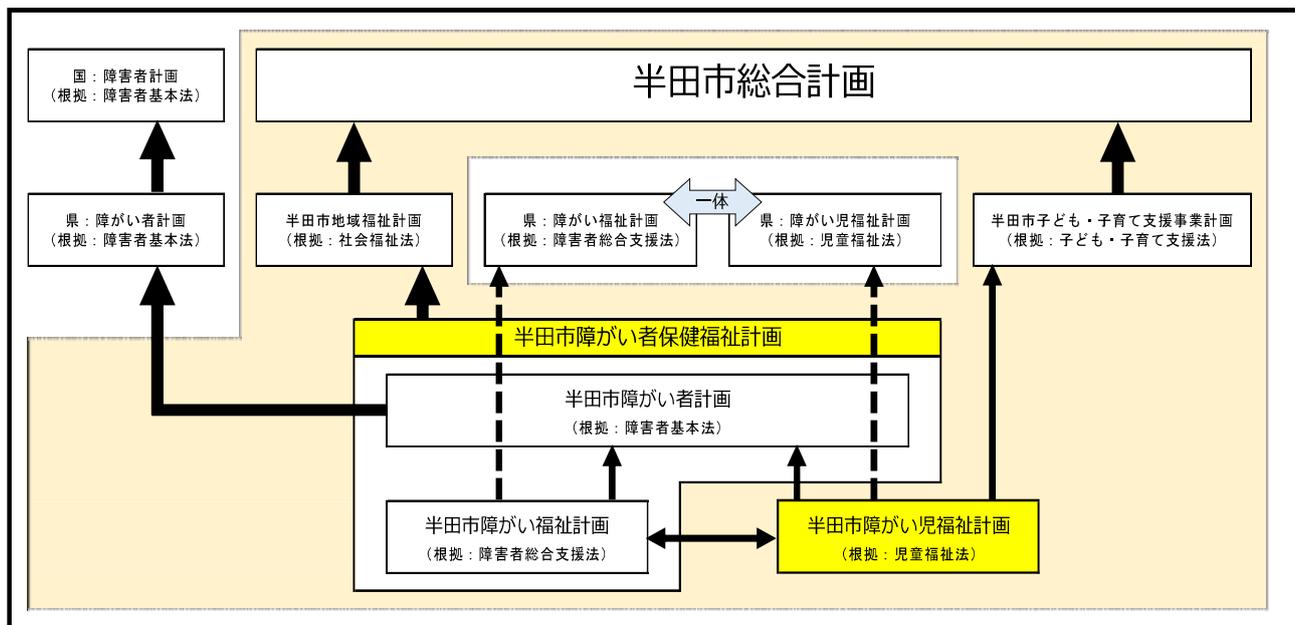
令和3年3月に策定した第2期計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）の計画期間の満了に伴い、本計画の策定を行うものです。

令和5年度に第2期計画の評価を行い、残された課題については、本計画（計画期間：令和6年度～令和8年度）に適切に盛り込むとともに、国の基本指針に即して、障がい児支援の提供体制の整備等に関する目標の設定を行っています。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき策定する「子ども・子育て支援事業計画」及び障害者基本法第11条に基づき策定する「障がい者計画」の双方を上位計画に持つ計画です。

策定にあたっては、双方の上位計画と整合を図りながら、具体的な施策を設定しています。



3. 計画の期間

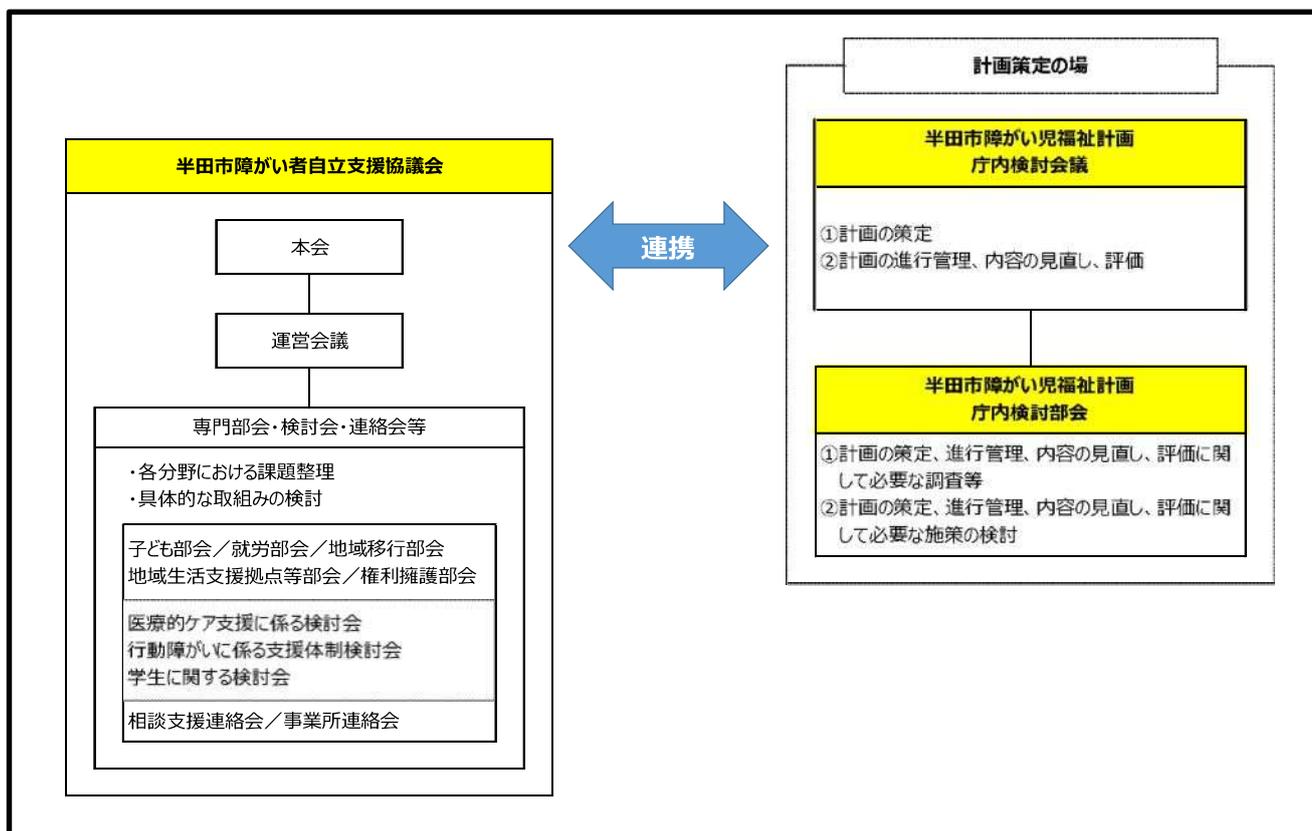
第3期計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

4. 計画の策定体制と推進体制

「半田市障がい児福祉計画庁内検討会議（以下「庁内検討会議」という。）」を策定の場とし、現状の課題の抽出に関して「半田市障がい者自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）」と連携しながら実施しました。

「庁内検討会議」の下部組織として「障がい児福祉計画庁内検討部会」を設置し、「自立支援協議会」の各専門部会等と連携しながら、計画策定に必要な調査、施策の検討に関する具体的な協議を行いました。

なお、計画策定後における具体的な施策の推進に関しても、同様の体制で実施します。



第2章 基本構想

1. 基本理念

国の基本指針における基本的理念及び上位計画である「子ども・子育て支援事業計画」の基本理念に基づき、「児童の最善の利益」が考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう、基本理念を次のとおり定めます。

すべての子どもが心身ともに健やかに成長できるまち・はんだ

2. 基本目標

上記の基本理念の実現のために必要な本計画の基本目標を次のとおり定めます。

- ① 子どもと家族に合わせた切れ目のない支援を提供します。
- ② 子ども自身が目指す将来像をみんなで共有し、その実現に向けて支援します。

参考：国の基本指針（※）の基本的理念（抜粋）

1. 障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要である。
2. 障がい児やその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、地域支援体制の構築を図る。
3. 障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る。
4. 障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。

※障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）

3. 重点施策

本市として特に重点的に取り組むべき施策を次のとおり定めます。

1. ライフステージに応じた切れ目のない支援

子どもの成長に応じて、次のライフステージにおける様々な関係機関が連携を強化し、子どもや家族が安心して必要な支援を受け続けられるよう、情報提供を丁寧に行い、その中で自己選択ができる体制を整備します。

2. 保健・医療・福祉・保育・教育・就労等と連携した支援

一人の子どもを同時期に支援する機関が子どもの将来を共にイメージし、目標を共有して支援を行います。

3. 児童発達支援センターの機能の充実

障がいのある子どもとその家族に対し、関係機関が連携して支援できるよう児童発達支援センターの機能を強化します。

4. 特別な支援が必要な子どもへの支援体制の整備

どのような障がい（重症心身障がい、医療的ケア、強度行動障がい、高次脳機能障がい等）にあっても、住み慣れた半田で暮らし続けられるよう支援体制を整備します。

5. 家族支援の重視

障がいのある子どもはもちろんのこと、家族も安心して暮らし続けることができるよう、共に学ぶ機会や交流の場を設けるとともに、家族支援の体制を整備します。

6. 地域社会への参加包容の推進と合理的な配慮

障がいのある子どもと家族のふだんの暮らしの中にある社会的障壁を取り払うとともに、合理的配慮があたり前に行われるよう事業者や地域住民に働きかけます。

4. 施策体系

重点 施策	施策の区分	取組内容
1. ライフステージ 応じた切れ目のない支援	(1)乳幼児期から就園・就学に向けての支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ① 乳幼児の健康診査から就園・就学までの継続した支援 ② 就園・就学に向けての交流保育の実施 ③ 個別の支援が必要な子どもの就園・就学に向けての情報の共有 ④ 就学前の教育相談や学校見学等の実施 ⑤ 保護者向け「就学説明会」の開催 ⑥ 「放課後支援ガイダンス」による就学以降の放課後支援に関する情報提供
	(2)将来の就労・自立に向けての支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ① 就労アセスメントの実施 ② 特別支援教育担当教諭向け就労移行支援事業所の見学会の実施 ③ 「おしごとガイダンス」による将来の就労に向けた情報提供 ④ 親元からの自立を目指した体験宿泊の実施 ⑤ 就労先と関係機関との継続的な情報の共有・引継ぎ
	(3)ライフステージを通して継続的な支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ① 総合的な相談窓口「こども家庭センター」の支援力強化 ② 「発達支援相談あゆみ」による寄り添う相談支援 ③ 相談支援専門員によるサービス利用等に係る個別支援の実施 ④ 「個別の教育支援計画（ふれあい）」による情報の共有・引継ぎ ⑤ 「ふくしげんきず」による障がい福祉サービスの情報提供

重点 施策	施策の区分	取組内容
2. 保健・医療・福祉・保育・教育・就労等と連携した支援	(1)特別な支援を行う職員の配置及び支援者の支援力の向上により、支援体制を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> ① 保育園等における加配職員の適切な配置 ② 発達支援コーディネーター及び特別支援教育コーディネーターを中心とした支援の充実 ③ 保育士及び幼稚園教諭の支援力向上のための研修の実施 ④ 特別支援教育相談員による小中学校の巡回相談
	(2)個々の児童に合った適切な療育の場につなぎます。	<ul style="list-style-type: none"> ① ふたば園の療育機能の充実 ② 保育園等における特別支援通級クラス（うさぎ組・ひまわり組）の充実 ③ 保育園等と児童発達支援の並行通園の実施 ④ 放課後等デイサービスによる学齢期の発達支援
	(3)多機関が連携して支援を行うための仕組みを整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ① 「ふれあい」を活用した関係機関の連携 ② 医療的ケア児への支援の充実 ③ 教育と福祉の連絡会議による放課後等デイサービス事業所等と学校の連携の強化 ④ ふれあい協議会による教育と福祉の連携 ⑤ 保育園等・小中学校と障がい児通所支援事業所等の連携強化 ⑥ 放課後児童健全育成事業と放課後等デイサービスの連携強化 ⑦ 就労先と関係機関との継続的な情報の共有・引継ぎ（再掲）

重点 施策	施策の区分	取組内容
3. 児童発達支援センターの機能の充実	(1) 子どもの発達や障がい特性などを踏まえた専門的な視点での療育支援・家族支援を行い、子どもの生活を多面的にサポートします。	<ul style="list-style-type: none"> ① 個別の支援が必要な子どもの就園・就学に向けての情報の共有 ② 医療や福祉などの関係機関との連携及び情報共有 ③ 必要な療育を実施するための専門職員の配置 ④ 障がいの特性に合わせた子どもの発達支援と家族支援の実施 ⑤ペアレントプログラム・ペアレントトレーニングの実施 ⑥ピアサポート（当事者同士の活動）の推進
	(2) 地域における中核的な療育施設として、支援機関へ指導・助言等を行うことにより、市全体の支援の質向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ① 保育園等や障がい児通所支援事業所への専門職のチームによる巡回支援 ② 地域における支援力向上のための地域研修会の開催
	(3) 保育園等や小学校等での障がい児支援を行い、地域のインクルージョンを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ① 保育所等訪問支援の実施 ② 障がい理解促進のための地域講演会の開催 ③ 地域の保育園等・小学校で安心して過ごすための支援
	(4) 「発達支援相談あゆみ」が地域の相談窓口となり、子どもの日常的な心配事について保護者に寄り添います。また、関係機関と連携・協働して多面的な相談支援を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ① 「発達支援相談あゆみ」による寄り添う相談支援（再掲） ② 関係機関との情報共有による多面的な相談支援

重点 施策	施策の区分	取組内容
4. 特別な支援が必要な児童への支援体制の整備	(1)重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療的ケア児等へのコーディネートの実施 ② 病院からの第一報後の関係機関における速やかな情報共有 ③ 医療的ケア児への支援の充実（再掲） ④ 保育園等、小中学校における医療的ケア児の受入れ体制の整備 ⑤ 緊急時の受入れ先の確保 ⑥ 圏域会議を活用した近隣市町との施策の連携
	(2)強度行動障がい児に対する支援体制を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ① 強度行動障がい児の支援者確保のための研修の実施
	(3)虐待を受けた障がい児に対する支援体制を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ① 虐待を受けた子どもへの関係機関の連携した支援

重点 施策	施策の区分	取組内容
5. 家族支援の重視	(1)保護者の就労やレスパイトのための障がい児の居場所を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ① 放課後児童健全育成事業による保護者の就労支援 ② 緊急時の受入れ先の確保（再掲）
	(2)家族が子どもの障がいの特性等を理解し、孤立せず、安心して子育てを行うことができるように支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ① 障がい児通所支援事業所職員による自宅での過ごし方の支援 ② ペアレントプログラム・ペアレントトレーニングの実施（再掲） ③ ピアサポート（当事者同士の活動）の推進（再掲） ④ ふたば園の療育機能の充実（再掲）

重点 施策	施策の区分	取組内容
6. 地域社会への参加包容の推進と合理的な配慮	(1)合理的な配慮が当然に行われるよう、地域における障がい理解を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ① 「合理的配慮」について学ぶ機会の提供 ② 「ふくし共育」による若年層の障がい理解の促進 ③ 地域における多世代交流の場を通じた障がい理解の促進 ④ 障がい理解促進のための地域講演会の開催（再掲）
	(2)障がいの有無にかかわらず、地域において、教育・保育等を受けられる環境を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ① 保育園等における加配職員の適切な配置（再掲） ② 学校生活支援員、中学校支援員、特別支援学級補助員の配置 ③ 保育所等訪問支援の実施（再掲） ④ 保育園等、小中学校における医療的ケア児の受入れ体制の整備（再掲） ⑤ 外国籍家庭への言語的支援の実施
	(3)災害時における障がい児への地域の支援体制を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療的ケア児の個別避難計画の作成 ② 障がい児の避難先の確保 ③ 障がい児の地域活動への参加の促進

第3章 基本計画

1. ライフステージに応じた切れ目のない支援

(1) 乳幼児期から就園・就学に向けての支援を行います。

① 乳幼児の健康診査から就園・就学までの継続した支援

妊娠期から子育て期まで、継続的に子育てをする全ての家庭に寄り添う伴走型相談支援を実施します。乳幼児健康診査等を通して、子どもの発達や育児状況等について把握し、子どもの月齢や家庭に合った支援や情報提供を行います。

健康診査から就園・就学に向けて必要がある場合は、保護者の就園・就学先への見学に同行するなど、安心して登園・登校できるよう個別に支援します。

また、生まれたときから継続的な支援が必要な場合は、「個別の教育支援計画（ふれあい）（以下「ふれあい」という。）」を活用し、乳幼児期からの支援内容を保護者とともに記録することで、スムーズな就園・就学につなげます。

② 就園・就学に向けての交流保育の実施

児童発達支援から保育園、幼稚園、こども園（以下「保育園等」という。）への就園や小学校への就学にあたっては、子どもの障がいの程度や家庭の状況に応じて、個別に支援体制を考えていく必要があります。

そのため、就園・就学先へのスムーズな移行を目的として、交流保育を実施し、保護者を始めとした支援者間で必要な支援経過の情報共有を図ります。

③ 個別の支援が必要な子どもの就園・就学に向けての情報の共有

就園・就学にあたって、個別の支援が必要な子どもについては、小学校教諭等が保育園等を訪問し、これまでの支援経過や子どもに関する情報の共有を図ります。

④ 就学前の教育相談や学校見学等の実施

就学前に子どもの様子について保護者と学校が共通理解を図ることで、子どもが安心して就学することができます。そのため、特別支援学校、特別支援学級及び通常の学級それぞれの特徴について保

護者の理解を図るために、就学前に教育相談や学校見学を実施します。

⑤ 保護者向け「就学説明会」の開催

支援が必要な子どもの保護者を対象に、「就学説明会」を開催します。特別支援学校、特別支援学級、通常の学級それぞれの特徴を説明します。就学までのスケジュールを周知し、特別支援学校の体験入学、地域の学校への見学を案内する中で、保護者が子どもに合った就学先を選択できるよう支援します。

⑥ 「放課後支援ガイダンス」による就学以降の放課後支援に関する情報提供

就学を迎える子どもの保護者に対して放課後の支援に関する情報を提供する場として、「放課後支援ガイダンス」を実施します。

具体的には、放課後の居場所について、イメージを持てるよう「放課後等デイサービス」と「放課後児童健全育成事業」の制度に関する説明や、市内全事業所が参加しての事業所紹介を適切な時期に実施します。

(2) 将来の就労・自立に向けての支援を行います。

① 就労アセスメントの実施

特別支援学校においては、在学中から実際に就労体験をすることで、就学中とは違った本人の可能性を広げることができるため、高等部の2年生時に就労移行支援サービスの支給を決定し、福祉事業所でアセスメントを行い、本人の能力を発揮できる就労先を選定できるよう支援します。

就労移行支援事業所では、本人の障がい特性や事業所の受け入れ体制により利用が制限されるため、事業所と連携し、利用調整に努めます。

② 特別支援教育担当教諭向け就労移行支援事業所の見学会の実施

子どもの進路指導に役立てられるよう、中学校・市内特別支援学校・市内県立高等学校の特別支援教育に携わる教諭を対象に、就労移行支援事業所の見学会を実施します。

③ 「おしごとガイダンス」による将来の就労に向けた情報提供

障がいのある子どもの将来の就労について、保護者が不安を感じている現状があるため、学齢期から将来の働く姿をイメージできるよう、就労系事業所や一般企業から保護者に就労に関する

情報提供を行うことを目的として「おしごとガイダンス」を実施します。

具体的には、保護者のニーズをもとに、対象者層を計画的に検討のうえ、就労系の福祉サービスに関する説明や、就労系事業所や一般企業による事業所・企業紹介を実施します。

また、子どもが働くことを通じて社会のルールやマナーを学び、就労のイメージを掴めるように、民間企業等と協力しながら職業体験や社会体験の機会を持てるよう取り組みます。

④ 親元からの自立を目指した支援の実施

将来の親元からの自立や社会参加を目指して、「体験的宿泊事業」を安心して利用できるよう、放課後等デイサービス事業所に対し、事業実施に向けた調整を図ります。

また、保護者に対しても、「体験的宿泊事業」に関して必要な情報提供ができるような取組みを企画します。

さらに、放課後等デイサービス事業所等では、家庭においても自立した生活ができるような支援を実施します。

⑤ 就労先と関係機関との継続的な情報の共有・引継ぎ

学校卒業前から就労先と学校、放課後等デイサービス等の関係機関で子どもに関する十分な情報共有や引継ぎを行い、就職後においても必要なフォローアップを連携して行えるように支援します。

(3) ライフステージを通して継続的な支援を行います。

① 総合的な相談窓口「こども家庭センター」の支援力強化

「こども家庭センター」は、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の組織を統合し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない相談支援機能を有する機関で、本市においては令和4年4月に設置しました。これまで実施していた相談支援等の取組に加え、新たに相談を受けて支援につなぐためのマネジメントや様々な地域資源を活用した支援の充実が求められており、関係機関等との更なる連携と役割分担により、支援の強化を図ります。

② 「発達支援相談あゆみ」による寄り添う相談支援

「発達支援相談あゆみ」は、発達の心配や障がいのある子どもとその保護者を対象として、様々な生活場面に関する相談に対応しながら、ライフステージを通して一貫した支援につなげています。

未就学児や学齢児の相談が大多数を占めていることから、母子保健担当、保育園等、小中学校等の様々な機関と連携を図り、支援を実施します。

近年、課題が複雑で対応が困難なケースが増加していることから、専門知識を有する職員が子どもや保護者の状況に配慮し、関係機関と連携して支援にあたります。

③ 相談支援専門員によるサービス利用等に係る個別支援の実施

相談支援専門員が個々の子どもに合った福祉サービスその他の社会資源の利用調整を、ライフステージを通して継続的に行います。そのため、ライフステージの移行期ごとに個別のモニタリング等を通して福祉サービス利用計画の見直しを実施し、子どもとその家族のニーズを把握するとともに、関係機関で方針を共有して支援を行います。

④ 「ふれあい」による情報の共有・引継ぎ

乳児期から保育園等への就園、小学校・中学校・高等学校・専修学校への就学におけるそれぞれの移行期において、移行先に対して「ふれあい」をもとに子どもの支援情報を引継ぎます。

保護者とともに「ふれあい」を作成し、定期的に更新していくことで、その時点で必要な情報を不足なく移行先に引き継ぎ、子どもの次のライフステージへのスムーズな移行を図ります。

⑤ 「ふくしげんきっず」による障がい福祉サービスの情報提供

0～18歳までの子どもで、障がい者手帳をもつ子どもや、特別な支援を必要とする子どもが利用できる福祉サービスや相談窓口などをまとめた冊子である「ふくしげんきっず」を作成し、必要な情報を提供します。

2. 保健・医療・福祉・保育・教育・就労等と連携した支援

(1) 特別な支援を行う職員の配置及び支援者の支援力向上により、支援体制を強化します。

① 保育園等における加配職員の適切な配置

保育園等において、個別支援の必要量に応じて、加配職員（通常の基準に加えて配置される職員）を適切に配置します。

また、子ども一人一人の発達の状態を把握し、担任と加配職員が連携を図り、適切な支援に取り組みます。

② 発達支援コーディネーター及び特別支援教育コーディネーターを中心とした支援の充実

必要な研修を受けた職員を保育園にあつては、発達支援コーディネーター、幼稚園及び小中学校にあつては、特別支援教育コーディネーターとして位置づけ、各園・各学校に配置します。保護者・関係機関・就学先等との連携の中核を担わせるとともに、より適切な支援・援助につなげるための研修の充実を図ります。

③ 保育士及び幼稚園教諭の支援力向上のための研修の実施

子どもの発達に関する専門知識や具体的な支援方法を学ぶために必要な研修を保育士及び幼稚園教諭に受講させ、支援力の向上を図ります。

④ 特別支援教育相談員による小中学校の巡回相談

特別支援教育相談員が小中学校を巡回し、個別の支援が必要な児童・生徒の指導方法について学校に助言を行います。また、必要に応じて保護者との相談も実施し、より良い支援方法についても検討します。

(2) 個々の子どもに合った適切な療育の場につなぎます。

① ふたば園の療育機能の充実

本市独自の療育施設であるふたば園において、心身の発達に支援が必要な1歳6か月から2歳

児までの子どもとその保護者が、親子の関わりを深められるよう、親と子それぞれにきめ細やかな支援を行います。

子どもに対しては、心身の発達を促し、生活習慣の習得や人と関わる力を伸ばす支援を行い、保護者に対しては、子どもの理解につながる助言や、子どもの特性に応じた具体的な関わり方を助言するなど、養育力の向上を支援します。また、座談会による保護者同士の交流の場づくりや講座等の開催により、支援の充実を図ります。さらに、子どもに合った就園先につながるよう、関係機関との連携を推進します。

② 保育園等における特別支援通級クラス（うさぎ組・ひまわり組）の充実

保育園等に通園する子どもで、発達に心配のある子どもを対象に、半田幼稚園及び乙川幼稚園に特別支援通級学級「うさぎ組」を、白山保育園に発達支援通級クラス「ひまわり組」を設置しています。

通常は、在籍している園で保育を受け、決められた曜日や時間に「うさぎ組」や「ひまわり組」に通級します。少人数クラスで個々に合わせた支援、感覚統合的な遊びを行い、子どもの発達を促します。

在籍クラス担任、通級クラス担任が連携を図り、保護者とともにより良い支援計画を作成することで、支援の充実を図ります。

③ 保育園等と児童発達支援の並行通園の実施

保育園等を利用しながら、児童発達支援事業所に通所する並行通園を行い、個々の子どもに合わせた専門的な支援を受けることで発達を促します。

児童発達支援事業所と保育園等が各々の役割について認識し、課題についての共通理解を図るなど、連携しながら支援します。

④ 放課後等デイサービスによる学齢期の発達支援

小学生から高校生までの子どもを対象として、放課後等デイサービスにより放課後や休日に発達の支援を行います。

子どもの発達過程や特性・適応行動の状況を理解しながら、個々の状態に応じた支援にあたります。

（3）多機関が連携して支援を行うための仕組みを整備します。

① 「ふれあい」を活用した関係機関の連携

乳幼児期から継続して、子どもに関する必要な情報が保護者を含めた保健・医療・福祉・保育・教育の関係者間で共有できるよう「ふれあい」を作成しています。

「ふれあい」を活用して、関係機関がそれぞれの役割、支援の状況、効果等を確認しながら、子どもに関する必要な情報共有を行い、一人一人の発達に合わせた支援を行います。

子どもの成長に伴い、関わる人や機関も変化するため、ライフステージの移行期には「ふれあい」を活用し、関係機関において、子どもに関する情報の引継ぎを十分に行い、切れ目のない支援を行います。

② 医療的ケア児への支援の充実

医療、福祉、教育等の多機関で連携して医療的ケア児を支援するため、子どもの近況等の情報を共有しながら、個々の子どもを取り巻く課題の把握や支援策の協議をする会議を開催し、課題解決の方策を検討します。

③ 教育と福祉の連絡会議による放課後等デイサービス事業所等と学校の連携の強化

子どもの目指すべき姿（目標）を関係者間で共有しながら、必要な支援を継続して行うために保護者、学校、放課後等デイサービス事業所、放課後児童クラブ、相談支援事業所による情報共有の場として「教育と福祉の連絡会議」を開催し、連携を強化します。

④ ふれあい協議会による教育と福祉の連携

教育、福祉、医療、就労等の関係者が情報共有を行うことを目的として、「半田市特別支援教育連携協議会（ふれあい協議会）」を設置しています。市内の保育園等、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教員と関係機関が研修会や会議を通じて、子どもたちへのよりよい支援のために情報交換等を行います。

⑤ 保育園等・小中学校と障がい児通所支援事業所等の連携強化

保育士、幼稚園教諭、小中学校教諭が児童発達支援、放課後等デイサービス及び就労系の福祉事業所の活動を知り、理解を深めることができるよう、事業所見学会等の研修の機会を設けます。

また、保育園等と児童発達支援事業所を併用している子どもについては、曜日によって主活動の場が異なるため、保育園等と児童発達支援事業所の連携を図るための方策を検討します。

⑥ 放課後児童健全育成事業と放課後等デイサービスの連携強化

放課後児童健全育成事業において、障がいのある子どもの受入れを促進していくためには、当該子どもに対する合理的な配慮に基づく環境の整備が必要となります。

このため、放課後児童健全育成事業と放課後等デイサービスが子どもの支援に関して連携・協力し、環境整備等の在り方について協議等を行います。

⑦ 就労先と関係機関との継続的な情報の共有・引継ぎ【再掲】〔1－（2）－⑤〕

学校卒業前から就労先と学校、放課後等デイサービス等の関係機関で子どもに関する十分な情報共有や引継ぎを行い、就職後においても必要なフォローアップを連携して行えるように支援します。

3. 児童発達支援センターの機能の充実

(1) 子どもの発達や障がい特性などを踏まえた専門的な視点での療育支援・家族支援を行い、子どもの生活を多面的にサポートします。

① 個別の支援が必要な子どもの就園・就学に向けての情報の共有

児童発達支援センターつくし学園においては、子どもの日常に関する事項をまとめたサポートブックを保護者とともに作成し、就園・就学先との情報共有を図ります。

また、様々な関係機関が就園・就学に向けての情報を共有し、必要な支援を行います。

② 医療や福祉などの関係機関との連携及び情報共有

児童発達支援センターつくし学園では、子どもの健康面に配慮しながら、体調に合わせた療育を実施します。主治医などの医療機関や訪問看護・訪問リハビリを行う事業所等の関係機関と連携し、情報共有を図りながら、個々の状況に合わせた適切な支援を実施します。

また、児童発達支援センターつくし学園と、他の児童発達支援事業所等を併用している子どもがいることから、その事業所や相談支援専門員と情報共有を行い、適切な支援を行います。

③ 必要な療育を実施するための専門職員の配置

日常生活を営むために必要な療育を適切に行えるよう、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員等の専門職員を配置します。

④ 障がいの特性に合わせた子どもの発達支援と家族支援の実施

知的障がい児、肢体不自由児が通園する施設として、子どもの障がいの特性に応じた発達支援を実施するとともに、それぞれの家庭環境に応じた家族支援を行います。

重度の障がいにより通園が困難な子どもに対しては、居宅訪問型児童発達支援を実施するなど、子どもの状態に合わせた支援を実施します。

⑤ ペアレントプログラム・ペアレントトレーニングの実施

保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発

達促進や行動改善を行っていくために「ペアレントプログラム」や「ペアレントトレーニング」を実施します。地域支援事業を通して、日頃より子どもや保護者に寄り添う職員が担当することで、より実情を踏まえた内容を企画します。

⑥ ピアサポート（当事者同士の活動）の推進

ピアサポート（当事者同士の活動）として保護者が抱えている不安や悩みを共有できる茶話会等の場やピアサポーター養成の場を提供してきたことで、地域でのピア活動が広がりつつあります。

引き続きペアレントメンター（相談相手となる先輩保護者）を始め障がいのある子どもの子育てを経験した保護者に参加してもらい、自らの体験を話してもらうことや、地域資源に関する情報提供をしてもらうことを通じ、現に子育てに困っている家族に対する共感的なサポートを行います。

（2）地域における中核的な療育施設として、支援機関へ指導・助言等を行うことにより、市全体の支援の質向上を図ります。

① 保育園等や障がい児通所支援事業所への専門職のチームによる巡回支援

公認心理師、理学療法士、保育士、作業療法士、相談支援専門員等の専門職のチームが、保育園等、児童発達支援事業所等の施設を定期的に巡回し、それぞれの専門分野の視点で施設の職員に対して適切な支援を行うために必要な助言、指導を行い、関係機関と連携を図りながら適切な支援につなげます。

② 地域における支援力向上のための地域研修会の開催

障がいのある子どもが地域で適切な支援を受けられるよう、地域全体の子育て支援力を高めるため、保育園等や障がい児通所支援事業所の職員を対象に地域研修会を開催します。

（3）保育園等や小学校等での障がい児支援を行い、地域のインクルージョンを推進します。

① 保育所等訪問支援の実施

保育所等訪問支援員が、発達の心配や障がいのある子どもが通う保育園等や小学校等を訪問し、子どもの特性や置かれている環境等を把握したうえで、保護者や施設の職員に対し、子どもが集団生活に適応できるように支援を行う「保育所等訪問支援」を実施します。

特に児童発達支援事業所から保育園等に就園する子ども、児童発達支援事業所や保育園等から小学校に就学する子どもなどに対して、ライフステージにおける移行がスムーズに行えるよう支援を実施します。

② 障がい理解促進のための地域講演会の開催

地域における障がいに対する理解を深め、地域で支える体制を構築していくために、地域講演会を開催します。

児童発達支援センターの役割や療育内容の理解促進のため、「つくしまつり」の開催や、地域で開催される区民展等への子どもの作品展示など通じ、障がいに対する理解を促進します。

③ 地域の保育園等・小学校で安心して過ごすための支援

発達に課題のある子どもを把握し、支援につなげるため、学校教育課・幼児保育課・子育て相談課が連携し、保育園等を巡回します。

また、就学に向けて、個々の発達や保護者の希望に合う就学先を選べるように、園を通じて学校見学や療育手帳取得などの情報提供をすることで、就学準備のサポートをします。

（４）「発達支援相談あゆみ」が地域の相談窓口となり、子どもの日常的な心配事について保護者に寄り添います。また、関係機関と連携・協働して多面的な相談支援を実施します。

① 「発達支援相談あゆみ」による寄り添う相談支援【再掲】〔1－（3）－②〕

「発達支援相談あゆみ」は、発達の心配や障がいのある子どもとその保護者を対象として、様々な生活場面に関する相談に対応しながら、ライフステージを通して一貫した支援につなげています。

未就学児や学齢児の相談が大多数を占めていることから、母子保健担当、保育園等、小中学校等の様々な機関と連携を図り、支援を実施します。

近年、課題が複雑で対応が困難なケースが増加していることから、専門知識を有する職員が子どもや保護者の状況に配慮し、関係機関と連携して支援にあたります。

② 関係機関との情報共有による多面的な相談支援

子どもの特性や置かれた環境に合わせた適切な支援を行うため、様々な関係機関が情報を共有しつつ、連携を図ります。さらに、必要に応じて個別の支援会議等を実施します。

学齢児においては、四半期ごとに学校教育課、特別支援教育相談員等と「あゆみ情報交換会」を開催し、相談支援に係る情報を共有するとともに、通級指導教室担当者研修会において、通級指導教室に在籍している子どもの情報を共有します。

4. 特別な支援が必要な子どもへの支援体制の整備

注：本計画では、「特別な支援が必要な子ども」を国の基本指針に基づき、「重症心身障がい児、医療的ケア児、強度行動障がい児、高次脳機能障がい有する障がい児、虐待を受けた障がい児」と定義しています。

(1) 重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制を整備します。

① 医療的ケア児等へのコーディネートの実施

医療的ケア児の出生等から、子どもとその家族に寄り添いながら、必要な支援を総合的に調整する役割として医療的ケア児等コーディネーターを配置し、切れ目のないコーディネートを行います。

② 病院からの第一報後の関係機関における速やかな情報共有

医療機関から医療的ケア児の出生等の情報が入った際、医療的ケア児等コーディネーターを中心に関係機関で速やかにケース検討会議を開催し、退院後の子どもとその家族の生活を支えるための支援を関係機関で連携して行います。

③ 医療的ケア児への支援の充実【再掲】〔2 - (3) - ②〕

医療、福祉、教育等の多機関で連携して医療的ケア児を支援するため、子どもの近況等の情報を共有しながら、個々の子どもを取り巻く課題の把握や支援策の協議をする会議を開催し、課題解決の方策を検討します。

④ 保育園等、小中学校における医療的ケア児の受入れ体制の整備

医療的ケア児を地域の保育園等や小中学校において受け入れられるようにするための体制を整備します。

具体的には、子どもが在籍する保育園等に看護師を派遣して、子どもが必要とする医療的ケアを行う「看護師派遣事業」を実施します。また、学齢期の子どもについても、地域の小中学校で受け入れができる体制整備を推進します。

そのほか、感染のリスク等により集団での保育が困難な子どものために、保育士が子どもの家庭で保育を実施する「居宅訪問型保育事業」を実施します。

⑤ 緊急時の受入れ先の確保

保護者の疾病等の緊急時における重症心身障がい児や医療的ケア児の受入れ先として、短期入所等ができる事業所を整備します。

現状として、一自治体のみでそれらの事業所を確保することが困難であるため、知多圏域の他自治体と協力しながら医療機関、福祉施設等に実施の働きかけを行います。

⑥ 圏域会議を活用した近隣市町との施策の連携

重症心身障がい児や医療的ケア児のための医療、福祉、教育等の全ての分野の社会資源を一自治体で確保することは不可能であり、広域的に協調していく必要があるため、各々の自治体で解決できない課題を知多5市5町で構成する知多障害保健福祉圏域会議において、協議します。そのほか、医療的ケア児支援センターと連携し、地域での支援力の向上を図ります。

(2) 強度行動障がい児に対する支援体制を整備します。

① 強度行動障がい児の支援者確保のための研修の実施

自立支援協議会の「行動障がいに係る支援体制検討会」にて、障がい福祉に従事する全ての支援者が行動障がい児の予防支援を行えるように体制整備に取り組みます。

幼少期から関わる関係機関の職員に対し、強度行動障がい支援者養成研修を実施し、市内の福祉事業所職員の支援力を高めます。

また、行動障がい児を支援している現場に、高い専門性をもった支援者を派遣することで、福祉事業所職員の個々の支援スキルを高め、市全体の支援力の向上を図ります。

(3) 虐待を受けた障がい児に対する支援体制を整備します。

① 虐待を受けた子どもへの関係機関の連携した支援

虐待を受けた子どもとその家族が子育ての悩みなどを安心して相談できるよう、市の相談窓口を整理集約し、必要な専門員を配置するなど相談しやすい体制を整備しました。

また、「要保護児童対策地域協議会」を構成する児童相談所、警察、学校、保育園等の関係機関が緊密に連携し、支援の必要な子どもの情報を適切に共有し支援するとともに、民生・児童委員を始めとした地域の支援者と連携し、日常的な子どもの見守りや家庭の状況を把握することで、虐待の未然防止と発生後の家庭への継続的な支援を行います。

5. 家族支援の重視

(1) 保護者の就労やレスパイトのための障がい児の居場所を確保します。

① 放課後児童健全育成事業による保護者の就労支援

就労を理由として子どもを預けなければならない保護者の支援施策として放課後児童健全育成事業がありますが、障がいのある子どもに関しては、施設の人員体制等に課題があり、一部で受け入れができていない現状があるため、引き続き、研修による職員の支援力向上を図るとともに、相談体制の確立、適正な職員配置等を促し、市全体として受け入れが可能な体制を整備します。

また、重度の障がいがあり、放課後児童健全育成事業の利用が困難な子どもについては、福祉サービスの拡大利用による支援を検討します。

② 緊急時の受入れ先の確保【再掲】〔4 - (1) - ⑤〕

保護者の疾病等の緊急時における重症心身障がい児や医療的ケア児の受入れ先として、短期入所等ができる事業所を整備します。

現状として、一自治体のみでそれらの事業所を確保することが困難であるため、知多圏域の他自治体と協力しながら医療機関、福祉施設等に実施の働きかけを行います。

(2) 家族が子どもの障がいの特性等を理解し、孤立せず、安心して子育てを行うことができるように支援します。

① 障がい児通所支援事業所職員による自宅での過ごし方の支援

子どもが最も長い時間を過ごす場所である家庭において、子どもと家族が安心して過ごせるように障がい児通所支援事業所の職員から、家庭内のできる対応方法の指導や家族の相談援助を行うことにより、家庭生活を支えます。

② パARENTプログラム・PARENTトレーニングの実施【再掲】〔3 - (1) - ⑤〕

保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を行っていくために「PARENTプログラム」や「PARENTトレーニング」を実施します。地域支援事業を通して、日頃より子どもや保護者に寄り添う職員が担当することで、より実情を踏まえた内容を企画します。

③ピアサポート（当事者同士の活動）の推進【再掲】〔3－（1）－⑥〕

ピアサポート（当事者同士の活動）として保護者が抱えている不安や悩みを共有できる茶話会等の場やピアサポーター養成のための場を提供してきたことで、地域でのピア活動が広がりつつあります。

引き続きペアレントメンター（相談相手となる先輩保護者）を始め障がいのある子どもの子育てを経験した保護者に参加してもらい、自らの体験を話してもらうことや、地域資源に関する情報提供をしてもらうことを通じ、現に子育てに困っている家族に対する共感的なサポートを行います。

④ふたば園の療育機能の充実【再掲】〔2－（2）－①〕

本市独自の療育施設であるふたば園において、心身の発達に支援が必要な1歳6か月から2歳児までの子どもとその保護者が、親子の関わりを深められるよう、親と子それぞれにきめ細やかな支援を行います。

子どもに対しては、心身の発達を促し、生活習慣の習得や人と関わる力を伸ばす支援を行い、保護者に対しては、子どもの理解につながる助言や、子どもの特性に応じた具体的な関わり方を助言するなど、養育力の向上を支援します。また、座談会による保護者同士の交流の場づくりや講座等の開催により、支援の充実を図ります。さらに、子どもに合った就園先につながるよう、関係機関との連携を推進します。

6. 地域社会への参加包容の推進と合理的な配慮

(1) 合理的な配慮が当然に行われるよう、地域における障がい理解を促進します。

①「合理的配慮」について学ぶ機会の提供

障がいの理解と合理的配慮を学ぶ機会として、市職員・学校教職員等に対して障害者差別解消法に関する研修を継続して実施します。

また、福祉事業所職員・医療従事者等についても、研修の機会を提供します。

さらに、障がい当事者などに対しても、研修を通して権利擁護意識の醸成を図ります。

②「ふくし共育」による若年層の障がい理解の促進

「ふだんのくらしのしあわせ」について学び考える「ふくし共育」を市内小中学校、高等学校や専門学校で実施します。

ふくし共育の場で、児童・生徒と共に障がいについて、学び、考え、育ち合うことにより、若年層の障がい理解の促進を図ります。

③ 地域における多世代交流の場を通じた障がい理解の促進

地域の多世代交流事業を通して地域住民・市・社会福祉協議会・関係機関など様々な立場の方が参加・障がいのある方の生活を知ること、障がいを理解し、共に暮らしやすい地域づくり・まちづくりを進めます。

④ 障がい理解促進のための地域講演会の開催【再掲】〔3 - (3) - ②〕

地域における障がいに対する理解を深め、地域で支える体制を構築していくために、地域講演会を開催します。

児童発達支援センターの役割や療育内容の理解促進のため、「つくしまつり」の開催や、地域で開催される区民展等への子どもの作品展示など通じ、障がいに対する理解を促進します。

（２）障がいの有無にかかわらず、地域において、教育・保育等を受けられる環境を整備します。

① 保育園等における加配職員の適切な配置【再掲】〔２－（１）－①〕

保育園等において、個別支援の必要量に応じて、加配職員（通常の基準に加えて配置される職員）を適切に配置します。

また、子ども一人一人の発達の状態を把握し、担任と加配職員が連携を図り、適切な支援に取り組みます。

② 学校生活支援員、中学校支援員、特別支援学級補助員の配置

小学校では、学校生活支援員と特別支援学級補助員を、中学校では、中学校支援員を配置します。支援が必要な児童・生徒に対して、教員の指導のもと、適切な支援に取り組みます。

③ 保育所等訪問支援の実施【再掲】〔３－（３）－①〕

保育所等訪問支援員が、発達の心配や障がいのある子どもが通う保育園等や小学校等を訪問し、子どもの特性や置かれている環境等を把握したうえで、保護者や施設の職員に対し、子どもが集団生活に適応できるように支援を行う「保育所等訪問支援」を実施します。

特に児童発達支援事業所から保育園等に就園する子ども、児童発達支援事業所や保育園等から小学校に就学する子どもなどに対して、ライフステージにおける移行がスムーズに行えるよう支援を実施します。

④ 保育園等、小中学校における医療的ケア児の受け入れ体制の整備【再掲】〔４－（１）－④〕

医療的ケア児を地域の保育園等や小中学校において受け入れられるようにするための体制を整備します。

具体的には、子どもが在籍する保育園等に看護師を派遣して、子どもが必要とする医療的ケアを行う「看護師派遣事業」を実施します。また、学齢期の子どもについても、地域の小中学校で受け入れができる体制整備を推進します。

そのほか、感染のリスク等により集団での保育が困難な子どものために、保育士が子どもの家庭で保育を実施する「居宅訪問型保育事業」を実施します。

⑤ 外国籍家庭への言語的支援の実施

外国籍等で、保護者の日本語の習得が不十分な家庭においても子どもが必要な社会資源を利用できるよう、外国語通訳等による支援を行います。

(3) 災害時における障がい児への地域の支援体制を整備します。

① 医療的ケア児の個別避難計画の作成

人工呼吸器、吸引器等の機材を必要とする医療的ケア児は、災害時における避難に時間と労力を要するため、必要な持ち出し物品、医療機器等の使用方法、避難ルート等を確認するための個別の避難計画を作成します。

② 障がい児の避難先の確保

指定避難所において福祉スペースを確保するなど、避難所での受け入れ体制及び支援体制の整備を図ります。

市内福祉事業所等との協定により、福祉避難所運営事業所や支援者派遣事業所等の体制を整備します。また、市内福祉事業所等のネットワークを構築し、災害時に地域内で連携した対応ができる体制の整備を検討します。

そのほか、人工呼吸器等、電源を必要とする医療デバイスを使用している子どもが避難生活を余儀なくされた場合の電源確保のため、非常用バッテリー給付等の方策を検討します。

③ 障がい児の地域活動への参加の促進

障がいのある子どもやその家族の自治区への加入が進むよう啓発を行うとともに、地域で実施される避難訓練をはじめとした地域活動に障がいのある子どもと家族の参加を促します。

第4章 障がい児支援の見込み及び目標

1. 障がい児通所支援及び障がい児相談支援の必要な量の見込み

給付の対象となる子ども

身体障がい・知的障がい・精神障がいのある子ども、難病等に該当する子ども、その他、医師の診断等により療育の必要性があると認められる子ども

(1) 第2期障がい児福祉計画の点検及び評価について

第2期計画で定めたサービスの見込量について、達成状況等の点検・評価を実施し、今後の課題について確認します。

ア) 障がい児通所支援

事業の種別	利用量	見込	単位	R 2	R 3	R 4	R 5
	実人数						
	事業所数						
児童発達支援	利用量	見込	件/月	1,340	1,337	1,347	1,357
		実績	件/月	1,282 (1,042)	1,145 (1,007)	1,257 (1,124)	
	実人数	見込	人	85	108	109	110
		実績	人	102	91	101	
	事業所数	見込	箇所	8	8	8	8
		実績	箇所	7	7	9	
医療型児童発達支援	利用量	見込	件/月	0	0	0	0
		実績	件/月	0	0	0	
	実人数	見込	人	0	0	0	0
		実績	人	0	0	0	
	事業所数	見込	箇所	0	0	0	0
		実績	箇所	0	0	0	
放課後等デイサービス	利用量	見込	件/月	3,300	2,930	2,990	3,178
		実績	件/月	2,996 (2,771)	2,605 (2,397)	3,197 (2,932)	
	実人数	見込	人	328	291	297	302
		実績	人	271	275	303	
	事業所数	見込	箇所	18	20	20	20
		実績	箇所	19	19	22	
保育所等訪問支援	利用量	見込	件/年	190	177	182	187
		実績	件/年	98	183	171	
	実人数	見込	人	27	30	31	32
		実績	人	21	30	32	
	事業所数	見込	箇所	1	2	2	3
		実績	箇所	3	3	3	
居宅訪問型児童発達支援	利用量	見込	件/月	0	10	10	10
		実績	件/月	6(3)	0(1)	0	
	実人数	見込	人	0	1	1	1
		実績	人	1	1	0	
	事業所数	見込	箇所	0	1	1	1
		実績	箇所	1	1	1	

(備考)

- 1 利用量について、各年度3月分で算定（括弧内の数字は、1年間の平均月利用量。）。ただし、保育所等訪問支援は年間利用量を記載。
- 2 実人数について、各年度3月末時点の支給決定人数で算定。
- 3 事業所数について、各年度3月末時点の登録事業所数で算定。

【児童発達支援】

利用者及び利用量は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和3年度のみ落ち込みが見られたものの、子ども1人あたりの平均月利用日数は年々増加が続いています。

児童発達支援センターつくし学園では看護師、理学療法士等の専門職を配置し、肢体不自由児や医療的ケア児の受入れも行っています。

【医療型児童発達支援】

半田市を含め、近隣に医療型児童発達支援を実施している事業所がなく、また、希望者もいなかったことから、利用はありませんでした。

【放課後等デイサービス】

利用者及び利用量は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和3年度のみ落ち込みが見られたものの、令和4年度からは新規開設による事業所数の増加もあり、再び大幅な増加をしています。

また、新規利用者の増加は、年長から小1にかけて最も多く、以降は大半が既存の利用者の継続利用となっています。

【保育所等訪問支援】

3か月から6か月の短期間で目標設定を行い、達成後にはサービスを終了し、順次、新たな利用希望者の受け入れができる運用を行っています。実利用人数については大きな変動はありませんでした。

【居宅訪問型児童発達支援】

医療的ケアが必要で、感染等の課題があり、集団への参加が難しい子どもの療育のために令和元年度から児童発達支援センターつくし学園で事業を開始しています。

イ) 障がい児相談支援

事業の種別	実人数	見込	単位	R 2	R 3	R 4	R 5
	事業所数	実績					
障がい児相談支援	実人数	見込	人	150	161	164	166
		実績	人	181 (156)	105 (141)	136 (153)	
	事業所数	見込	箇所	6	6	6	6
		実績	箇所	6	5	9	

(備考)

- 1 実人数について、各年度3月分の利用人数で算定。(括弧内の数字は、1年間の平均月利用量。)
- 2 事業所数について、各年度3月末時点の登録事業所数で算定。

【障がい児相談支援】

各指定障がい児相談支援事業所の協力により、「障がい児支援利用計画」の作成は、利用者全体の100%となっています。

事業所数については、第2期計画の見込みを超えています。

ウ) 障がいのある子ども・子育て支援等の利用状況

事業の種類別		見込	単位	R2	R3	R4	R5
		実績					
保育園		見込	人	62	84	85	86
		実績	人	83	81	82	76
幼稚園		見込	人		75	73	71
		実績	人	77	80	69	57
認定こども園	保育所型	見込	人	15	10	11	12
		実績	人	12	17	17	9
	幼稚園型	見込	人		27	28	29
		実績	人	24	26	16	19
放課後児童健全育成事業		見込	人	50	41	44	46
		実績	人	42	43	46	41

(備考)

- 1 保育園については、各年度4月1日時点の加配対象児等数で算定。
- 2 幼稚園については、各年度5月1日時点の加配対象児等数で算定。
- 3 認定こども園については、保育所型は各年度4月1日時点の加配対象児等数で算定、幼稚園型は各年度5月1日時点の加配対象児等数で算定
- 4 放課後児童健全育成事業については、各クラブから毎月提出される「登録児童状況調べ」における「登録障がい児（療育手帳若しくは身体障がい者手帳を所持する子ども、特別児童扶養手当証書を所持する子ども、又は医師、児童相談所、発達障害者支援センター等公的機関からこれらの子どもと同等の障がいを有していると認められる子どもをいう。）」数の年間平均値で算定。

(2) 第3期計画の見込み

ア) 基本的な考え方

障がい児通所支援等について、利用実績、子どもの保護者へのアンケート及び事業所等へのヒアリングにより、必要な需要量及び供給量を把握し、事業ごとに見込量を設定します。

上記障がい児支援のほかに、子ども・子育て支援について、障がいのある子どもの利用ニーズに関して見込量を設定します。

イ) 見込量

① 障がい児通所支援

事業の種別	利用量	単位	R 6	R 7	R 8
	実人数				
	事業所数				
児童発達支援	利用量	日/月	1,381	1,381	1,393
	実人数	人	107	107	108
	事業所数	箇所	11	11	11
放課後等デイサービス	利用量	日/月	3,468	3,536	3,613
	実人数	人	349	359	370
	事業所数	箇所	20	20	21
保育所等訪問支援	利用量	日/年	144	149	149
	実人数	人	29	30	30
	事業所数	箇所	3	3	3
居宅訪問型児童発達支援	利用量	日/月	10	10	10
	実人数	人	1	1	1
	事業所数	箇所	1	1	1

(備考)

- 1 利用量について、各年度年間の平均月利用量で算定。ただし、保育所等訪問支援は年間利用量を記載。
- 2 実人数について、各年度3月末時点の支給決定人数で算定。
- 3 事業所数について、各年度3月末時点の登録事業所数で算定。
- 4 「(1) 第2期障がい児福祉計画の点検及び評価について」に記載の医療型児童発達支援については、令和6年度以降、児童発達支援に統合予定のため記載なし。

見込量設定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童発達支援 直近3か年（R2・R3・R4）の利用の増加を勘案して算定。 ○ 放課後等デイサービス 直近3か年（R2・R3・R4）の利用の増加を勘案して算定。 ○ 保育所等訪問支援 直近3か年（R2・R3・R4）の利用実績がほぼ横ばいとなっていることから、現状と同程度の利用が見込まれるとして算定。 ○ 居宅訪問型児童発達支援 利用対象者が少ないことから、現状と同程度の利用が毎年見込まれるとして算定。
-----------	--

活動指針	障がい児通所支援事業所と関係機関が連携を図りながら、子どもの発達状況や生活環境を的確に把握し、子どもとその家族のニーズに応じた適切なサービスを提供します。
------	---

② 障がい児相談支援

事業の種類別	実人数	単位	R 6	R 7	R 8
	事業所数				
障がい児相談支援	実人数	人/月	152	155	159
	事業所数	箇所	9	9	9

(備考)

- 1 実人数について、各年度1年間の平均月利用人数で算定。
- 2 事業所数について、各年度3月末時点の登録事業所数で算定。

見込量設定の考え方	令和4年度の1人当たりの平均利用件数に各年度の障がい児通所支援の支給決定人数を乗じて算定。
-----------	---

活動指針	<p>相談支援専門員が子どもの発達状況や生活環境を的確に把握し、本人に合った支援の利用調整を行います。</p> <p>そのために個別の支援会議を実施し、子どもとその家族のニーズを把握するとともに関係機関で方針を共有して支援を行います。</p>
------	---

③ 発達障がい者等に対する支援

事業の種類別	単位	R 6	R 7	R 8
ペアレントトレーニング	人	10	10	10
ペアレントプログラム	人	16	16	16
ペアレントメンター	人	2	2	2
ピアサポートの活動	人	2	2	2

(備考)

- 1 ペアレントトレーニング・ペアレントプログラムについて、各年度1年間の受講者数で算定。
- 2 ペアレントメンターについて、あいち発達障害者支援センターが実施する「ペアレントメンター養成講座」の受講修了者（過去の受講者含む。）の累積人数で算定
- 3 ピアサポートの活動について、各年度1年間の延べ参加人数で算定。

※ピアサポート：本計画では、障がいのある子どもの保護者同士の交流を目的とするものであって、市が主催又は共催する活動と定義。

見込量設定の考え方	<p>○ペアレントトレーニング 令和5年度の実施予定人数10名。令和6年度以降も同数を見込む。</p> <p>○ペアレントプログラム 令和5年度の実施予定人数16名。令和6年度以降も同数を見込む。</p> <p>○ペアレントメンター 令和5年4月現在のペアレントメンターは0名。「ペアレントメンター養成講座」受講には、①発達障がいのある児童の養育経験があること、②ペアレントメンター等活動推進連絡会を構成する親の会に所属し、その会員として相談経験があること、③所属する親の会の代表者推薦を受けた者の全ての要件を満たす必要がある。当該講座は1年おきの開催のため、令和6年度に新たな受講修了者を見込む。</p> <p>○ピアサポートの活動 令和5年度の実施予定人数2名。令和6年度以降も同数を見込む。</p>
-----------	--

活動指針	<p>○ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム 保護者が子どもとより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を行えるよう事業を継続的に実施していきます。</p> <p>○ペアレントメンター・ピアサポートの活動 ピアサポート（当事者同士の活動）として保護者が抱えている不安や悩みを共有できる茶話会等の場を提供します。 茶話会等の場には、ペアレントメンターを始め障がいのある子どもの子育てを経験した保護者に参加してもらい、自らの体験を話してもらうことや、地域資源に関する情報提供をしてもらうことを通じ、現に子育てに困っている家族に対する共感的なサポートを行います。</p>
------	--

④ 障がいのある子ども・子育て支援等の利用ニーズ

事業の種別		必要量	単位	R6	R7	R8
保育園		86	人	80	80	80
幼稚園		75	人	65	65	65
認定こども園	保育所型	12	人	10	10	10
	幼稚園型	29	人	20	20	20
放課後児童健全育成事業		46	人	44	47	51

(備考)

- 1 保育園については、各年度4月1日時点の加配対象児数で算定。
- 2 幼稚園については、各年度5月1日時点の加配対象児数で算定。
- 3 認定こども園については、保育所型は各年度4月1日時点の加配対象児等数で算定、幼稚園型は各年度5月1日時点の加配対象児等数で算定
- 4 放課後児童健全育成事業については、各クラブから毎月提出される「登録児童状況調べ」における「登録障がい児（療育手帳若しくは身体障がい者手帳を所持する子ども、特別児童扶養手当証書を所持する子ども、又は医師、児童相談所、発達障害者支援センター等公的機関からこれら子どもと同等の障がいを有していると認められる子どもをいう。）」数の年間平均値で算定。

見込量設定の考え方	<p>○保育園・幼稚園・認定こども園 保育園は過去2年間（幼稚園は過去4年間）の加配対象児の総児童数に対する平均割合を令和6年度以降の予定入園児童数に乗じて算定。</p> <p>○放課後児童健全育成事業 令和5年度の登録障がい児数に特別支援学級在籍児童数の伸び率を乗じて算定。</p>
-----------	--

活動指針	<p>○保育園・幼稚園・認定こども園 個別の支援が必要な子どもの人数に合わせて、適切な加配職員（通常の基準に加えて配置される職員）を配置します。</p> <p>○放課後児童健全育成事業 事業所において、職員の支援力向上を目的とした研修会の実施により障がいのある子どもの受入れを促進します。</p>
------	--

2. 障がい児支援の提供体制の確保に係る目標

(1) 基本的な考え方

国の基本指針に基づき、障がい児支援の提供体制の整備として「① 児童発達支援センターの設置」「② 保育所等訪問支援の充実」「③ 重症心身障がい児を支援する事業所の確保」「④ 医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築」「⑤ 医療的ケア児等コーディネーターの配置」の5点について、数値目標を定めます。

上記5点については、第2期計画においても設定した目標となります。本市においては、第2期計画期間中に全ての目標について達成しています。

(2) 数値目標

ア) 児童発達支援センターの設置【関連：第3章 基本計画 3 全体】

国の基本指針

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置すること。

目標	児童発達支援センターを1か所以上設置
現状（令和5年度末時点）	児童発達支援センターの設置数：1か所
目標（令和8年度末時点）	児童発達支援センターの設置数：1か所

活動指針

身近な地域における中核的な療育施設として児童発達支援事業に加え、地域支援事業として①「発達支援相談あゆみ」による相談支援、②巡回療育支援による支援機関への指導・助言等、③保育所等訪問支援、④地域研修会・地域講演会、⑤ペアレントプログラム・ペアレントトレーニング等を実施します。

イ) 保育所等訪問支援の充実【関連：第3章 基本計画 3- (3) -①】

国の基本指針

障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和8年度末までに保育所等訪問支援を活用できる体制を構築すること。

目標	保育所等訪問支援の事業所を1か所以上確保
現状（令和5年度末時点）	保育所等訪問支援の事業所数：3か所
目標（令和8年度末時点）	保育所等訪問支援の事業所数：3か所

活動指針

児童発達支援センターつくし学園から保育園、幼稚園、こども園等に就園する子ども、つくし学園や保育園等から小学校に就学する子どもなど、ライフステージにおける移行がスムーズに行えるように、支援員が保育園、幼稚園、こども園、小学校等を訪問し、子どもの保護者や施設の職員への支援を実施します。

ウ) 重症心身障がい児を支援する事業所の確保【関連：第3章 基本計画 4-(1)-⑥】

国の基本指針

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保すること。

目標	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を1か所以上確保
現状（令和5年度末時点）	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数：2か所
目標（令和8年度末時点）	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数：2か所
目標	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保
現状（令和5年度末時点）	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数：2か所
目標（令和8年度末時点）	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数：2か所

（備考）

本計画では、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所を「主として重症心身障がい児を通わせる児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所」として県の指定を受けている事業所と定義。

※「主として重症心身障がい児を通わせる児童発達支援事業所」として指定を受けるために必要な人員等の基準を満たしている事業所については、当該指定を受けていない場合でも「主として重症心身障がい児を通わせる児童発達支援事業所」とみなして算定。

活動指針	<p>現状として1か所以上の事業所を確保できているものの、医療的ケア児を含む重症心身障がい児を支援する事業所は、看護師の配置等の必要性から新規の事業所の増加は容易には見込めない状況です。</p> <p>児童発達支援センターつくし学園と民間事業所が連携して支援を行っていく必要があります。</p> <p>また、今後の需要の増加に備えて、近隣自治体と連携して必要な社会資源の確保に努めます。</p>
------	---

エ) 医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築【関連：第3章 基本計画 4-(1)-③】

国の基本指針

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けること。

目標	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
現状（令和5年度末時点）	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置：あり
目標（令和8年度末時点）	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置：あり

活動指針	<p>半田市障がい者自立支援協議会に設置された「医療的ケア支援に係る検討会」により、医療、福祉、教育等の多機関で連携して医療的ケア児の近況等の情報共有、課題の把握及び支援策の協議を継続的に実施します。</p>
------	--

オ) 医療的ケア児等コーディネーターの配置【関連：第3章 基本計画 4-(1)-①】

国の基本指針

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

目標	医療的ケア児等コーディネーターを1名以上配置
現状（令和5年度末時点）	医療的ケア児等コーディネーター数：4名
目標（令和8年度末時点）	医療的ケア児等コーディネーター数：4名

活動指針

医療的ケア児の出生等から、当該子どもやその家族に寄り添いながら、必要な支援を総合的に調整する役割として、医療的ケア児等コーディネーターを配置します。保護者や関係機関が必要時に相談できる体制として、医療分野と福祉分野に各2名配置します。

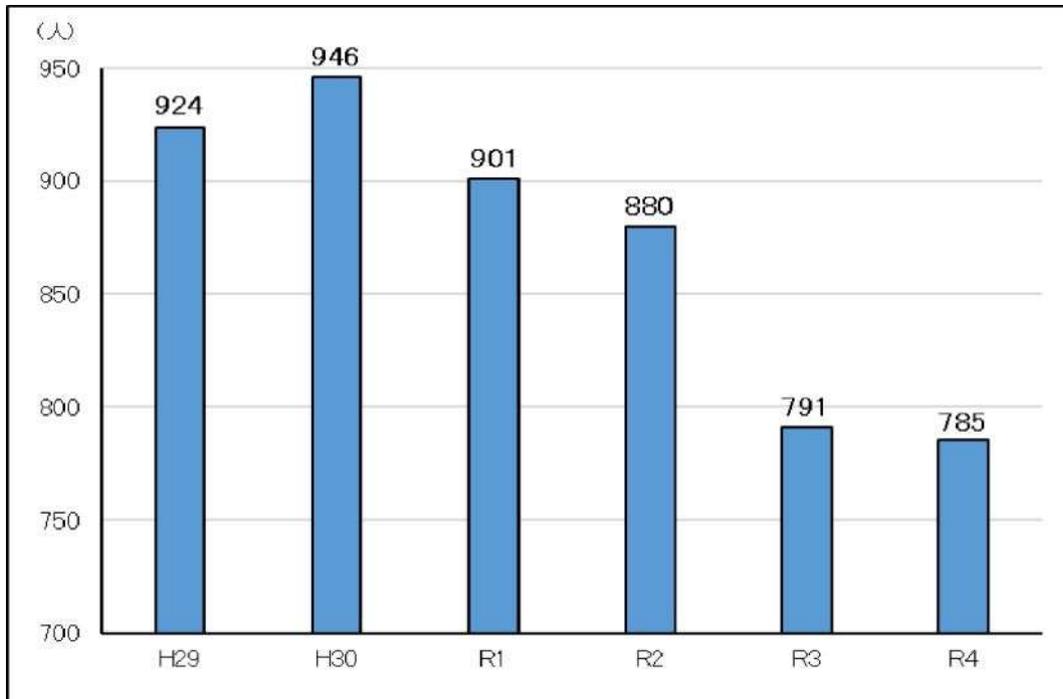
資 料 編

半田市障がい児福祉計画 資料編 目次

1. 半田市における障がい児の現状	1
(1) 出生数の推移	1
(2) 18歳未満人口の推移	1
(3) 1歳6か月児健康診査における保健指導の状況	2
(4) 3歳児健康診査における保健指導の状況	2
(5) 市内保育園・幼稚園・こども園における加配対象児童数の推移	3
(6) 市内小中学校における特別支援学級在籍児童数の推移	4
(7) 18歳未満の障がい者手帳所持者の推移	4
2. 策定に係る会議の開催状況	8
(1) 半田市障がい児福祉計画庁内検討会議及び同部会	8
(2) 半田市障がい者自立支援協議会及び同運営会議	8
3. アンケート調査の結果	9
(1) 事業所向けアンケート調査	9
(2) 当事者向けアンケート調査	10
(3) 関係機関向けアンケート調査	30
4. 用語解説	36

1. 半田市における障がい児の現状

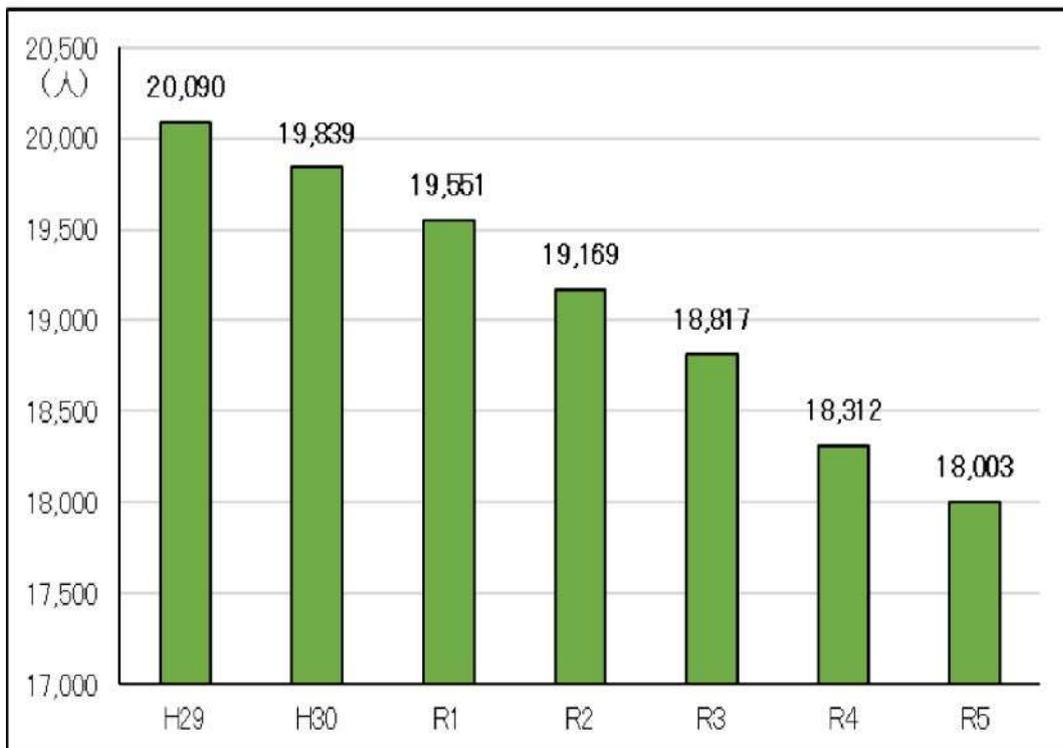
(1) 出生数の推移



各年度4月1日現在

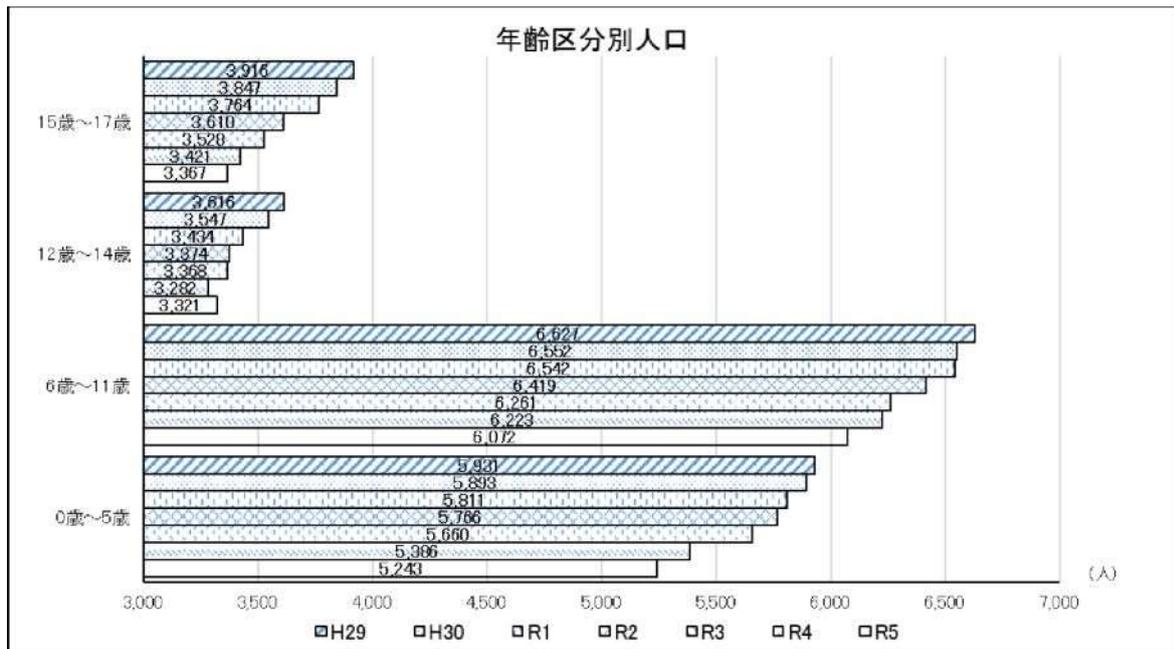
(資料:住民基本台帳)

(2) 18歳未満人口の推移



年度4月1日現在

(資料:住民基本台帳)



各年度4月1日現在

(資料：住民基本台帳)

(3) 1歳6か月児健康診査における保健指導の状況

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率	受診結果		
				問題なし	指導のみ	継続フォロー有
R2	948	941	99.3%	288人	162人	491人
				30.6%	17.2%	52.2%
R3	883	874	99.0%	287人	169人	418人
				32.8%	19.3%	47.8%
R4	835	829	99.3%	264人	308人	257人
				31.8%	37.2%	31.0%

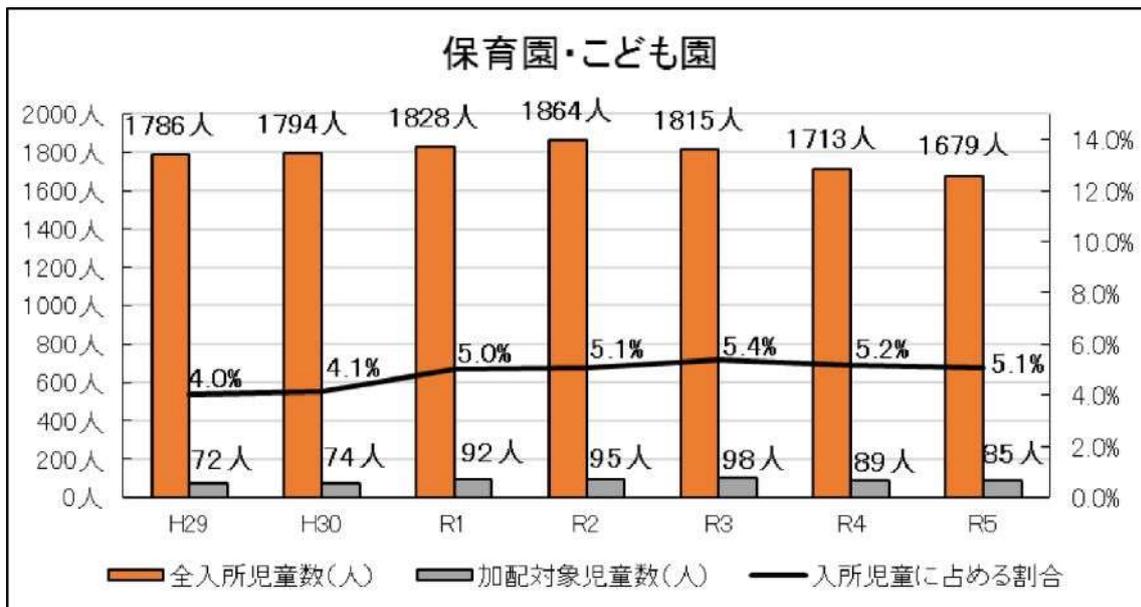
(資料：子育て相談課作成)

(4) 3歳児健康診査における保健指導の状況

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率	受診結果		
				問題なし	指導のみ	継続フォロー有
R2	966	959	99.3%	533人	174人	252人
				55.6%	18.1%	26.3%
R3	937	926	98.8%	521人	235人	170人
				56.3%	25.4%	18.4%
R4	858	853	99.4%	532人	205人	116人
				62.4%	24.0%	13.6%

(資料：子育て相談課作成)

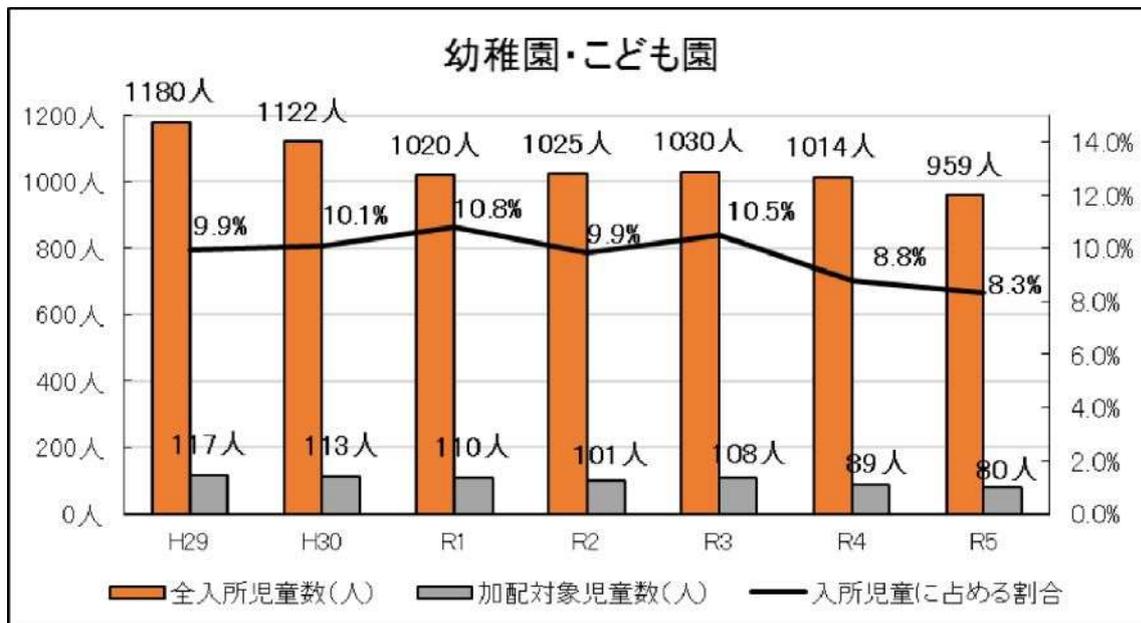
(5) 市内保育園・幼稚園・こども園における加配対象児童数の推移



各年度4月1日現在

(資料：幼児保育課作成)

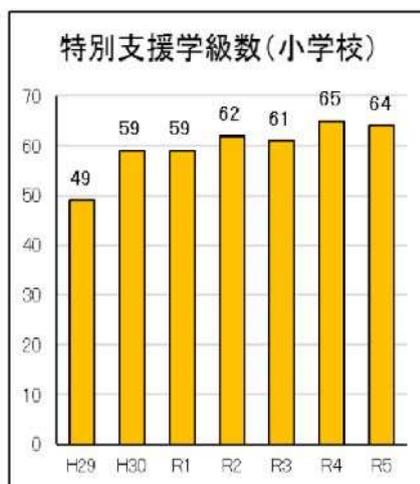
※「保育園・こども園」の全入所児童数は、3～5歳児の児童数。



各年度5月1日現在

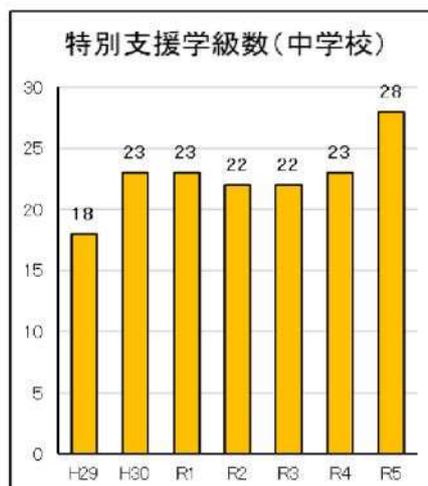
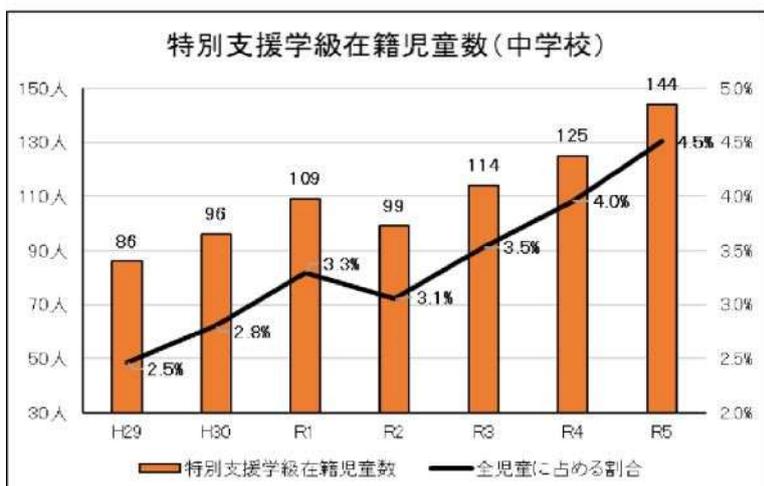
(資料：学校教育課作成)

(6) 市内小中学校における特別支援学級在籍児童数の推移



各年度5月1日現在

(資料：学校教育課作成)



各年度5月1日現在

(資料：学校教育課作成)

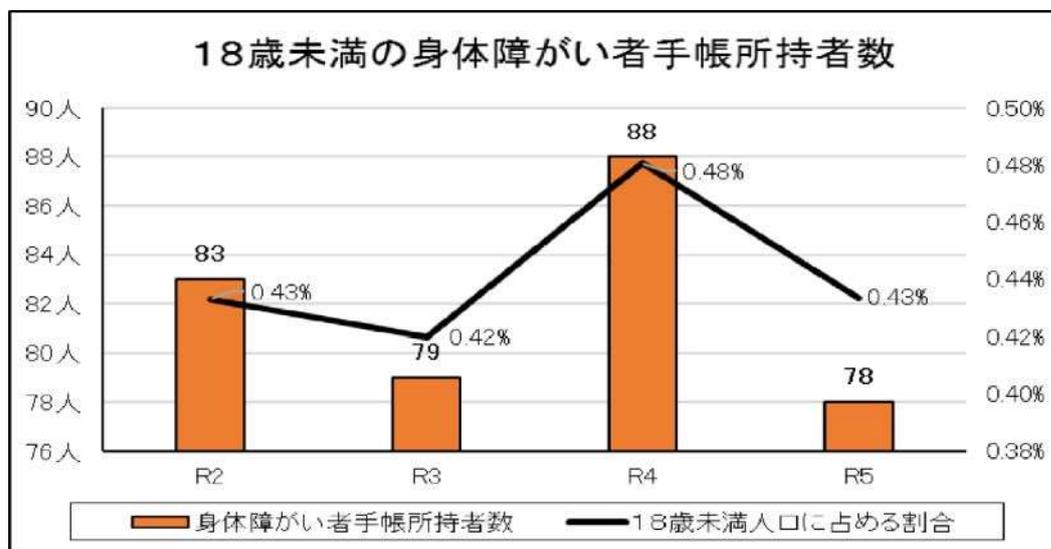
(7) 18歳未満の障がい者手帳所持者の推移

ア) 身体障がい者手帳

(人)

分	等級区							合計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級		
R2	視覚	1	0	1	0	0	0	2
	聴覚・平衡	2	6	2	2	0	5	17
	音声・言語	0	0	0	0			0
	肢体不自由	22	10	7	4	3	0	46
	内部障がい	13	0	3	2			18
	合計	38	16	13	8	3	5	83

	等級区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
		R3	1	0	1	0	0	0
	聴覚・平衡	1	6	3	1	0	4	15
	音声・言語	0	0	0	0			0
	肢体不自由	23	9	7	5	3	0	47
	内部障がい	11	0	3	1			15
	合計	36	15	14	7	3	4	79
	等級区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
		R4	1	0	1	0	0	0
	聴覚・平衡	1	6	3	1	0	4	15
	音声・言語	0	0	0	0			0
	肢体不自由	26	10	7	5	3	0	51
	内部障がい	16	0	3	1			20
	合計	44	16	14	7	3	4	88
	等級区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
		R5	1	0	1	1	0	0
	聴覚・平衡	1	7	2	0	0	3	13
	音声・言語	0	0	0	0			0
	肢体不自由	22	7	5	4	4	1	43
	内部障がい	14	0	3	2			19
	合計	38	14	11	7	4	4	78



各年度4月1日現在

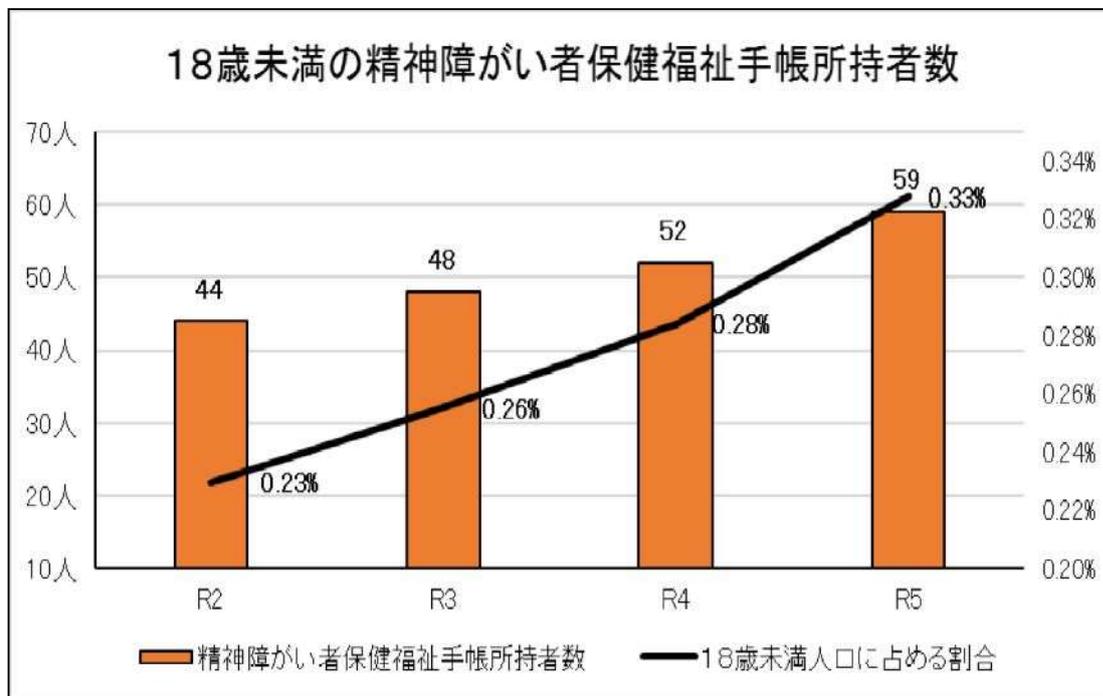
(資料：地域福祉課作成)

イ) 精神障がい者保健福祉手帳 (人)

年度	1級	2級	3級	合計
R2	2	32	10	44
R3	3	36	9	48
R4	2	41	9	52
R5	4	49	6	59

各年度4月1日現在

(資料：地域福祉課作成)



各年度4月1日現在

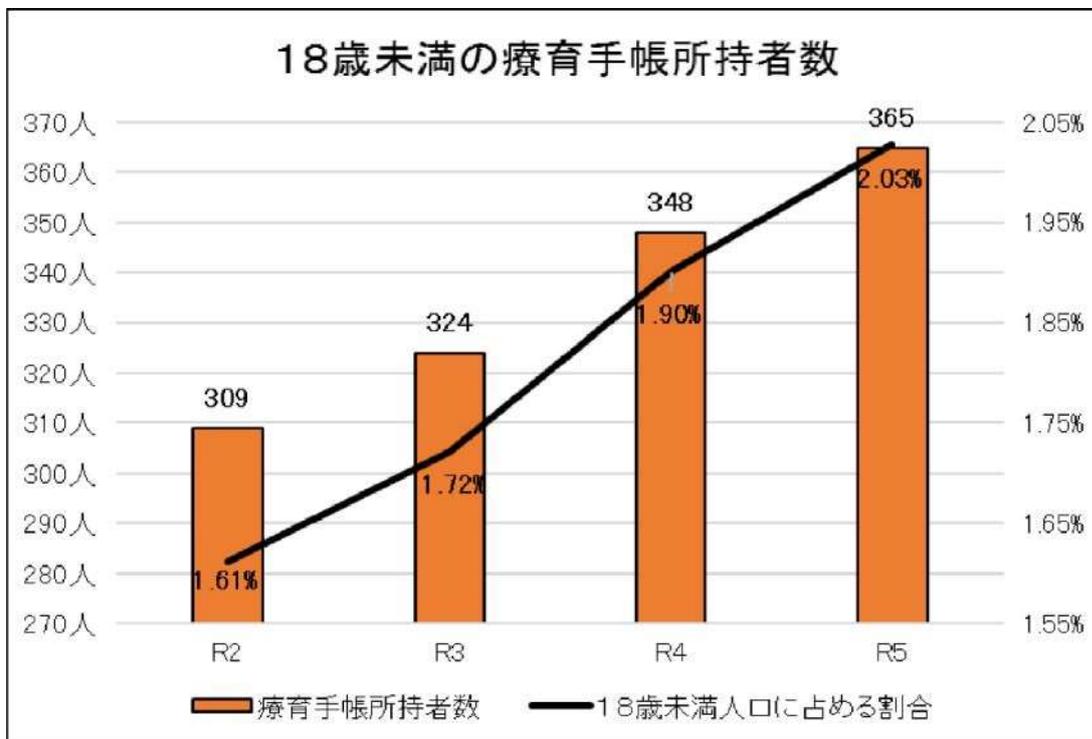
(資料：地域福祉課作成)

ウ) 療育手帳 (人)

年度	A判定	B判定	C判定	合計
R 2	88	61	160	309
R 3	91	68	165	324
R 4	99	67	182	348
R 5	106	71	188	365

各年度4月1日現在

(資料：地域福祉課作成)



各年度4月1日現在

(資料：地域福祉課作成)

2. 策定に係る会議の開催状況

(1) 半田市障がい児福祉計画庁内検討会議及び同部会

ア) 障がい児福祉計画庁内検討会議

回次	日付
第1回	令和5年 5月31日
第2回	令和5年10月 5日
第3回	令和6年 2月 2日

イ) 障がい児福祉計画庁内検討部会

令和4年度		令和5年度			
回次	日付	回次	日付	回次	日付
第1回	令和4年 5月11日	第1回	令和5年 4月18日	第8回	令和5年 7月18日
第2回	令和4年 5月17日	第2回	令和5年 4月28日	第9回	令和5年 8月 3日
第3回	令和4年 8月29日	第3回	令和5年 5月17日	第10回	令和5年 9月27日
第4回	令和5年 1月11日	第4回	令和5年 5月26日	第11回	令和5年10月25日
第5回	令和5年 1月20日	第5回	令和5年 6月 8日	第12回	令和6年 1月18日
第6回	令和5年 2月28日	第6回	令和5年 6月20日	第13回	令和6年 2月20日
第7回	令和5年 3月16日	第7回	令和5年 7月 6日		

(2) 半田市障がい者自立支援協議会及び同運営会議

ア) 障がい者自立支援協議会

回次	日付
第1回	令和5年 5月29日
第2回	令和5年 9月25日
第3回	令和6年 1月29日

イ) 障がい者自立支援協議会運営会議

回次	日付
第1回	令和5年 4月20日
第2回	令和5年 6月16日
第3回	令和5年 8月18日
第4回	令和5年10月20日
第5回	令和5年12月15日
第6回	令和6年 2月16日

3. アンケート調査の結果

(1) 事業所等アンケート

ア) 回答事業所

15事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援）

イ) 調査期間

令和5年3月1日から令和5年3月31日まで

ウ) 調査方法

対象機関に電子メールで依頼及び回収

エ) 調査結果（事業所等からの意見等）

① 障がい児福祉計画について

15事業所中10事業所から、計画を意識しながら事業所運営・事業所展開を行っているとの回答がありました。

第2期計画策定時の調査結果では、計画を特に意識していないという回答が大半を占めていたため、認知が進んでいると評価できます。

今後も、より多くの事業所に対して各事業と計画との関連性等をお伝えし、計画を意識した事業所運営を行っていただけるようにしていく必要があります。

② 関わっている障がいのある方やご家族の現状について

「障がいのある子がおり、両親共働き等の場合、夏休み（長期休み）の放課後等デイサービス事業所のサービス提供時間外における預け先がなく、就労を諦めざるを得ない家庭が増えている。」との回答がありました。

そうした状況において、「放課後児童健全育成事業での障がいのある子どもの受入れを促進して欲しい。」などのご意見もありました。

また、「重症心身障がいや医療的ケアの必要があるの子どもたちを受け入れることのできる事業所が不足している。」、「本来は一人で行える力が付いてきている場合にあって、機会がないために家庭ではできないといったケースがある。」、「日本語の習得が十分ではない外国籍の方が増加しており、子どもや保護者とのコミュニケーションが課題となってきている。」などのご意見がありました。

本計画では、重症心身障がいや医療的ケアの必要があるの子どもたちの受入れ先を確保すること、保護者の就労を支えるため、放課後児童健全育成事業による受入れの強化をすること、将来の自立を見据えて、子どもが自宅において独力で過ごすことができるように家庭の連携した支援を行っていくこと、外国籍家庭への言語的支援を行っていくことを盛り込んでいきます。

【関連：第3章 基本計画 4-(1)-⑤、4-(1)-⑥、5-(1)-①、5-(2)-①、6-(2)-⑤】

(2) 当事者向けアンケート

ア) 対象者

調査1：18歳未満の就学児（特別支援学校在籍者、小中学校特別支援学級在籍者、小中学校通常学級在籍の放課後等デイサービス利用者、高等学校在籍の放課後等デイサービス利用者）

調査2：未就学児（保育園加配対象者、保育園通級クラス対象者、幼稚園加配対象者（通級クラス含む）、児童発達支援のみ利用者）

イ) 調査期間

令和5年2月28日から令和5年3月22日まで

ウ) 調査方法

調査1：紙媒体による調査票 調査2：紙・電子媒体による調査票

エ) 回収状況

調査種別	配布数	有効回答数	有効回答率
調査1	572通	302通	52.8%
調査2	251通	157通	62.5%

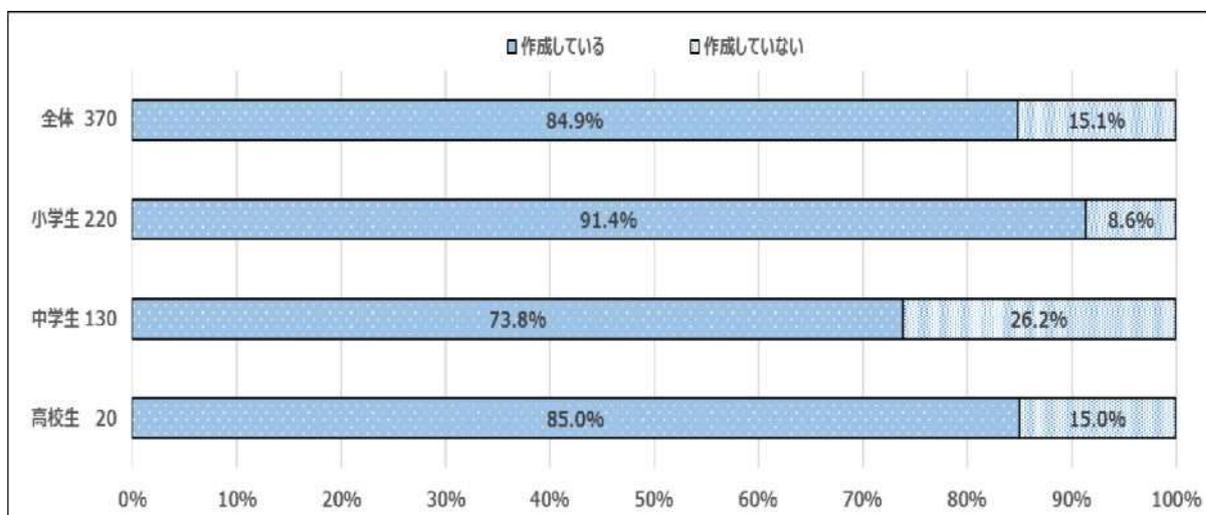
オ) 調査結果

調査1：18歳未満の就学児

① 個別の教育支援計画『ふれあい』（以下「ふれあい」という。）の作成状況

令和2年6月の前回アンケート時と比較すると、作成している人の割合は、全体：11.9ポイント、小学生：8.8ポイント、中学生：15.5ポイント、高校生：33.1ポイントの上昇が見られ、「ふれあい」の認知度は着実に上がっていることが分かります。

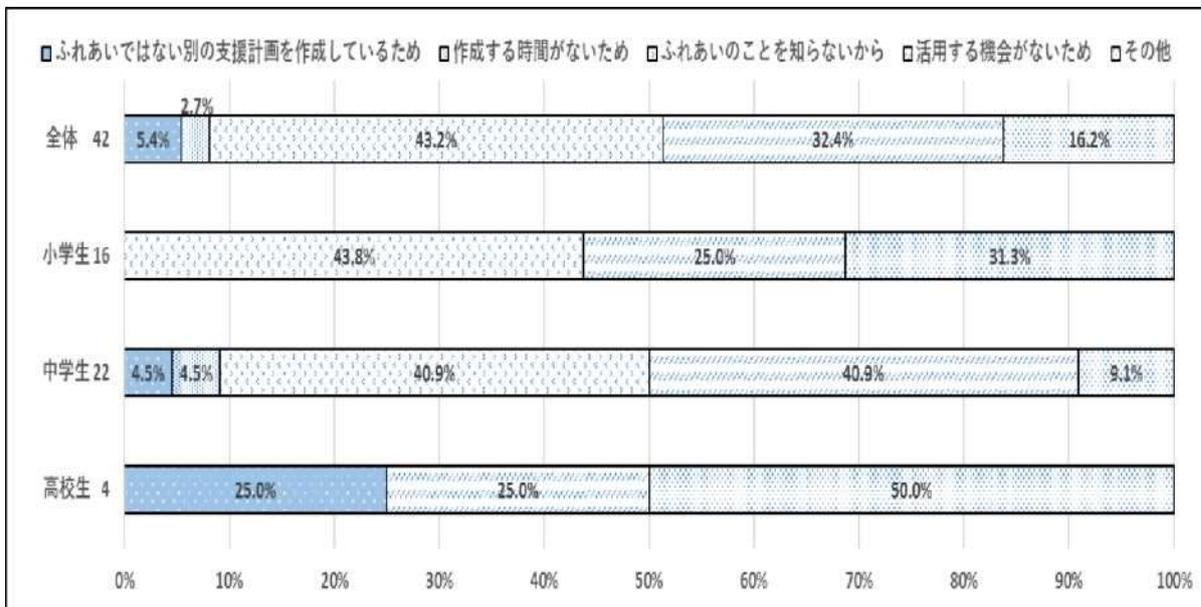
【関連：第3章 基本計画 1-(3)-④、2-(3)-①】



②「ふれあい」を作成していない理由

「ふれあいのことを知らない」「活用する機会がない」という理由が多くを占めました。作成していない児童生徒に対し、ふれあいの目的や活用方法をより周知していく必要があります。

【関連：第3章 基本計画 1-(3)-④、2-(3)-①】

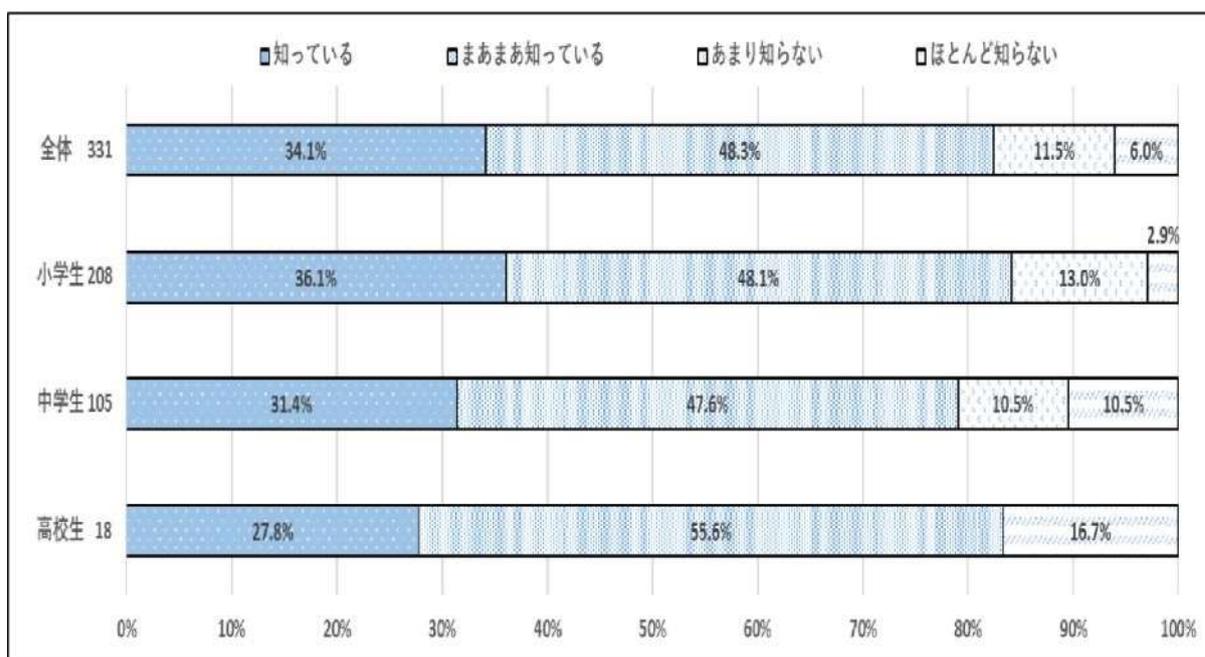


③「ふれあい」がどういうもので、どう活用されるか（調査対象者全体）

全体の8割以上で、「知っている」「まあまあ知っている」という回答がありました。

小学校、中学校、高校と進学するにつれて、「ほとんど知らない」という割合が増えているため、低年齢時に作成したふれあいを継続していく方針に課題があることが分かりました。

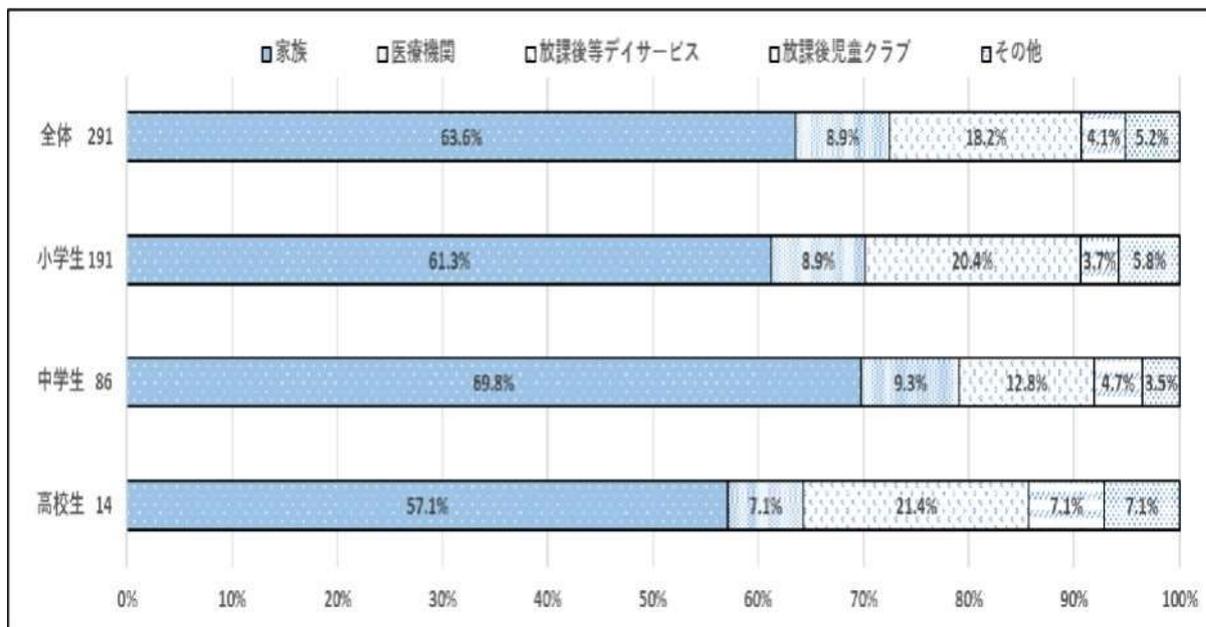
【関連：第3章 基本計画 1-(3)-④、2-(3)-①】



④「ふれあい」を学校以外で誰と共有しているか

全体の6割以上で家族との共有はできていますが、家族以外との共有率が低いため、今後は関係機関との共有を進めることが課題と考えられます。

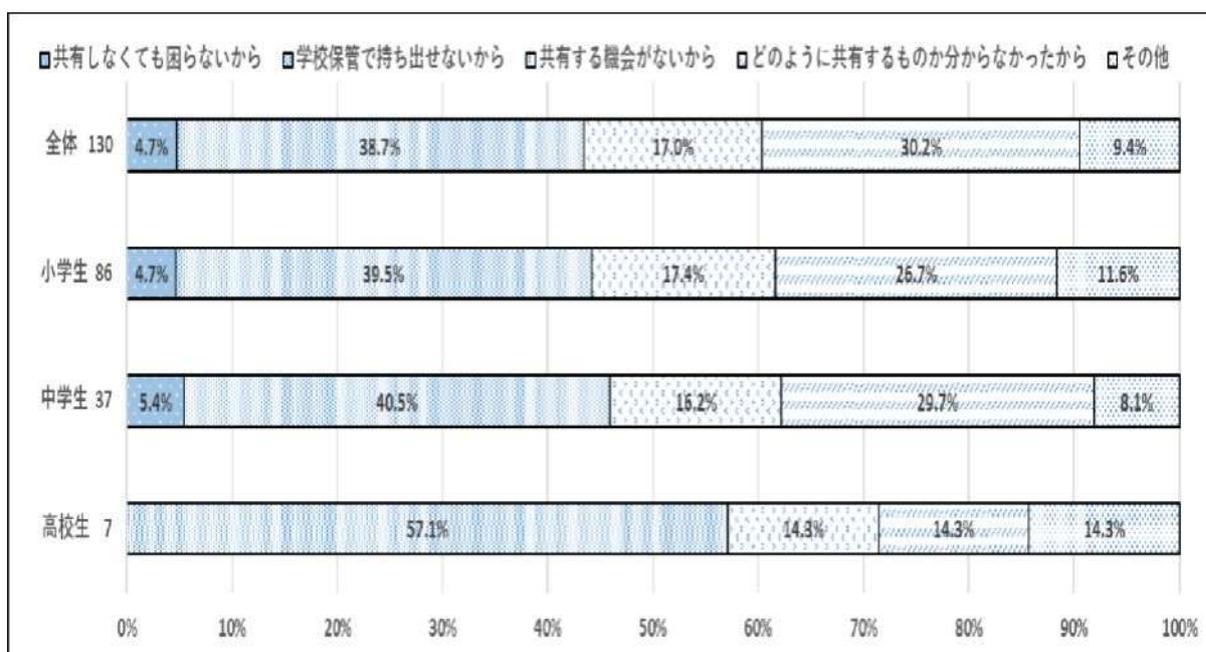
【関連：第3章 基本計画 1-(3)-④、2-(3)-①】



⑤ 学校以外と「ふれあい」を共有できていない理由

全体を通して、「学校保管で持ち出せないから」「どのように共有するものか分からなかったから」という回答が多くありました。学校以外の関係機関との共有方法を検討していく必要があると考えられます。

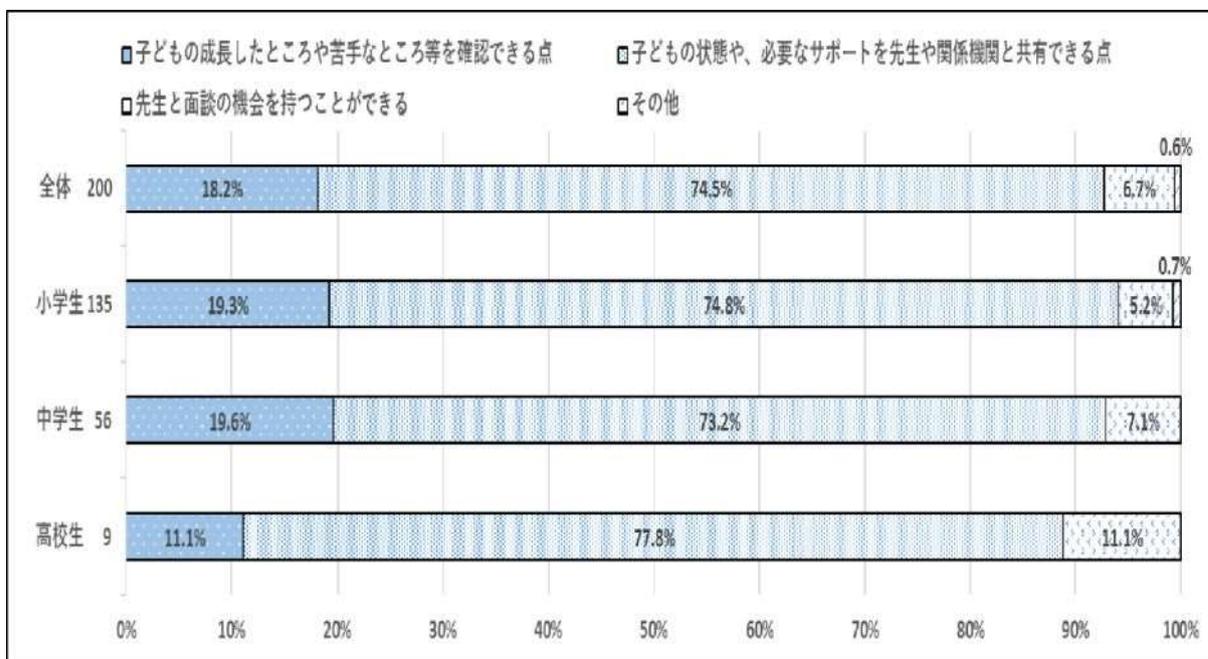
【関連：第3章 基本計画 1-(3)-④、2-(3)-①】



⑥「ふれあい」がどういう点で役に立ったか

全体の7割以上で、「子どもの状態や、子どもにとって必要なサポートを先生や関係機関と共有できる点」という回答がありました。

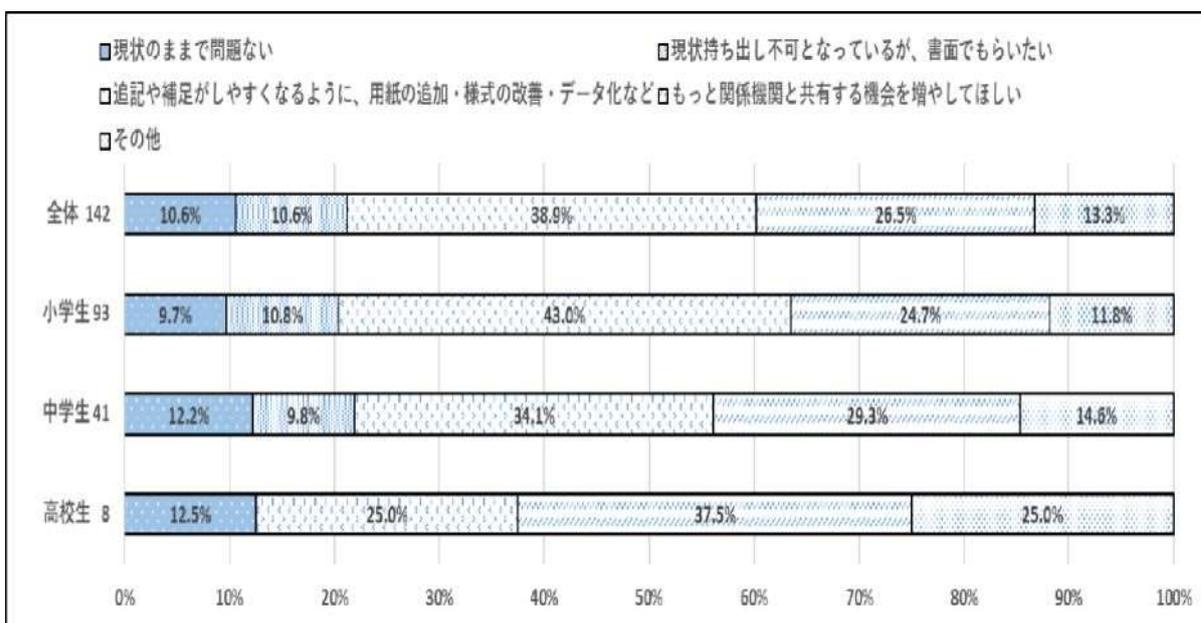
【関連：第3章 基本計画 1-(3)-④、2-(3)-①】



⑦「ふれあい」がどういうものだったら、より活用されていくと思うか

「書面でもらいたい」「追記や補足がしやすくなるように、用紙の追加・様式の改善・データ化」「関係機関と共有する機会の増加」という声が多くありました。より当事者にとって使い勝手の良いものにしていく必要があることが分かりました。

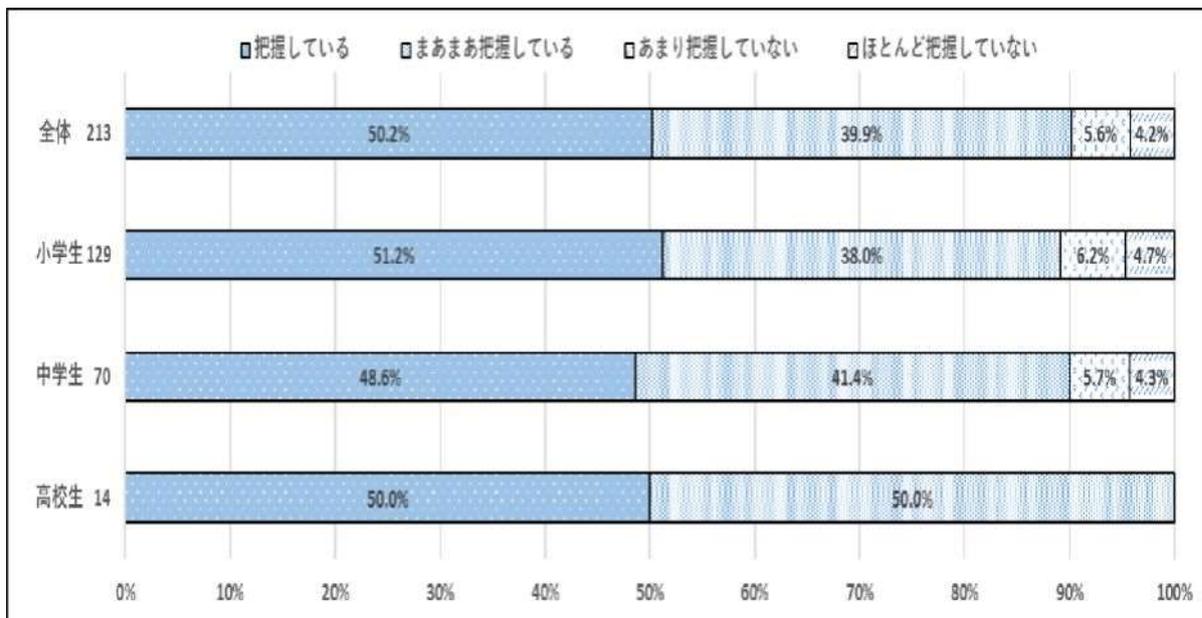
【関連：第3章 基本計画 1-(3)-④、2-(3)-①】



⑧ 放課後等デイサービスでお子さんに対して具体的にどのような支援が行われているか把握しているか

利用者全体の9割以上で、放課後等デイサービスの支援内容を「把握している」または「まあまあ把握している」という回答がありました。

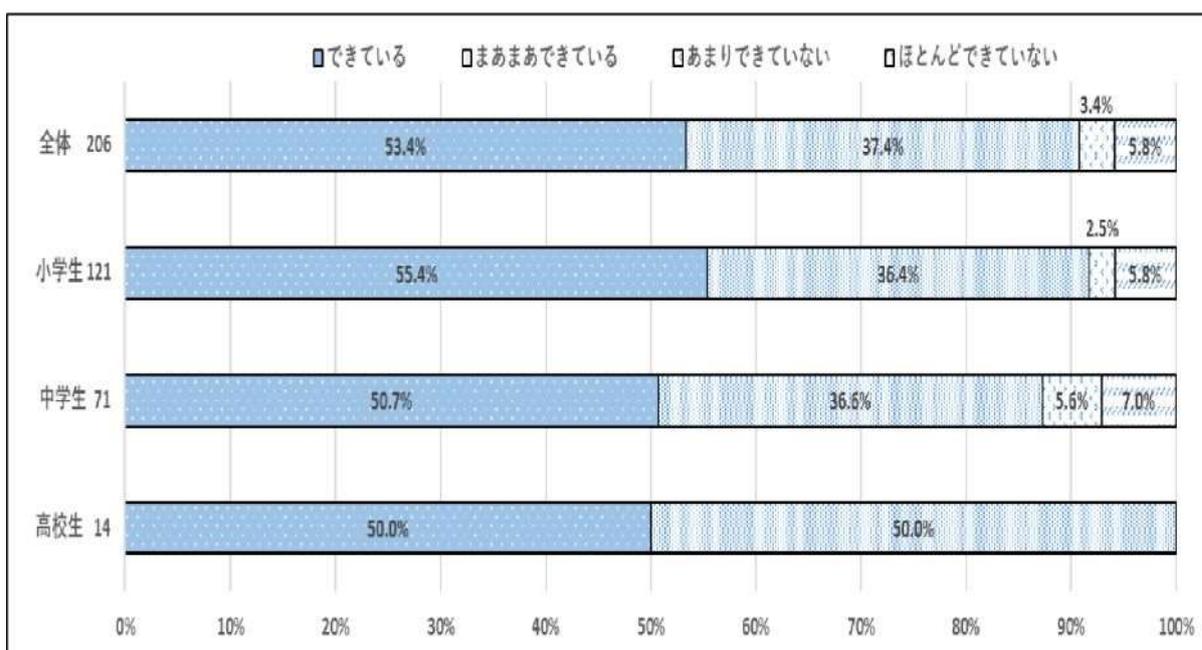
【関連：第3章 基本計画 1-(1)-⑥、2-(2)-④、5-(2)-①】



⑨ 放課後等デイサービスと日常的にお子さんに関する情報共有ができていますか

利用者全体の9割以上で、放課後等デイサービスとの情報共有を「できている」または「まあまあできている」という回答がありました。

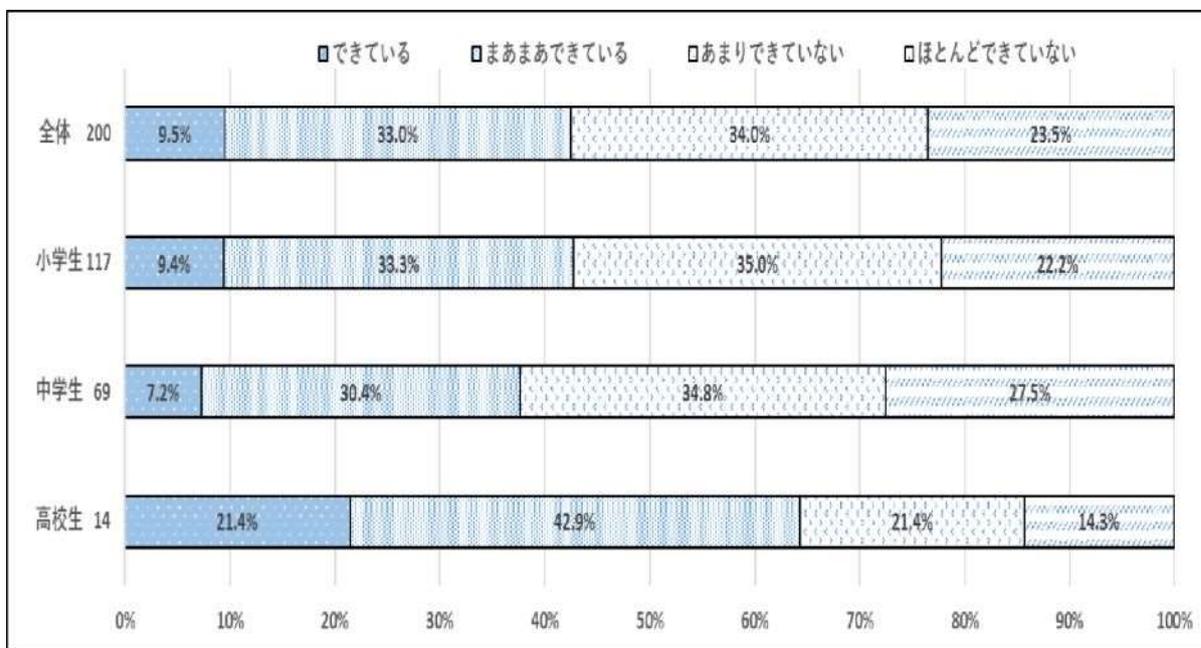
【関連：第3章 基本計画 2-(2)-④、5-(2)-①】



⑩ 放課後等デイサービスにおける支援内容を学校と共有できているか

利用者全体の5割以上で、放課後等デイサービスの支援内容を学校と「あまり共有できていない」または「ほとんどできていない」という回答がありました。

【関連：第3章 基本計画 2-(2)-④、2-(3)-③、2-(3)-④、2-(3)-⑤】



⑪ 児童への関わりに困った際に放課後等デイサービスに相談できているか

利用者全体の8割以上で、放課後等デイサービスへの相談は「できている」または「まあまあできている」という回答がありました。

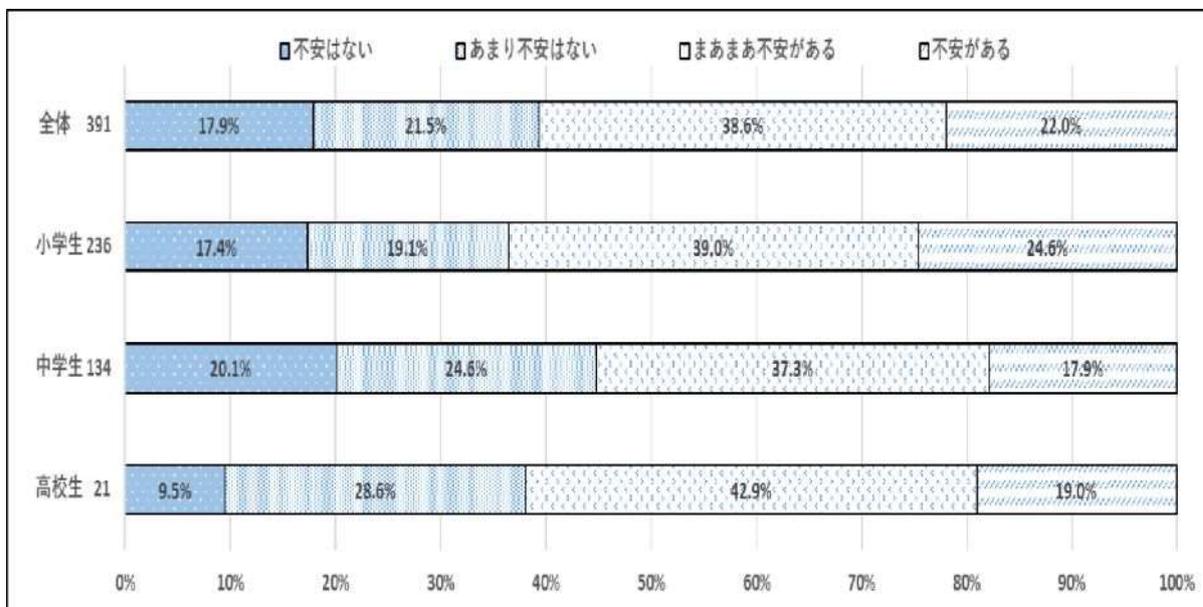
【関連：第3章 基本計画 2-(2)-④、5-(2)-①】



⑫ 保護者の方と離れて、お子さんが体験的宿泊事業を利用して外泊することに不安はあるか

全体の6割以上で、体験的宿泊事業について「まあまあ不安がある」または「不安がある」という回答がありました。

【関連：第3章 基本計画 1-(2)-④】

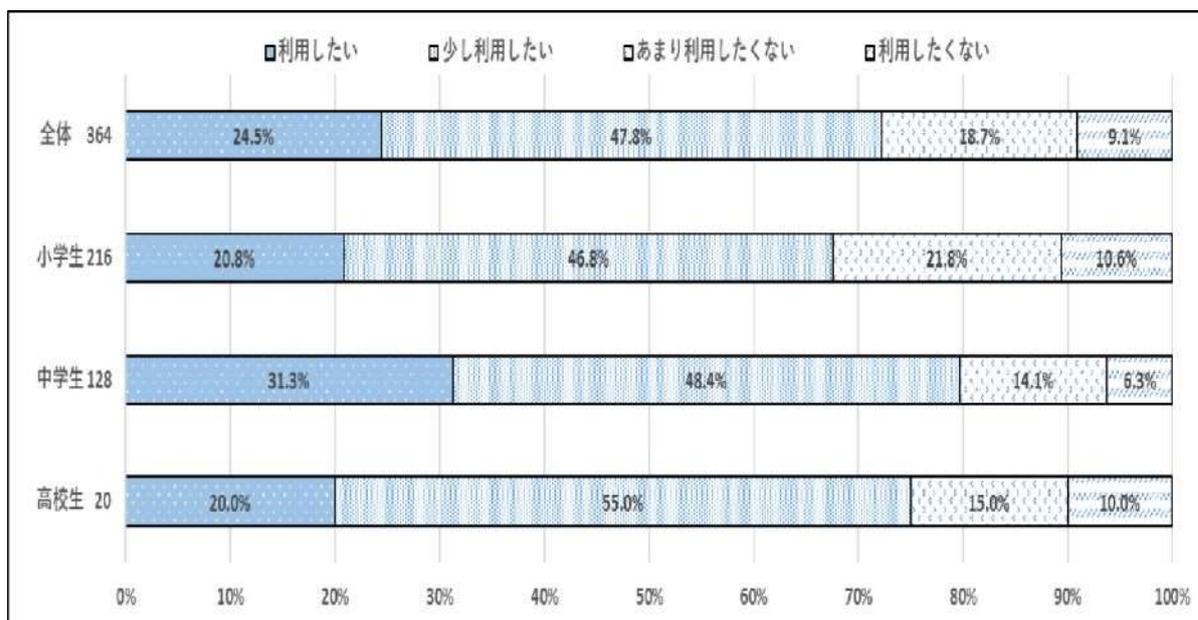


⑬ 事業所で宿泊の体験ができる事業（体験的宿泊事業）を利用したいと思うか

⑫のとおり、全体の6割以上で、お子さんが親元を離れて外泊することについて「まあまあ不安がある」または「不安がある」という回答がありました。

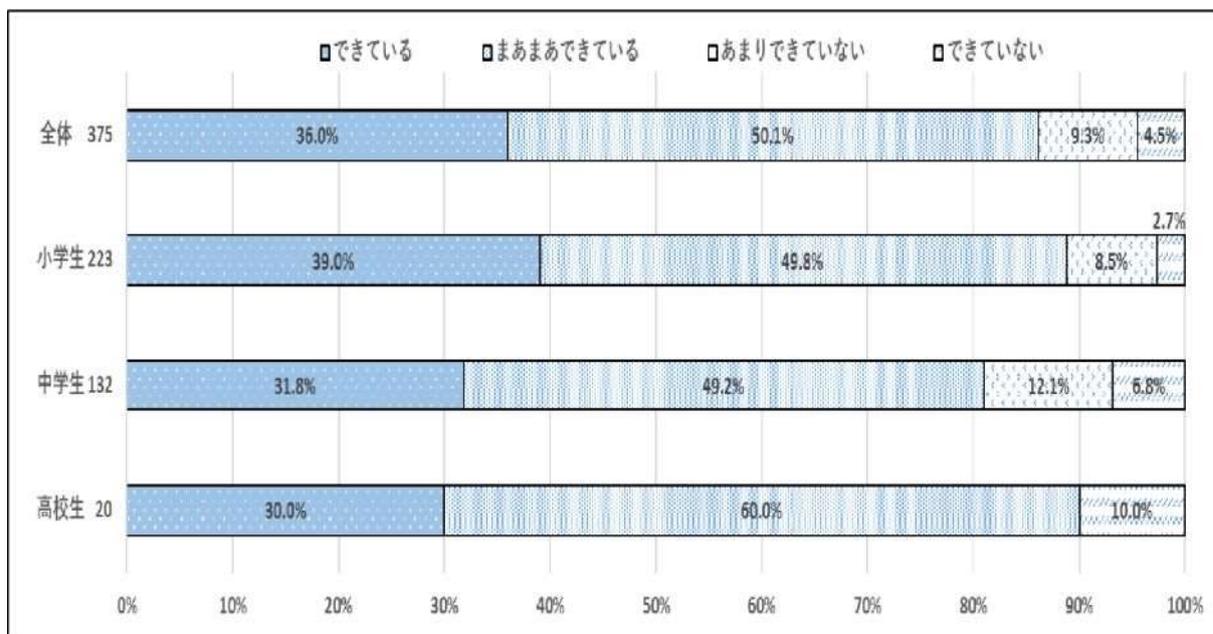
それ故に、将来の自立に向けて「利用したい」または「少し利用したい」と回答した人の割合が全体の7割以上と、関心が高いと考えられます。

【関連：第3章 基本計画 1-(2)-④】



⑭ お子さんが在籍する学校に対して、不安や悩みなどの相談ができていますか

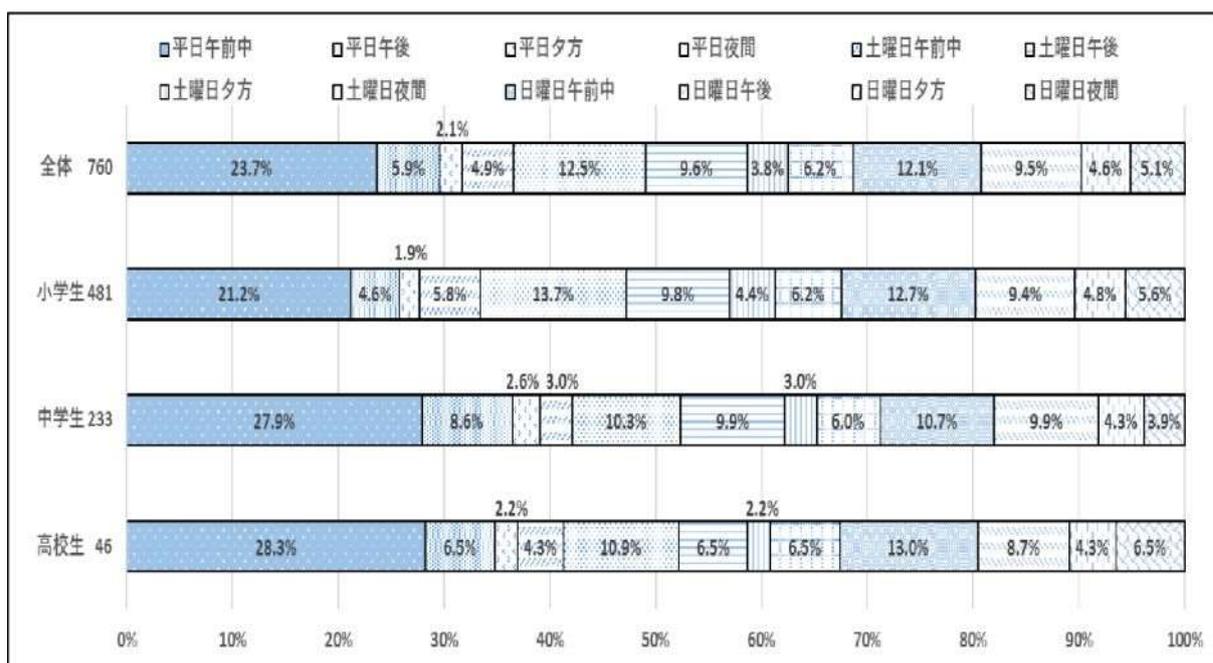
全体の13%に当たる人が、学校へ不安や悩みの相談が「あまりできていない」または「できていない」と回答していました。



⑮ 講座や研修を受けやすい曜日や時間帯

各年代ともに、平日の午前中を挙げた人の割合が最も高くなってはいますが、全体では土曜日・日曜日を挙げた人の割合が高い結果となりました。子の就学に伴い、共働き世帯が増加することが理由と考えられるため、土曜日・日曜日のニーズへの対応について検討する必要があります。

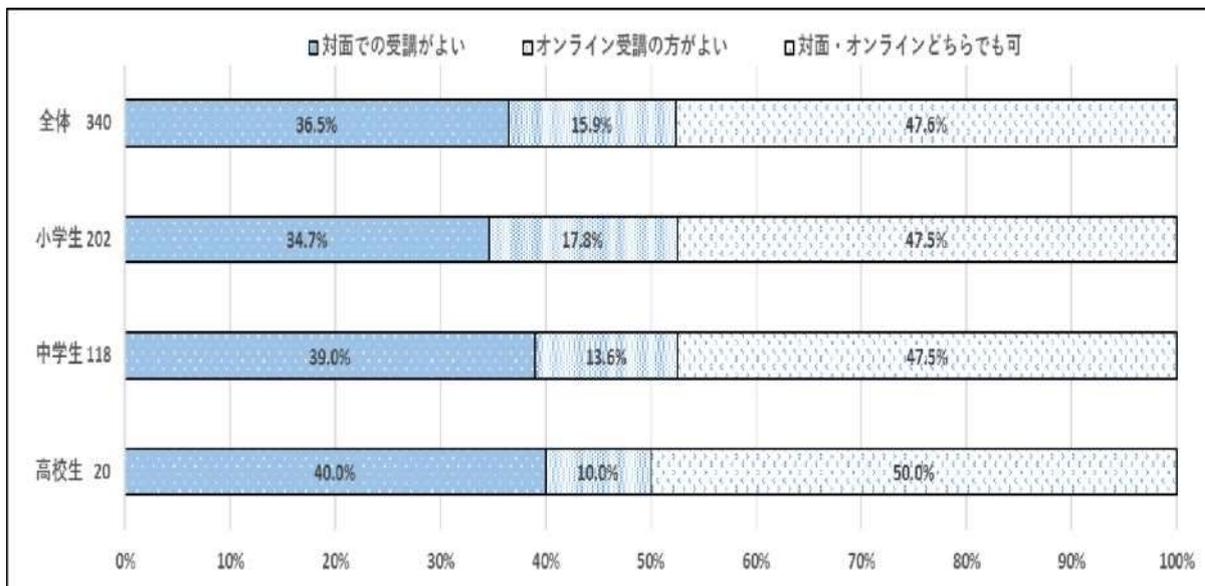
【関連：第3章 基本計画 1-(1)-⑥、1-(2)-③、3-(1)-⑤、3-(1)-⑥、3-(3)-②】



⑯ オンラインでの講座や研修の受講について

全体の6割以上で、「オンライン受講の方がよい」または「対面・オンラインどちらでも可」と回答しています。⑮のとおり、開催日時へのニーズも多様化していることが分かったため、オンライン研修・講座の推進を検討する必要があります。

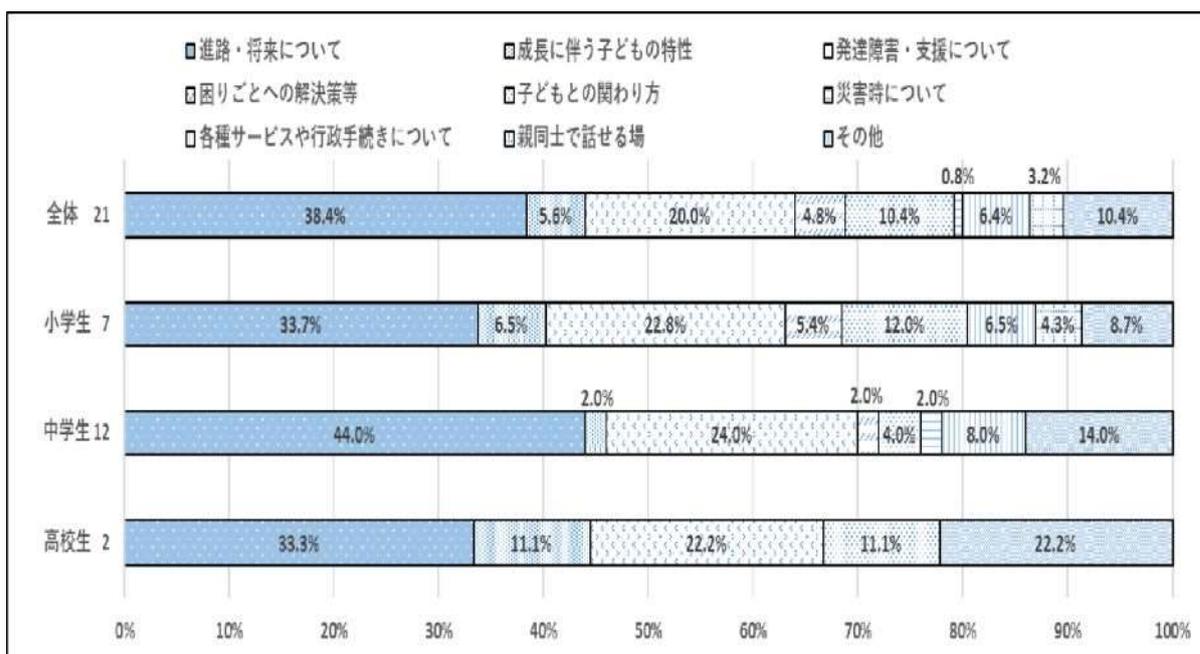
【関連：第3章 基本計画 1-(1)-⑥、1-(2)-③、3-(1)-⑤、3-(1)-⑥、3-(3)-②】



⑰ どのような内容の講座・研修を受けたいか

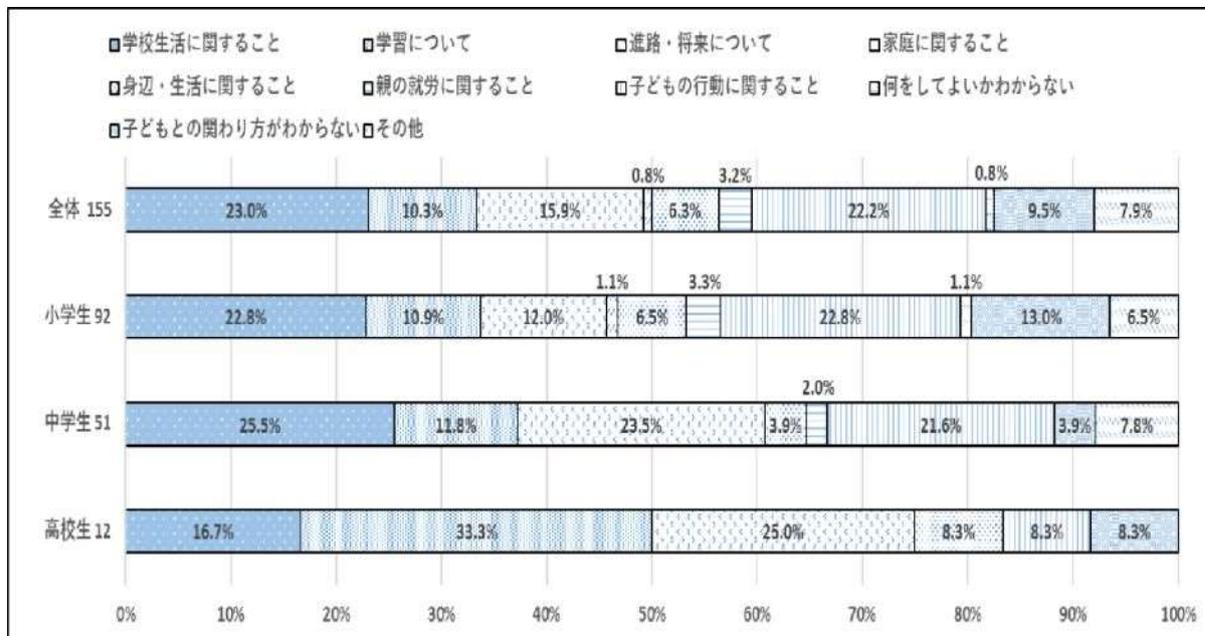
「障がいのある子どもの進路・将来について」、「発達障がい・支援について」との回答が多くありました。

【関連：第3章 基本計画 3-(1)-⑤、3-(1)-⑥、3-(3)-②】



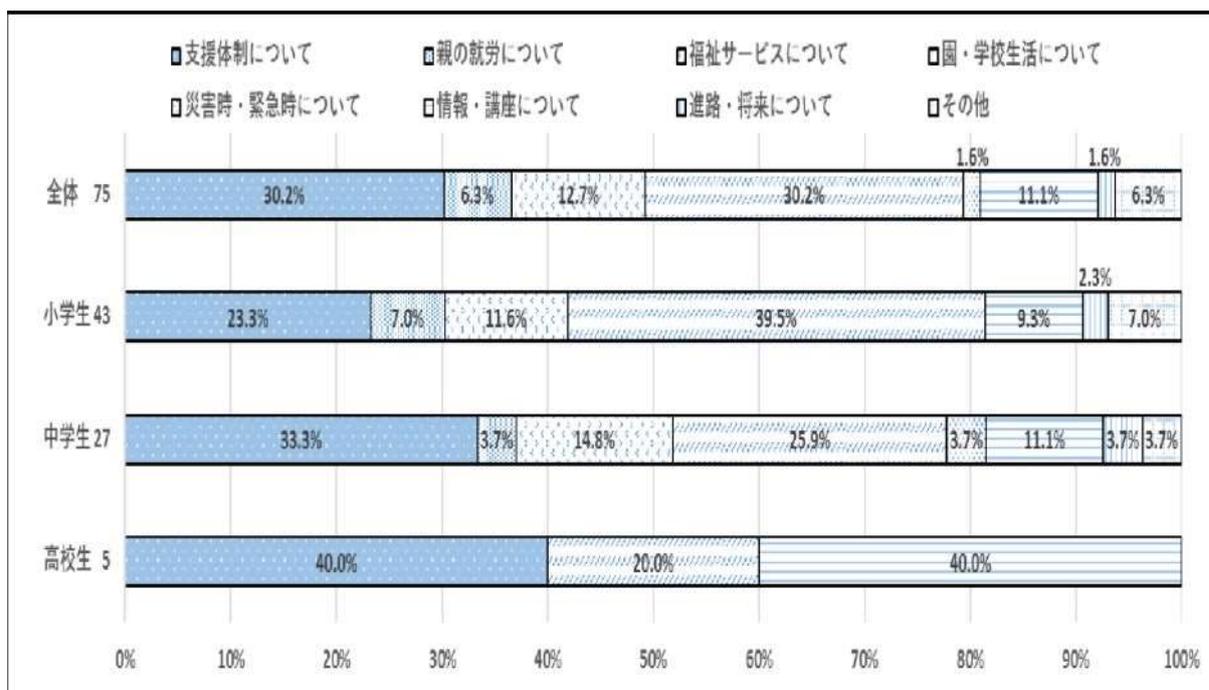
⑱ 今現在、困っていることはあるか

「学校生活に関すること」、「進路・将来について」、「子どもの行動に関すること」との回答が多くありました。



⑲ その他のご意見、ご要望等

障がい児やその家族への支援体制のより一層の充実や、学校の障がい理解の促進等、障がい児支援に関する情報が手に入りやすくなること等を望む意見が多くありました。

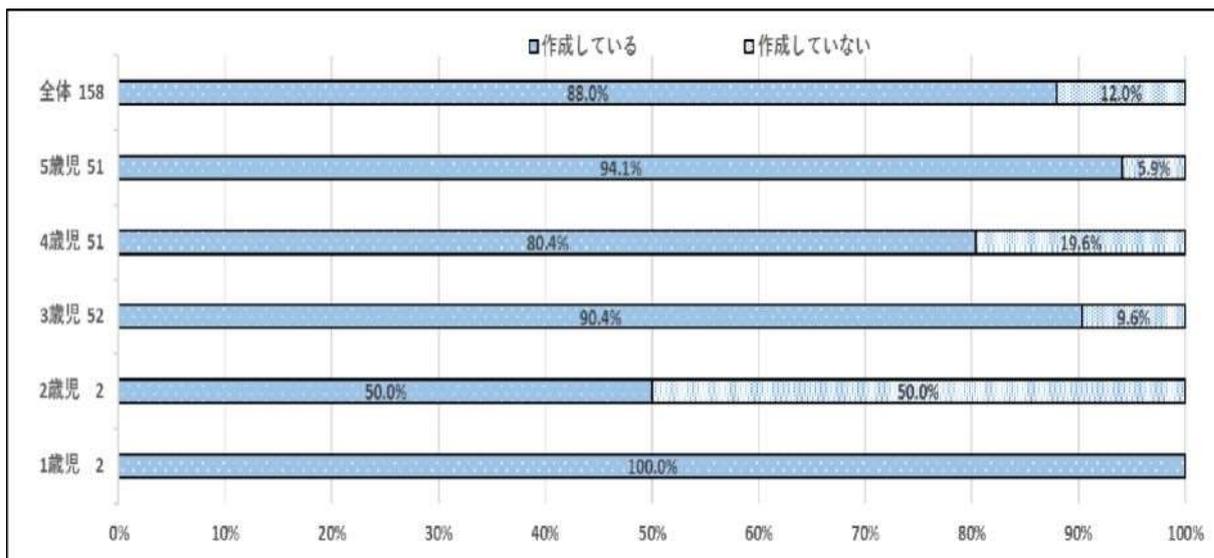


調査2：未就学児

①「ふれあい」の作成状況

令和2年6月の前回アンケート時と比較すると、作成している人の割合は、全体：16.8ポイント、5歳児：17.2ポイント、（4歳児：-7.8ポイント）、3歳児：11.7ポイントの上昇が見られ、「ふれあい」の認知度は着実に上がっていることが分かります。

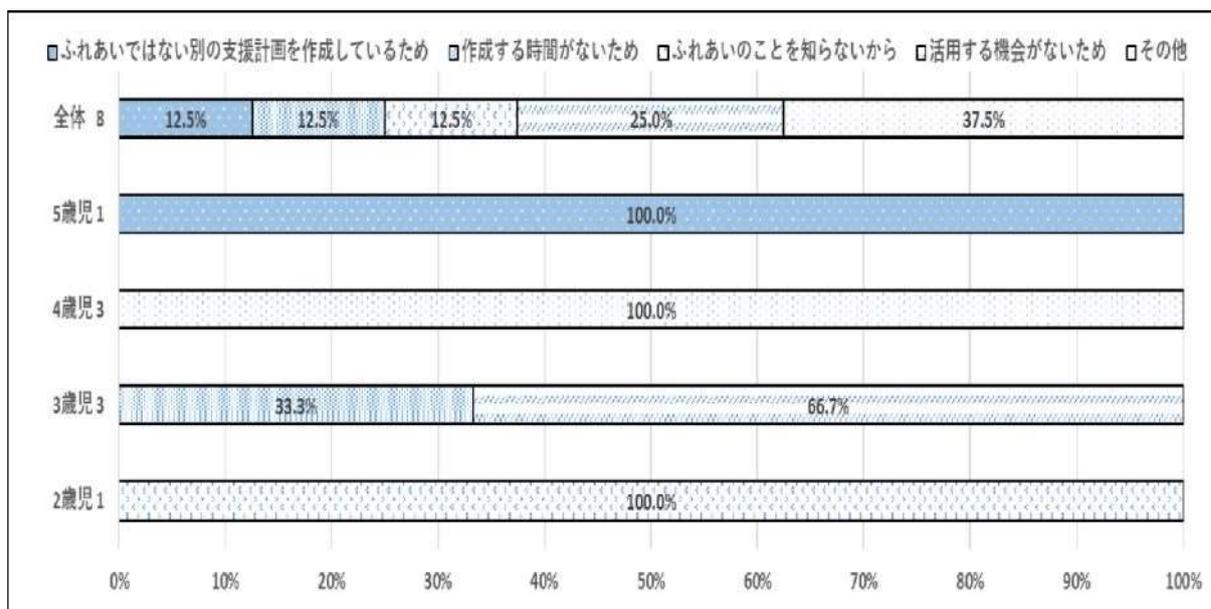
【関連：第3章 基本計画 1-(3)-④、2-(3)-①】



②「ふれあい」を作成していない理由

「ふれあいのことを知らない」、「活用する機会がない」という理由が多くを占めました。作成していない児童に対し、ふれあいの目的や活用方法をより周知していく必要があります。

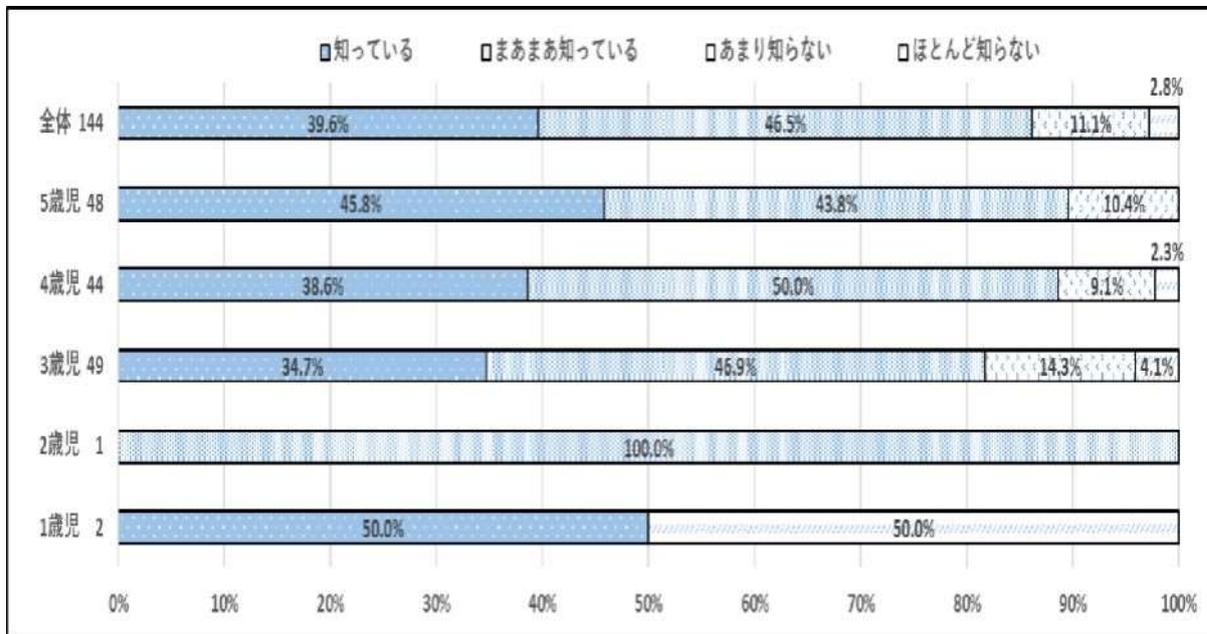
【関連：第3章 基本計画 1-(3)-④、2-(3)-①】



③「ふれあい」がどういうもので、どう活用されるか

全体の8割以上で、「知っている」/「まあまあ知っている」という回答がありました。

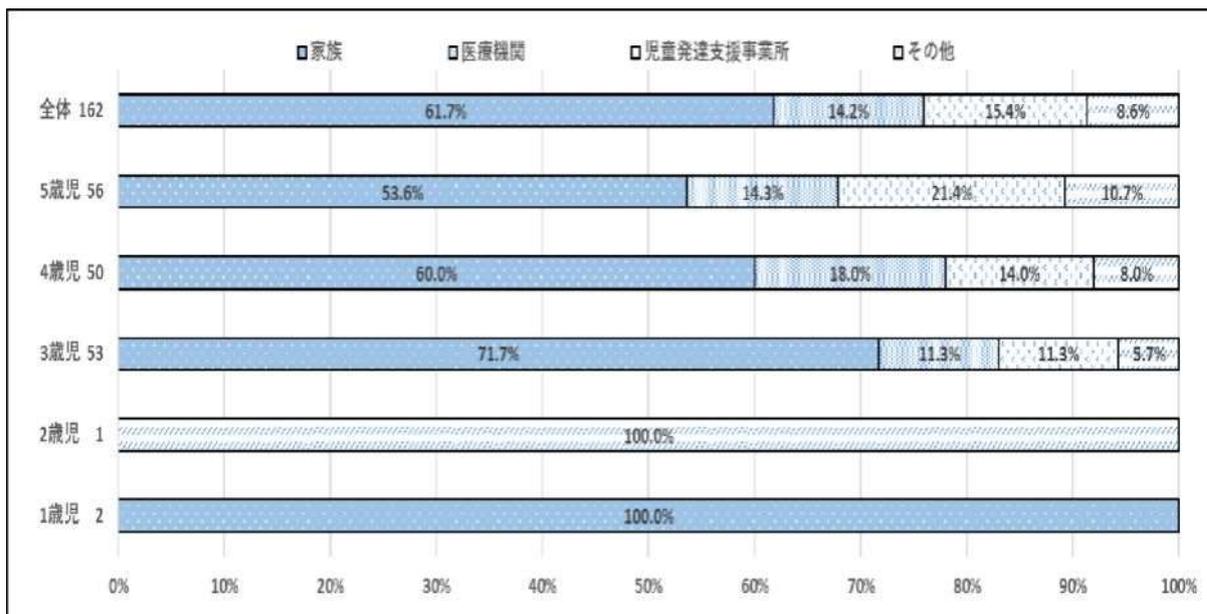
【関連：第3章 基本計画 1-(3)-④、2-(3)-①】



④「ふれあい」を園以外で誰と共有しているか

全体の7割以上で家族との共有はできていますが、家族以外との共有率が低いため、今後は関係機関との共有を進めることが課題と考えられます。

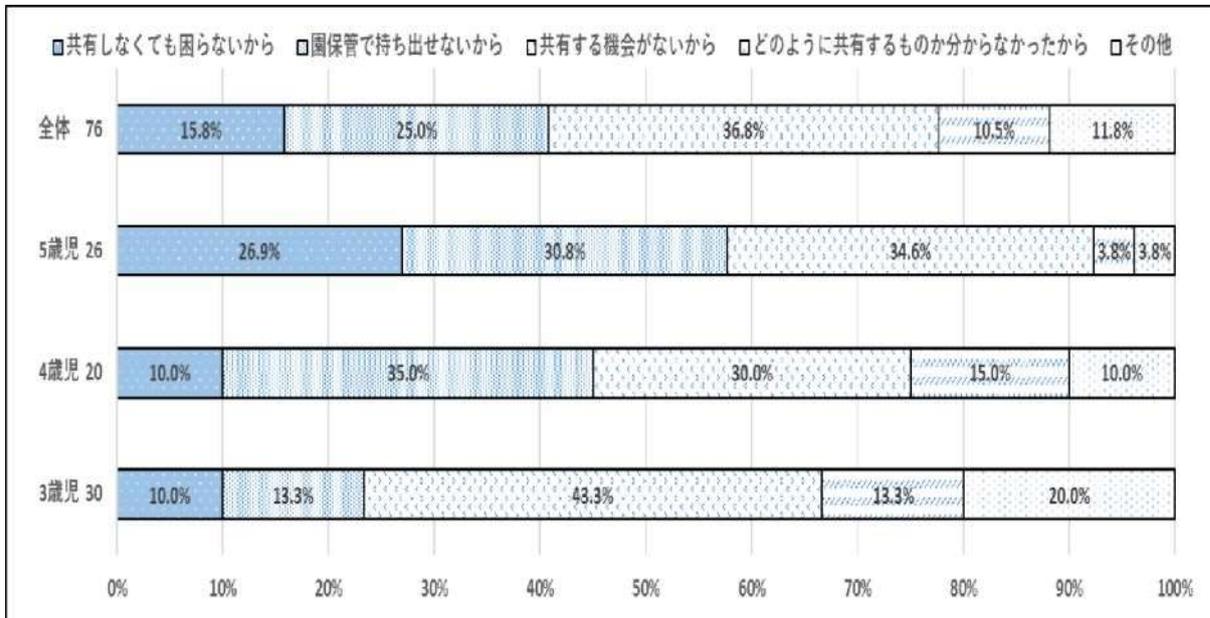
【関連：第3章 基本計画 1-(3)-④、2-(3)-①】



⑤ 園以外と「ふれあい」を共有できていない理由

全体を通して、「園保管で持ち出せないから」「共有する機会がないから」という回答が多くありました。園以外の関係機関との共有方法を検討していく必要があると考えられます。

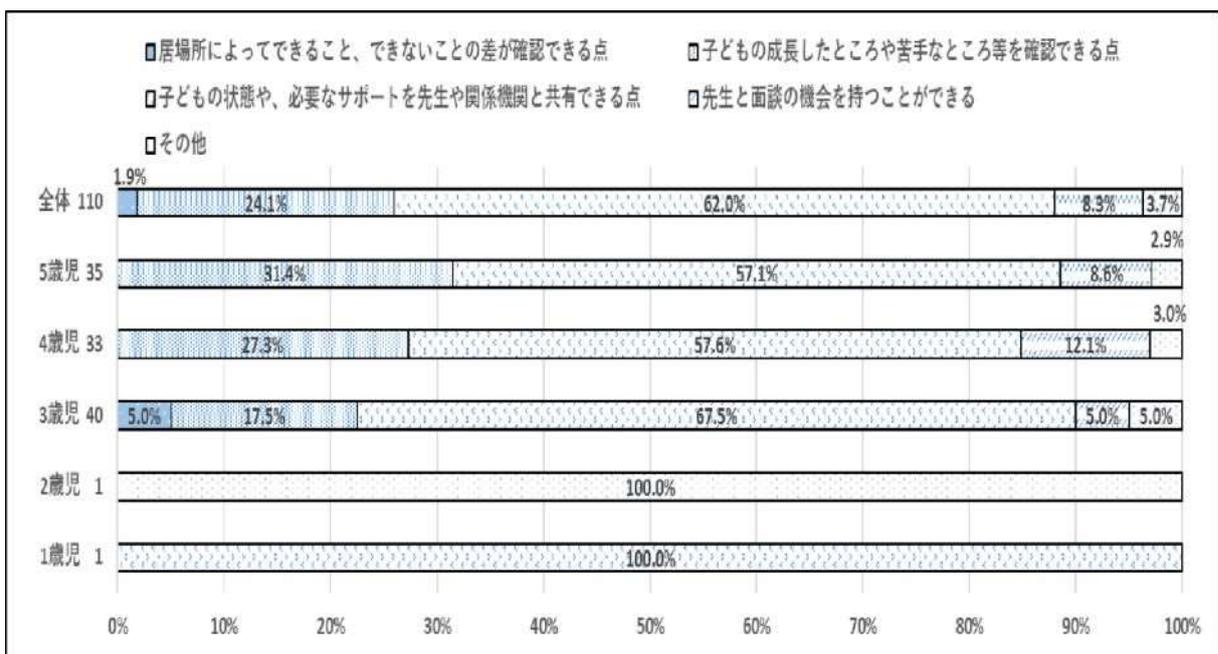
【関連：第3章 基本計画 1-(3)-④、2-(3)-①】



⑥ 「ふれあい」がどういう点で役に立ったか

全体の6割以上で、「子どもの状態や、子どもにとって必要なサポートを先生や関係機関と共有できる点」という回答がありました。

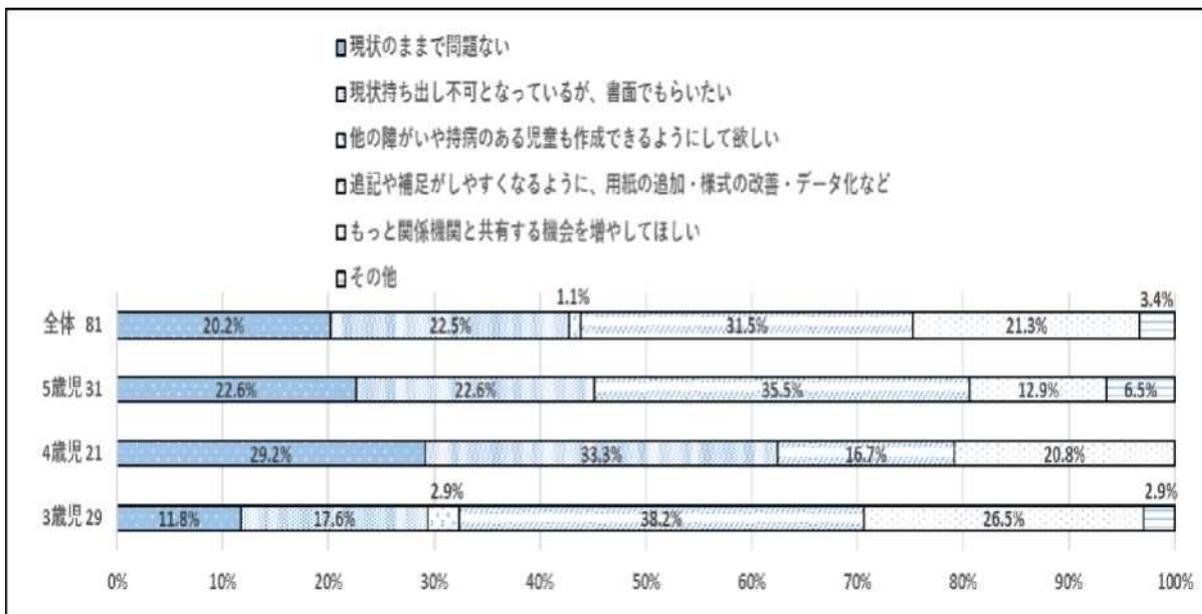
【関連：第3章 基本計画 1-(3)-④、2-(3)-①】



⑦「ふれあい」がどういうものだったら、より活用されていくと思うか

「書面でもらいたい」、「追記や補足がしやすくなるように、用紙の追加・様式の改善・データ化」、「関係機関と共有する機会の増加」という声が多くありました。より当事者にとって使い勝手の良いものにしていく必要があることが分かりました。

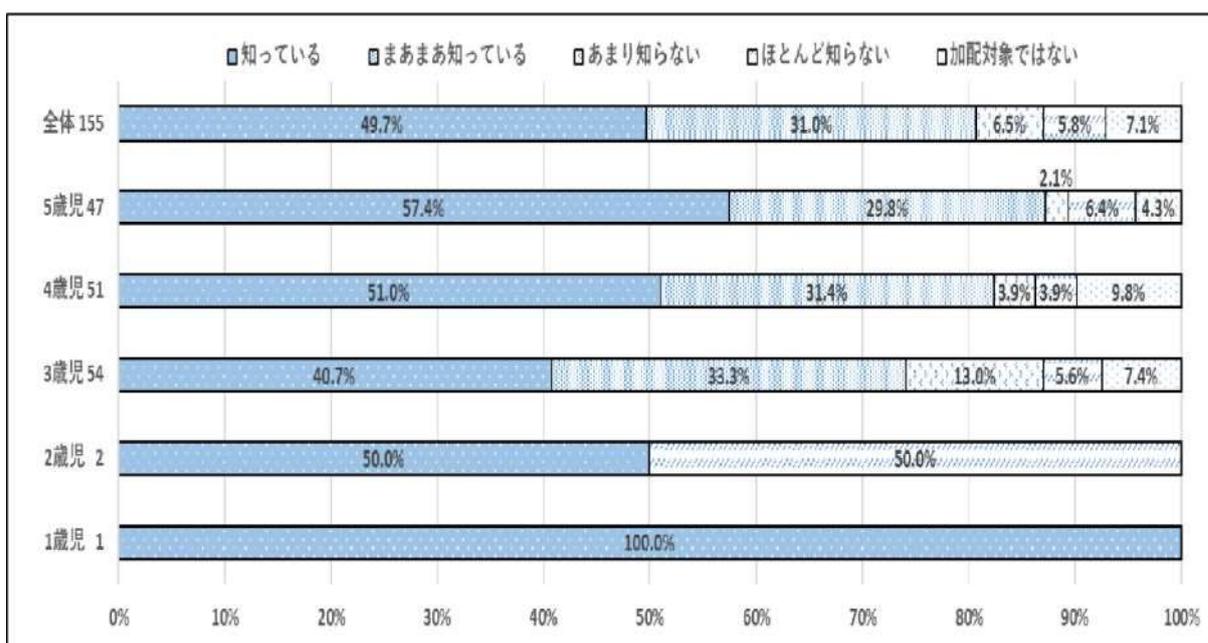
【関連：第3章 基本計画 1-(3)-④、2-(3)-①】



⑧ 加配職員がどのようなことをしてくれるか（調査対象者全体）

全体の8割以上で、「加配の役割を知っている」/「加配の役割をまあまあ知っている」という回答がありました。

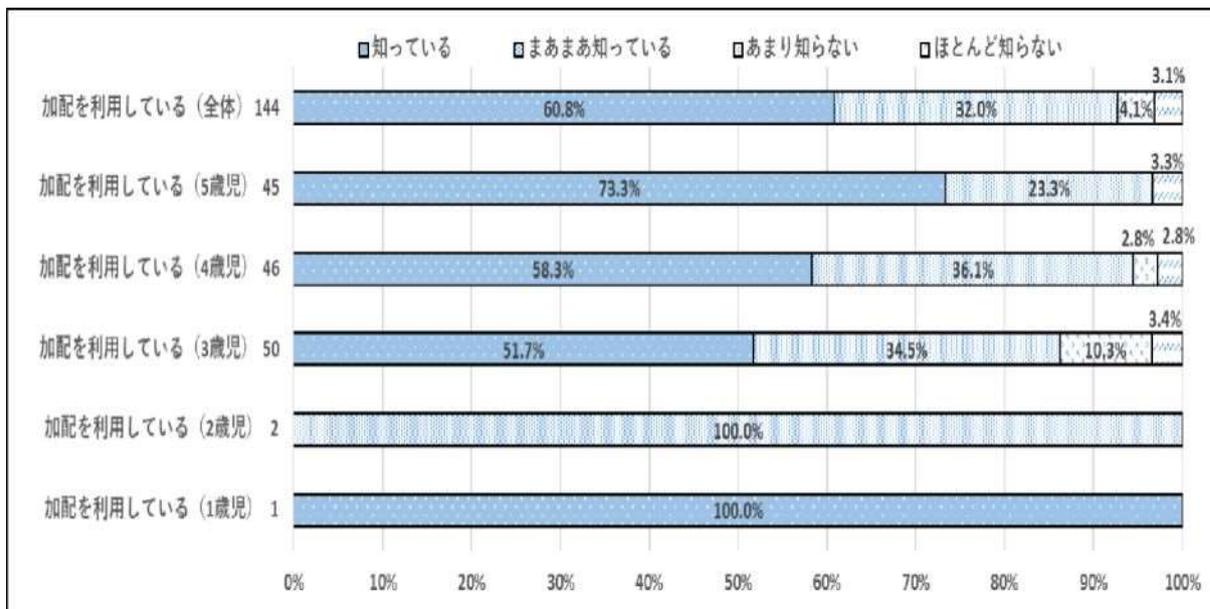
【関連：第3章 基本計画 2-(1)-①】



⑨ 加配職員がどのようなことをしてくれるか（加配対象者限定）

加配対象となっている人の約7%が、利用はしているものの、「加配の役割をあまり知らない」/「加配の役割をほとんど知らない」という実態が分かりました。園と保護者の情報共有について、より一層進めていく必要があります。

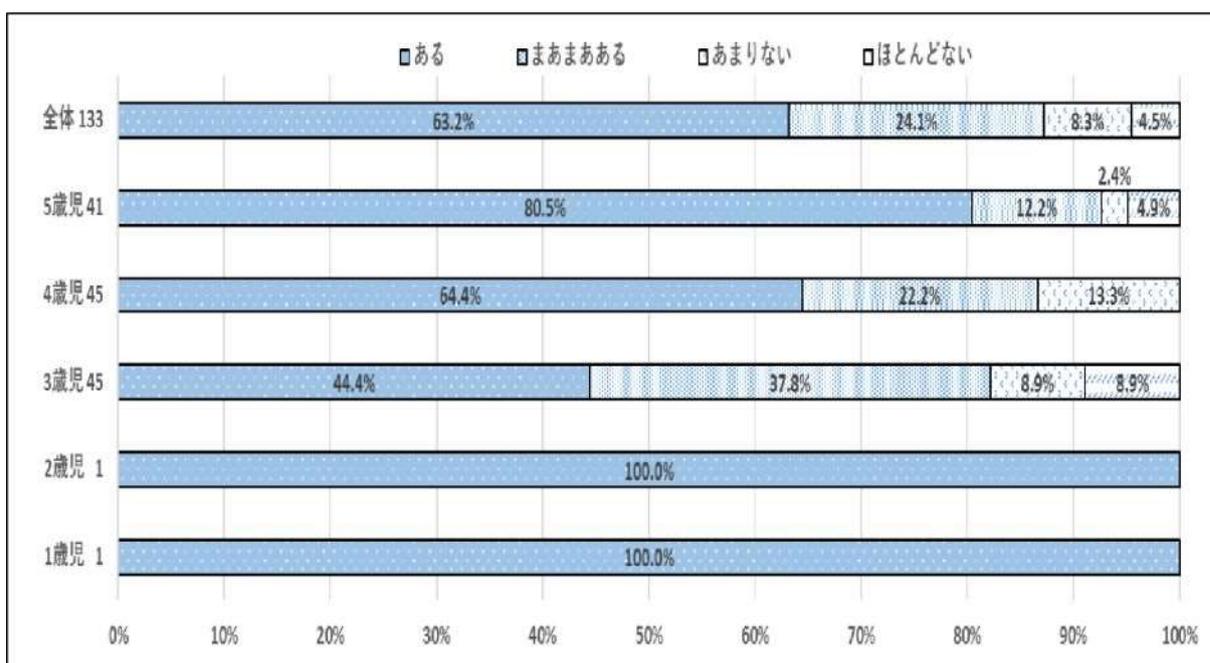
【関連：第3章 基本計画 2-(1)-①】



⑩ 加配職員による効果の実感

全体の8割以上で、「加配の効果の実感がある」/「加配の効果の実感がまあまあある」という回答がありました。

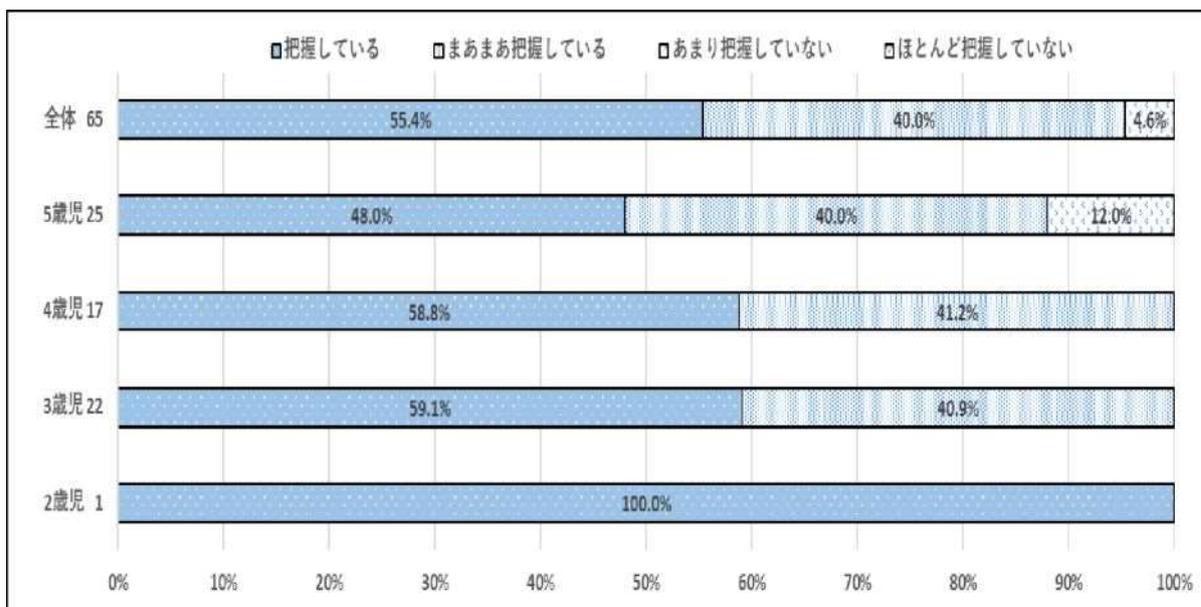
【関連：第3章 基本計画 2-(1)-①】



⑩ 児童発達支援事業所でお子さんに対して具体的にどのような支援が行われているか把握しているか

全体の9割以上で、「児童発達支援事業所の支援内容を把握している」/「児童発達支援事業所の支援内容をまあまあ把握している」という回答がありました。

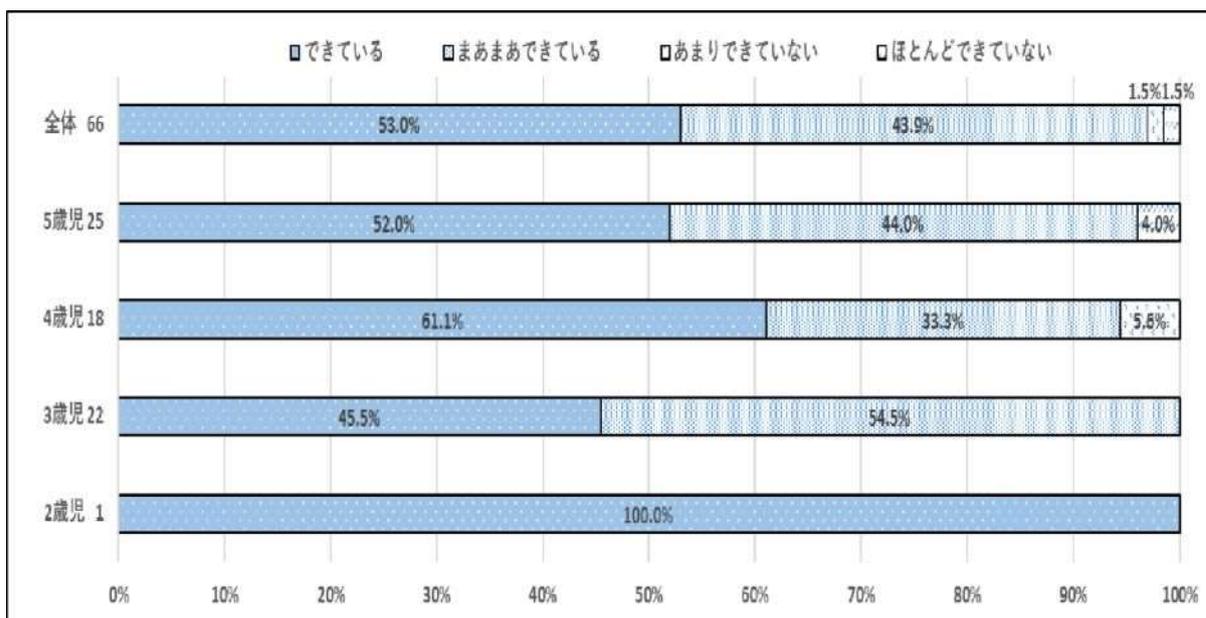
【関連：第3章 基本計画 2-(2)-③、5-(2)-①】



⑪ 児童発達支援と日常的にお子さんに関する情報共有ができていますか

利用者全体の9割以上で、「児童発達支援事業所との情報共有ができています」/「児童発達支援事業所との情報共有がまあまあできています」という回答がありました。

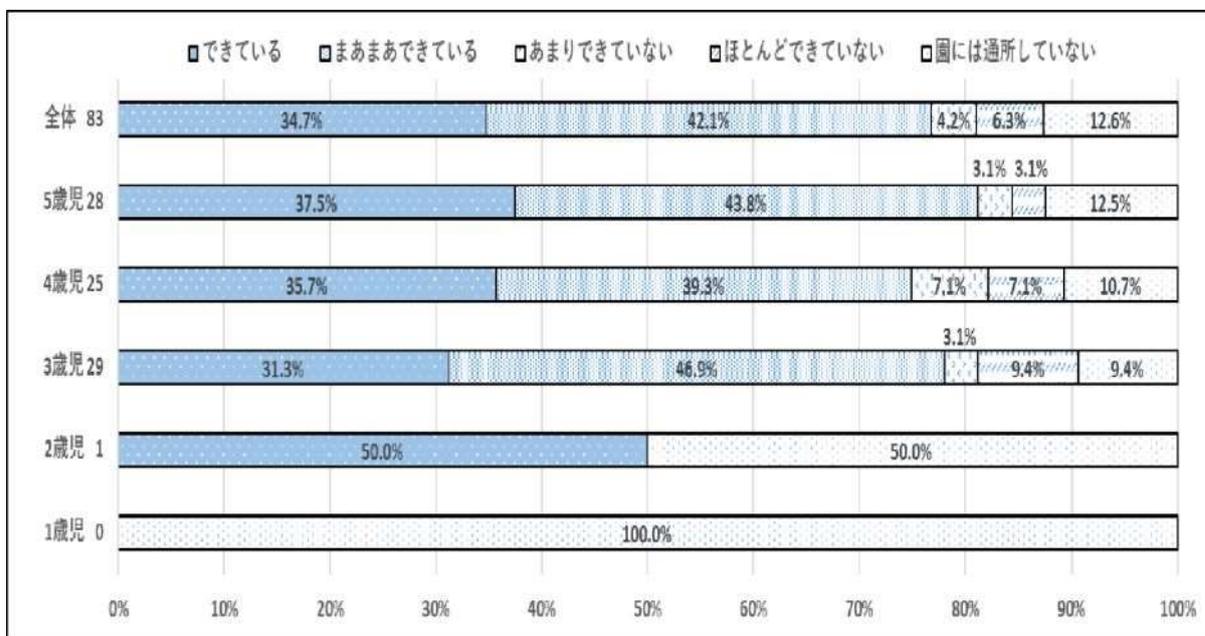
【関連：第3章 基本計画 2-(2)-③、5-(2)-①】



⑬ 児童発達支援における支援内容を園の先生と共有できているか

利用者全体の7割以上で、児童発達支援事業所の支援内容を園と「共有できている」または「まあまあ共有できている」という回答がありました。

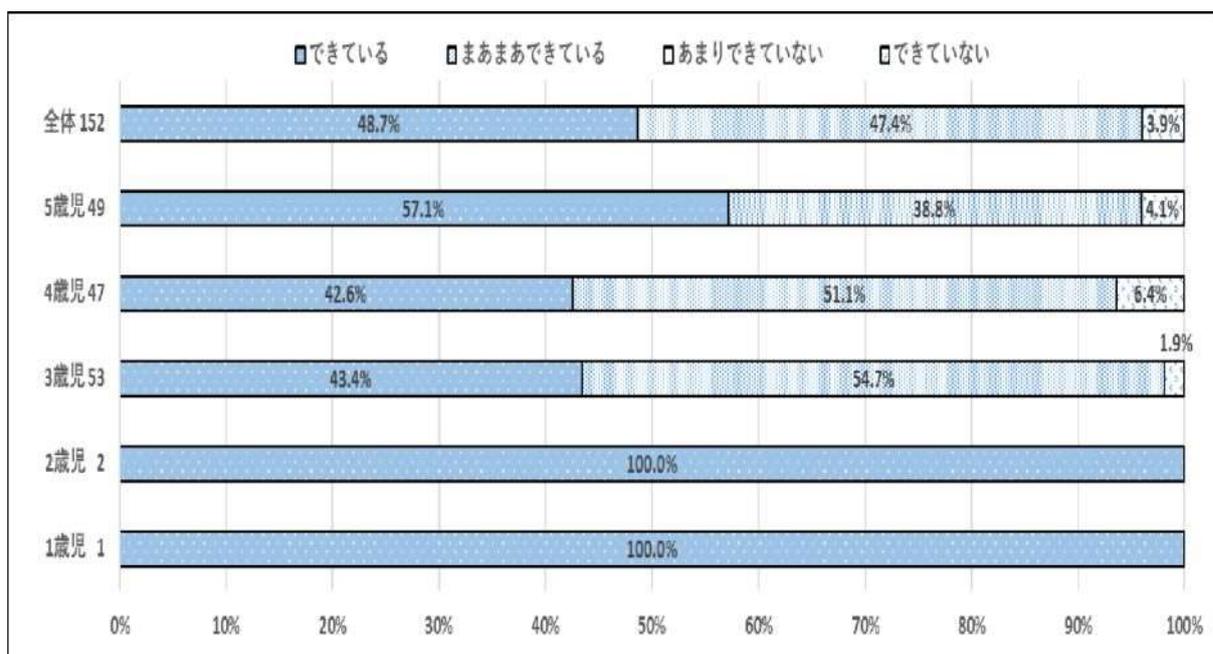
【関連：第3章 基本計画 2-(2)-③、2-(3)-④、2-(3)-⑤】



⑭ お子さんが在籍する園や事業所に対して、不安や悩みなどの相談ができているか

利用者全体の9割以上で、園や児童発達支援事業所への相談は「できている」または「まあまあできている」という回答がありました。

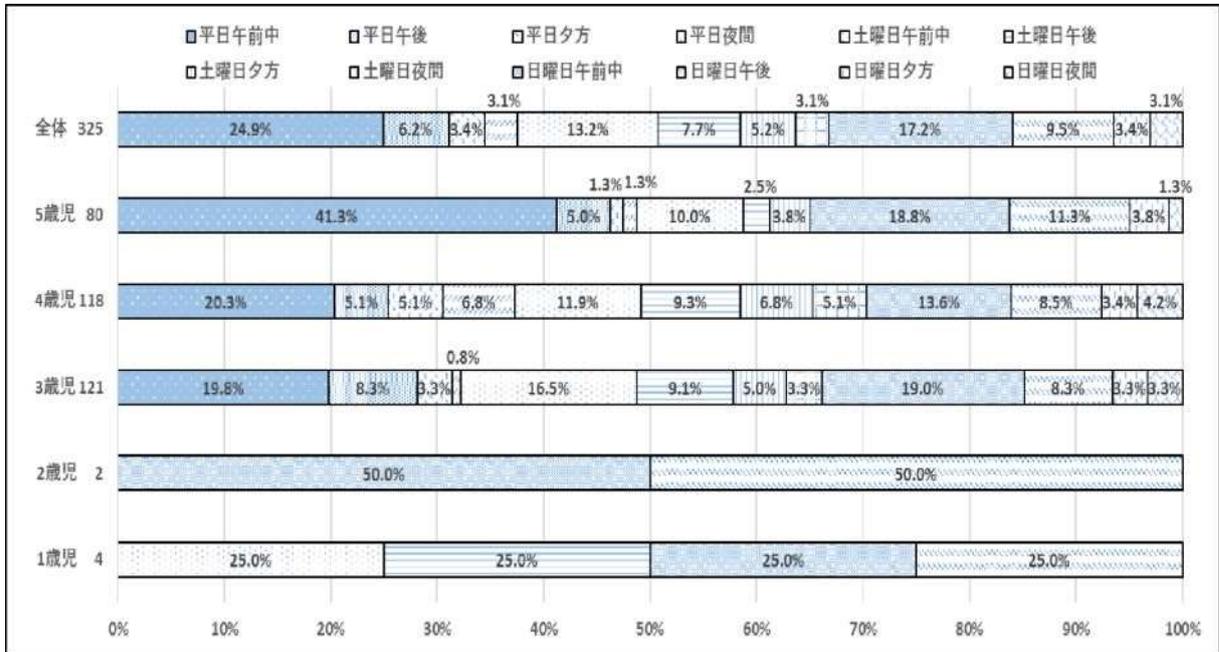
【関連：第3章 基本計画 2-(2)-③、5-(2)-①】



⑮ 講座や研修を受けやすい曜日や時間帯

3歳児（年少児）以上では、「平日の午前中」を挙げた人の割合が高くなっていますが、土日のニーズへの対応について検討する必要があります。

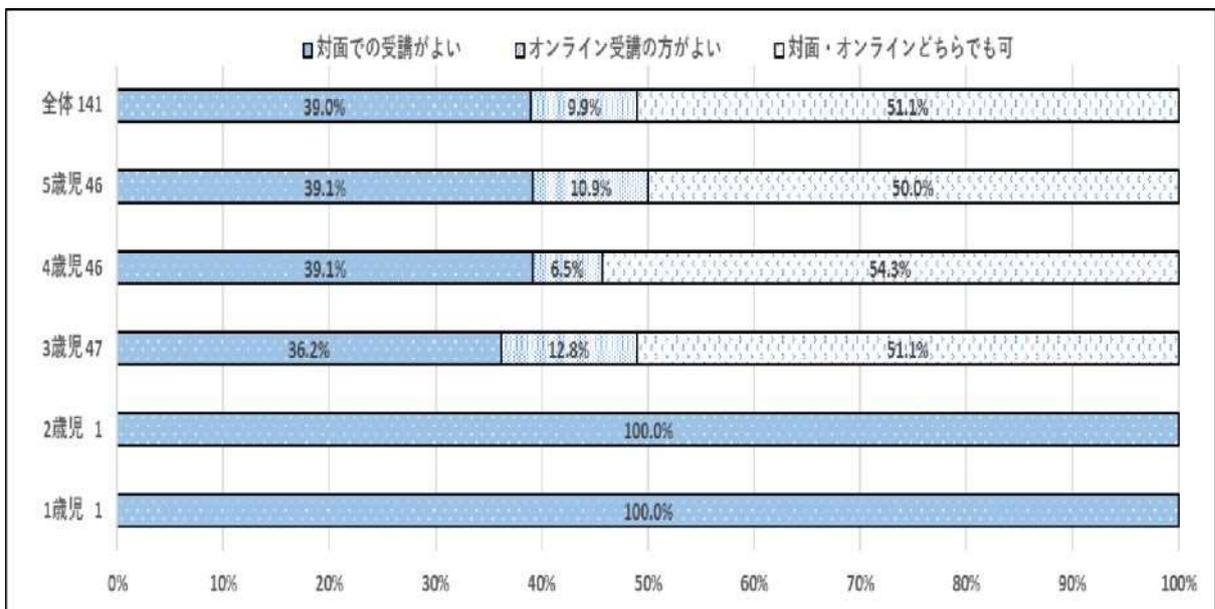
【関連：第3章 基本計画 1-(1)-⑥、1-(2)-③、3-(1)-⑤、3-(1)-⑥、3-(3)-②】



⑯ オンラインでの講座や研修の受講について

全体の6割以上で、「オンライン受講の方がよい」または「対面・オンラインどちらでも可」と回答しています。⑮のとおり、開催日時へのニーズも多様化していることが分かったため、オンライン研修・講座の推進を検討する必要があります。

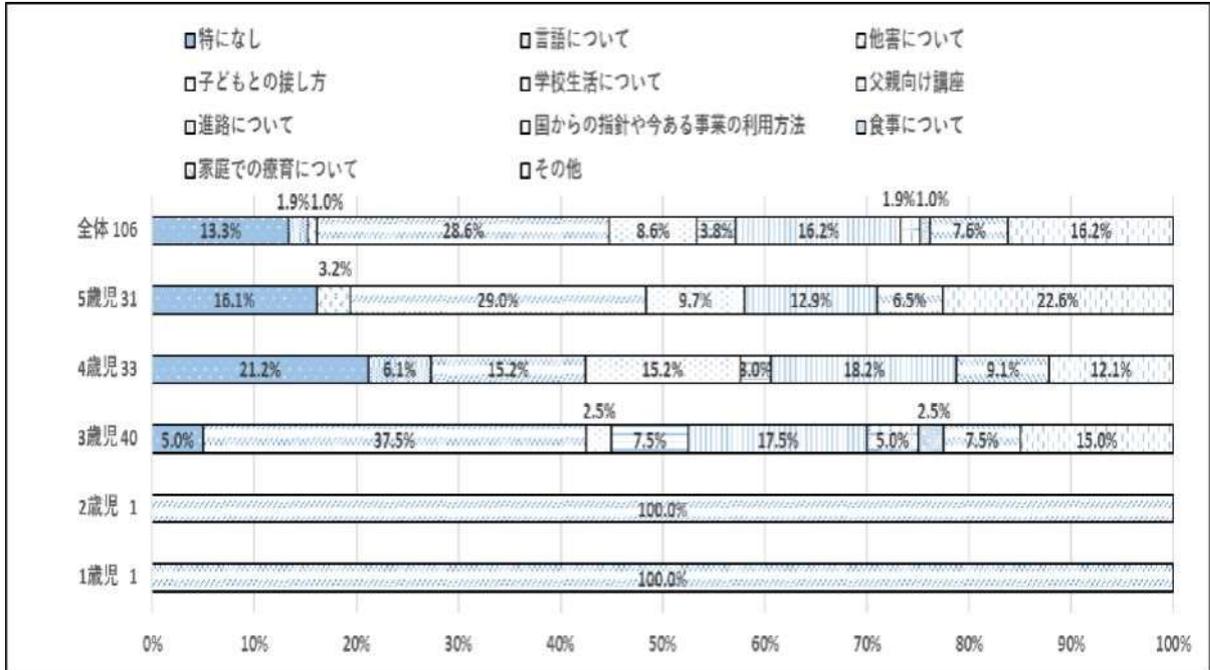
【関連：第3章 基本計画 1-(1)-⑥、1-(2)-③、3-(1)-⑤、3-(1)-⑥、3-(3)-②】



⑰ どのような内容の講座・研修を受けたいか

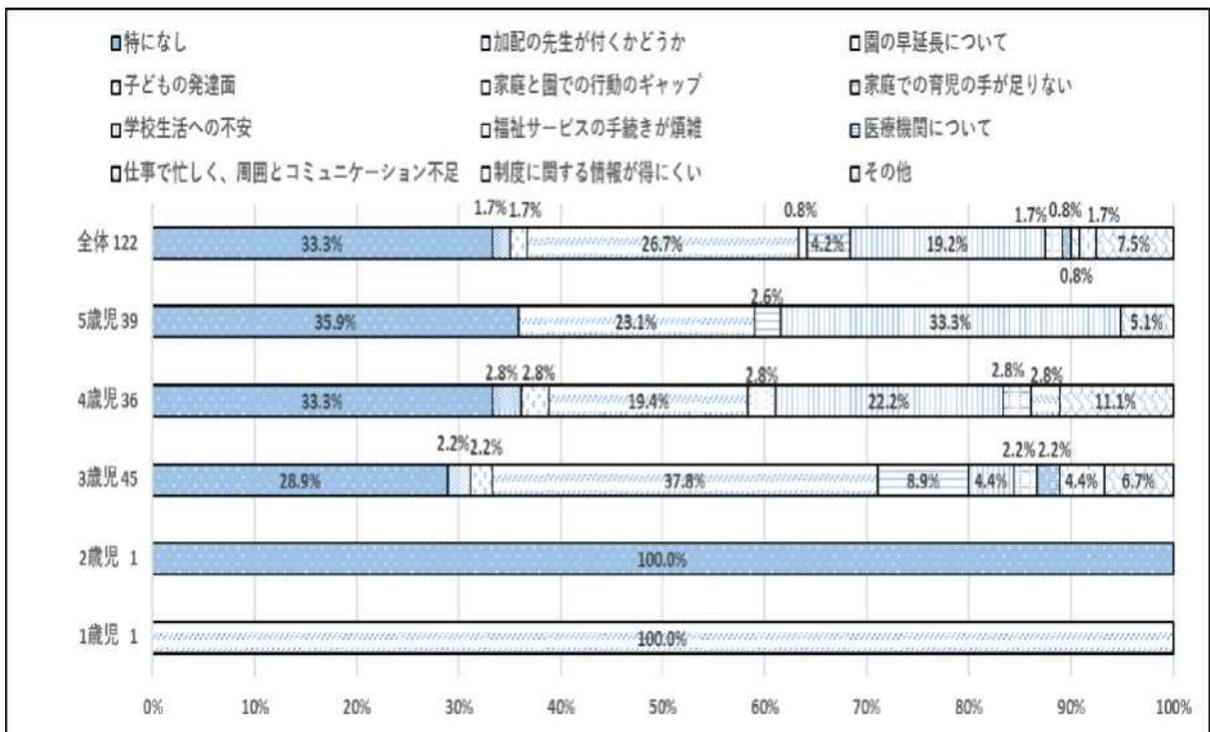
「子どもとの接し方について」、「学校生活について」、「進路について」との回答が多くありました。

【関連：第3章 基本計画 3-(1)-⑤、3-(1)-⑥、3-(3)-②】



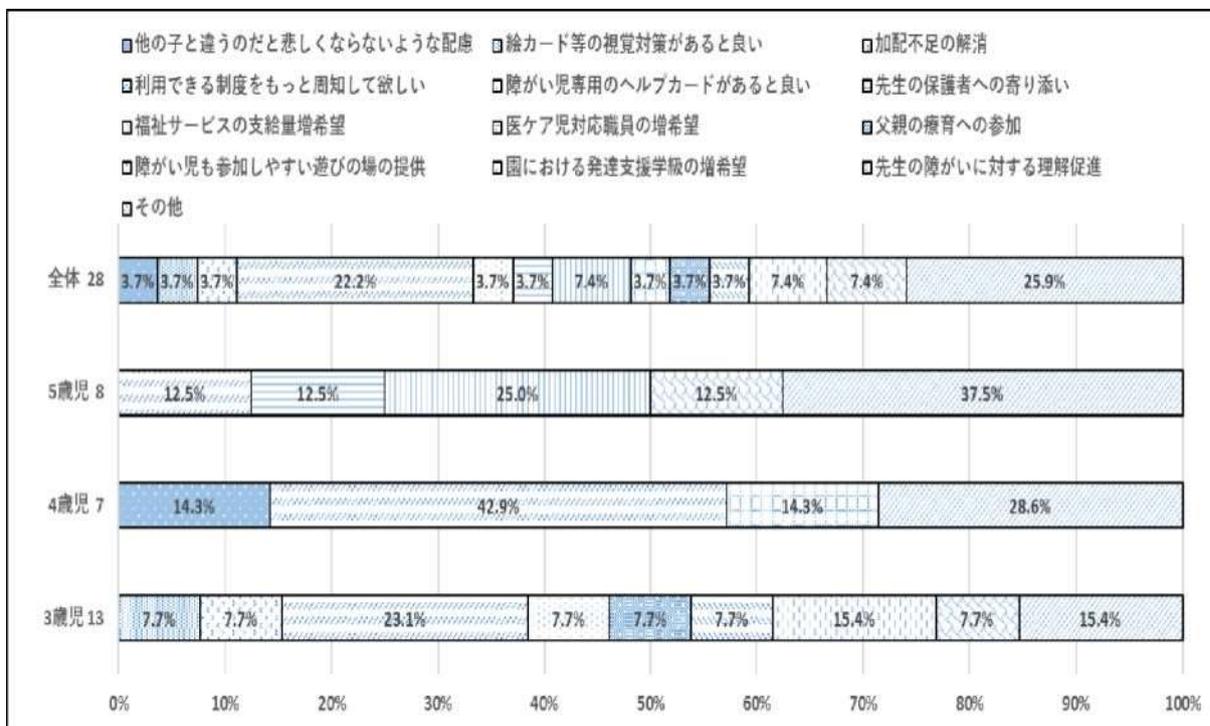
⑱ 今現在、困っていることはあるか

「子どもの発達面」、「学校生活への不安」との回答が多くありました。



⑩ その他のご意見、ご要望等

「利用できる制度をもっと周知して欲しい」との声が多くありました。福祉サービスや相談窓口などをまとめた冊子である「ふくしげんきっず」の作成などを行っていますが、より一層の情報発信に努める必要があります。



(3) 関係機関向けアンケート

ア) 対象機関

市内の公立保育園（13園）、公立幼稚園（5園）、保育所型認定こども園（2園）、幼稚園型認定こども園（1園）、小学校（13校）、中学校（5校）

イ) 調査期間

令和5年3月14日から令和5年3月29日まで

ウ) 調査方法

対象機関に電子メールで依頼及び回収

エ) 調査結果

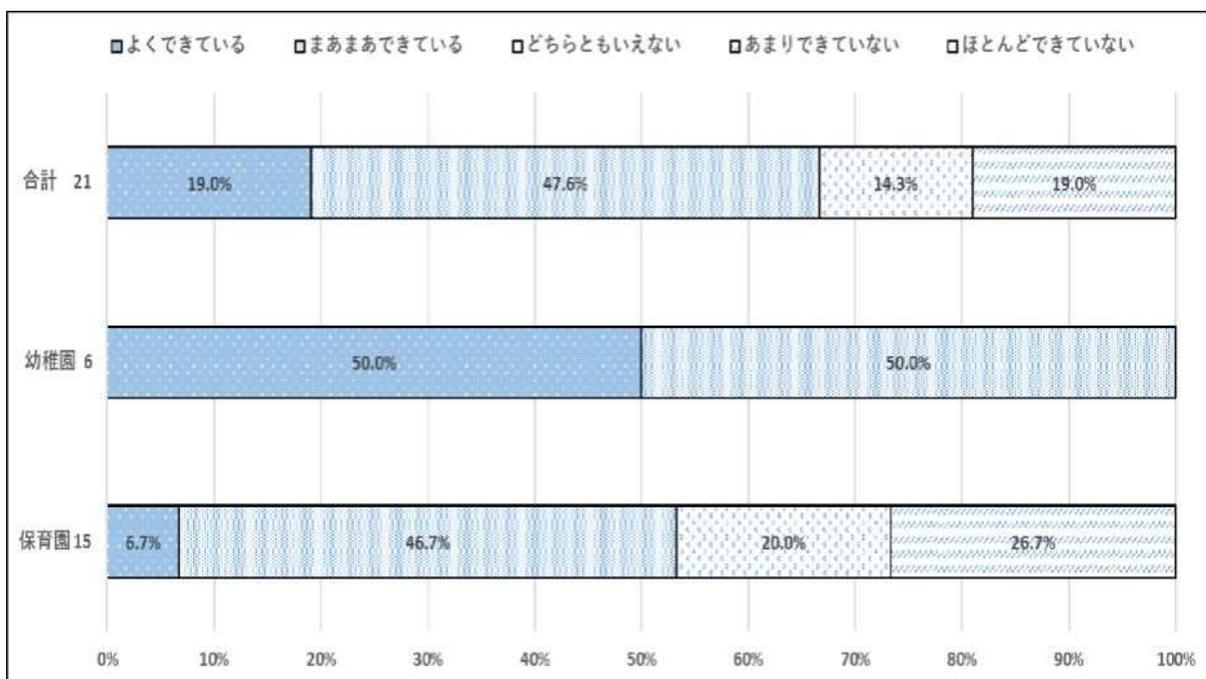
保育園、幼稚園、こども園

① 発達支援コーディネーターの役割・機能が園全体（すべての職員）で認識できているか

「あまりできていない」という回答が全体の約2割からありました。

よりよい支援のためには、園長・主査だけでなく、園全体で発達支援コーディネーターの役割を把握することが必要となってくるため、研修等を通して、役割の理解を深めます。

【関連：第3章 基本計画 2-（1）-②、2-（1）-③】

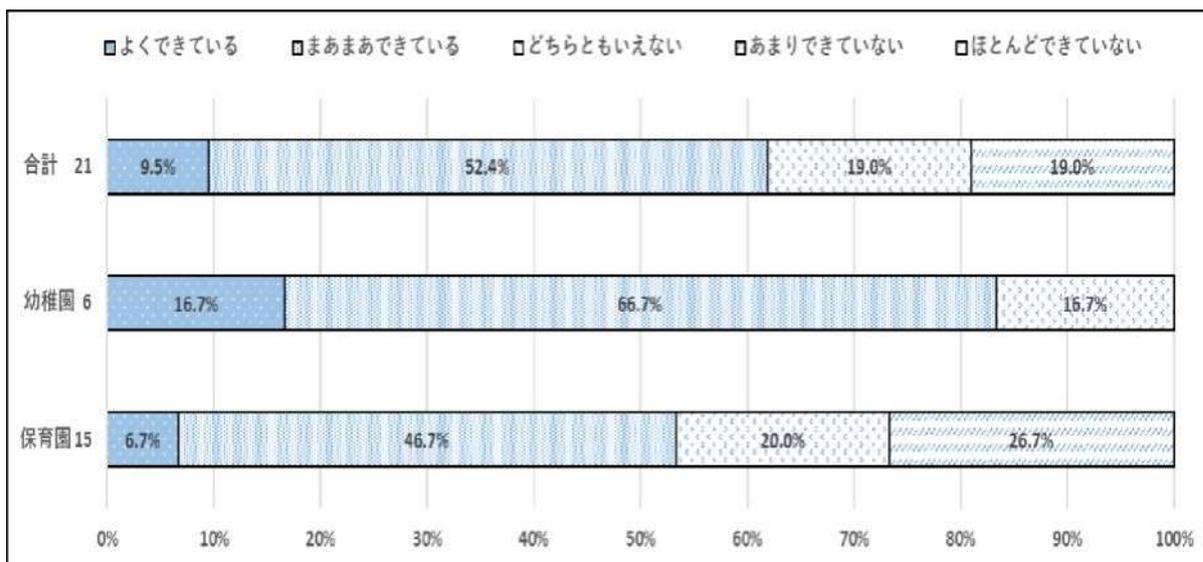


② 発達支援コーディネーターの活用が実際に行われているか

「あまりできていない」という回答が全体の約2割からありました。

子どもを支援につなごうとする中で、保護者にうまく伝えられないことや、同意を得られないことがあるという声があったため、研修等を通してコーディネーターの支援力向上を図るほか、保護者へもコーディネーターの役割をしっかりとお知らせしていく必要があります。

【関連：第3章 基本計画2-(1)-②、2-(1)-③】

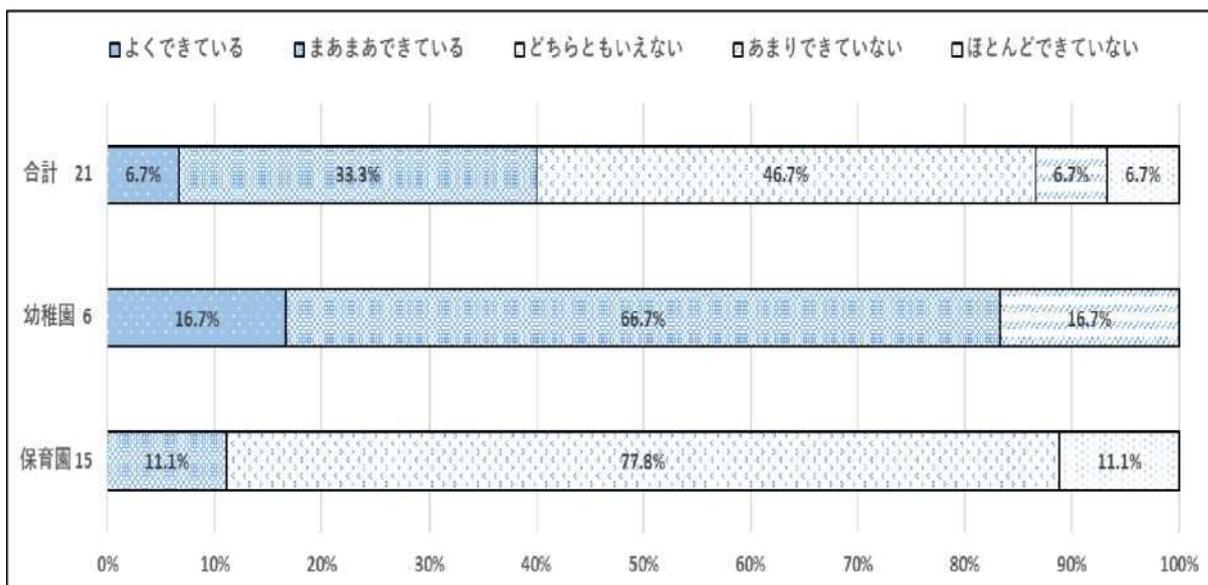


③ 児童発達支援事業所と日常的に子どもに関する情報共有ができているか

「よくできている」、「まあまあできている」という回答は全体の約4割に留まっています。

保育園等と児童発達支援事業所双方の支援体制充実のため、各々の役割について認識し、課題についての共通理解を図るなど、より一層の連携を行う必要があります。

【関連：第3章 基本計画2-(2)-③】

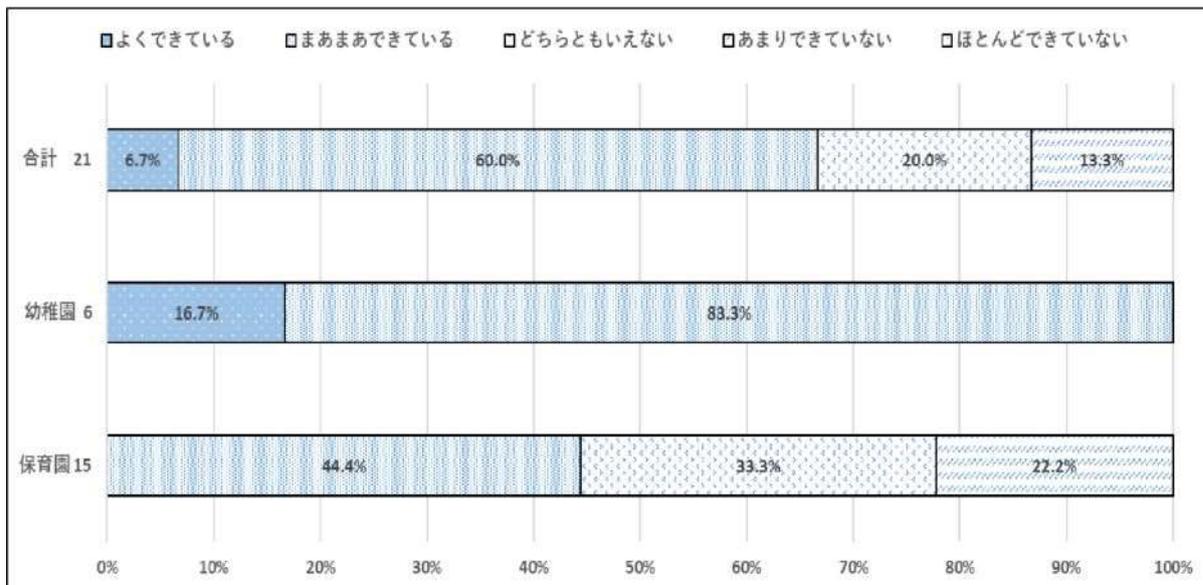


④ 在籍児が児童発達支援事業所で受けている支援内容について把握しているか

「どちらともいえない」、「あまりできていない」という回答が全体の約3割からありました。

保育士、幼稚園教諭が児童発達支援事業所の活動を知り、理解を深めることができるよう、協議・研修等の充実を図る必要があります。

【関連：第3章 基本計画2-(3)-⑤】

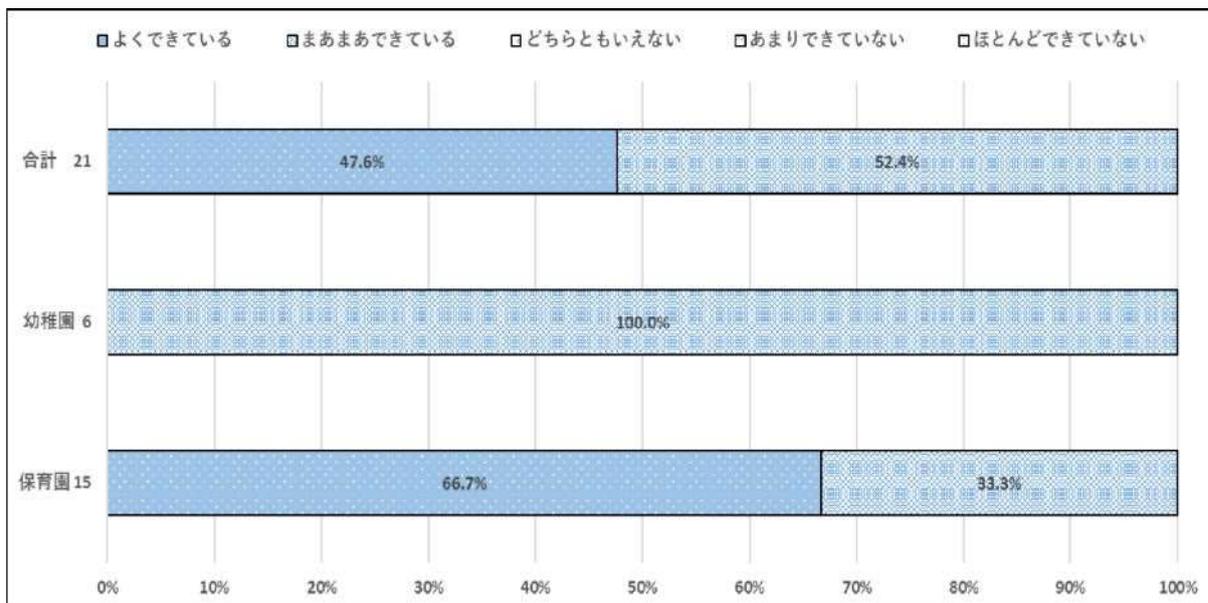


⑤ 巡回療育支援事業が何を目的として実施しているかの認識ができていますか

すべての園で、「よくできている」または「まあまあできている」と回答しています。

園にはなかった専門的な視点からも助言をもらえるため、子どもの理解や支援に役立っているという声が多くあり、事業の目的が浸透してきているものと思われます。

【関連：第3章 基本計画3-(2)-①】

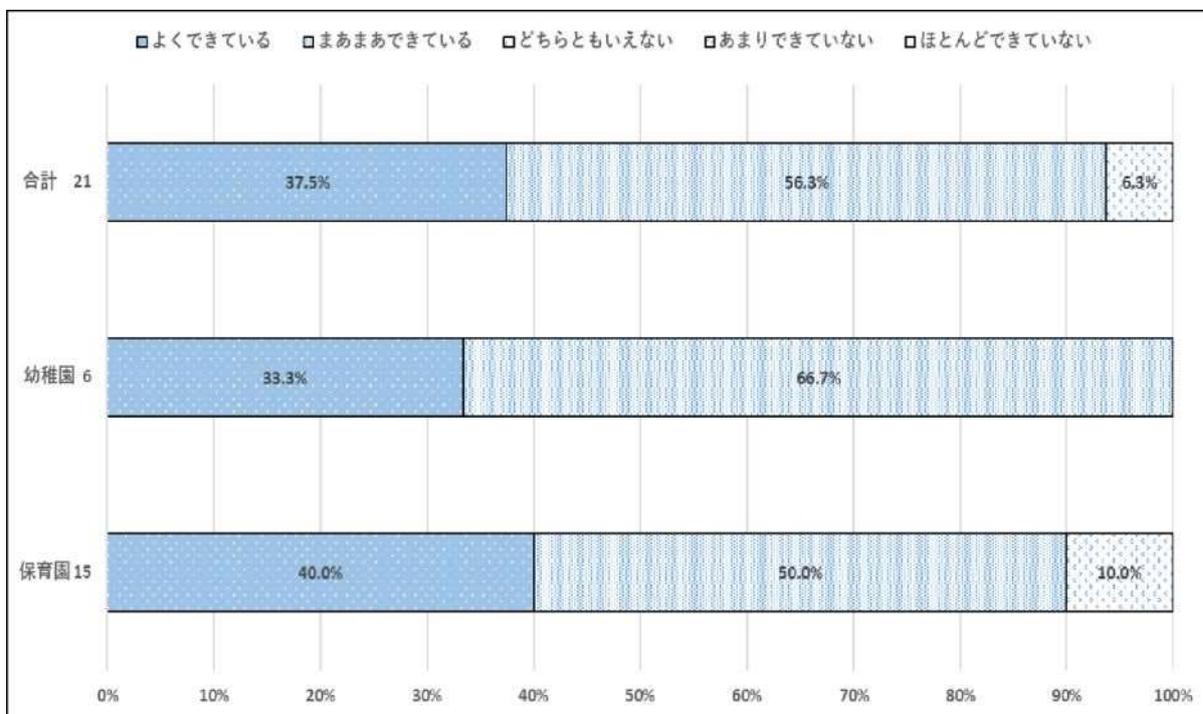


⑥ 保育所等訪問支援による助言・指導内容が担任のみでなく、組織として共有されているか

「よくできている」、「まあまあできている」という回答が全体の約9割からありました。

引き続き、助言・指導内容が園全体に伝わるよう、連携に努めます。

【関連：第3章 基本計画3-(3)-①】



小学校、中学校

① 在籍児童が放課後等デイサービスを利用していることを把握しているか

「あまりできていない」、「ほとんどできていない」という回答はなく、在籍児童の放課後等デイサービスの利用実態についてはおおむね把握できていることが分かりました。



② 放課後等デイサービス事業所と日常的に子どもに関する情報共有ができていますか

「あまりできていない」、「ほとんどできていない」という回答が全体の約4割からありました。

小中学校と放課後等デイサービス事業所双方の支援体制充実のため、「教育と福祉の連絡会議」等を通して、情報共有をより一層行う必要があります。

【関連：第3章 基本計画2 - (3) -③】

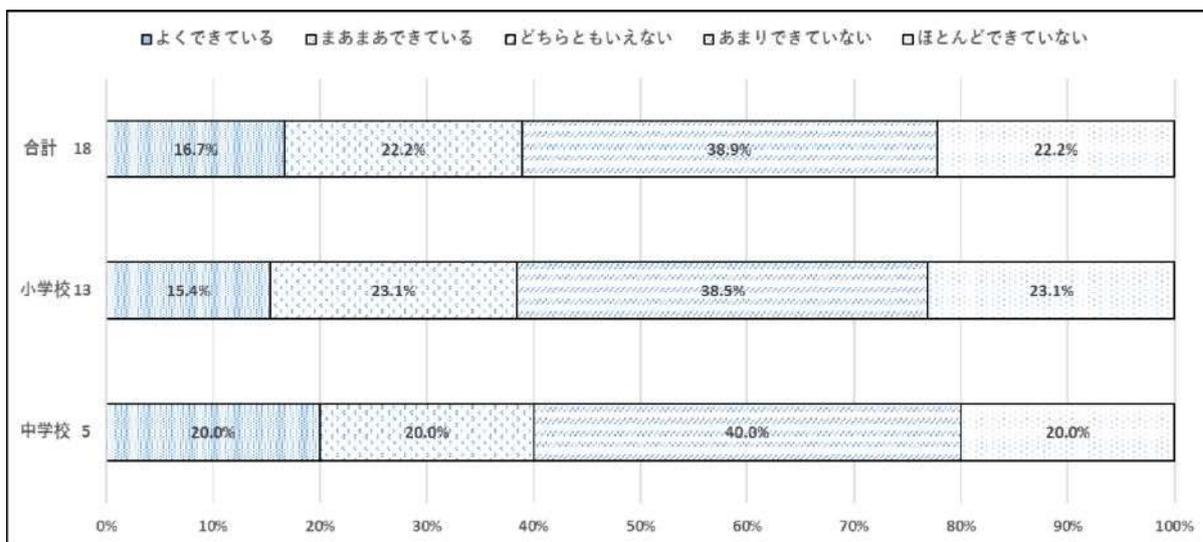


③ 在籍児童生徒が放課後等デイサービスで受けている支援内容について把握しているか

「あまりできていない」、「ほとんどできていない」という回答が全体の約6割からありました。

小中学校教諭が放課後等デイサービス事業所等の活動を知り、理解を深めることができるよう、協議・研修等の充実を図る必要があります。

【関連：第3章 基本計画2 - (3) -⑤】



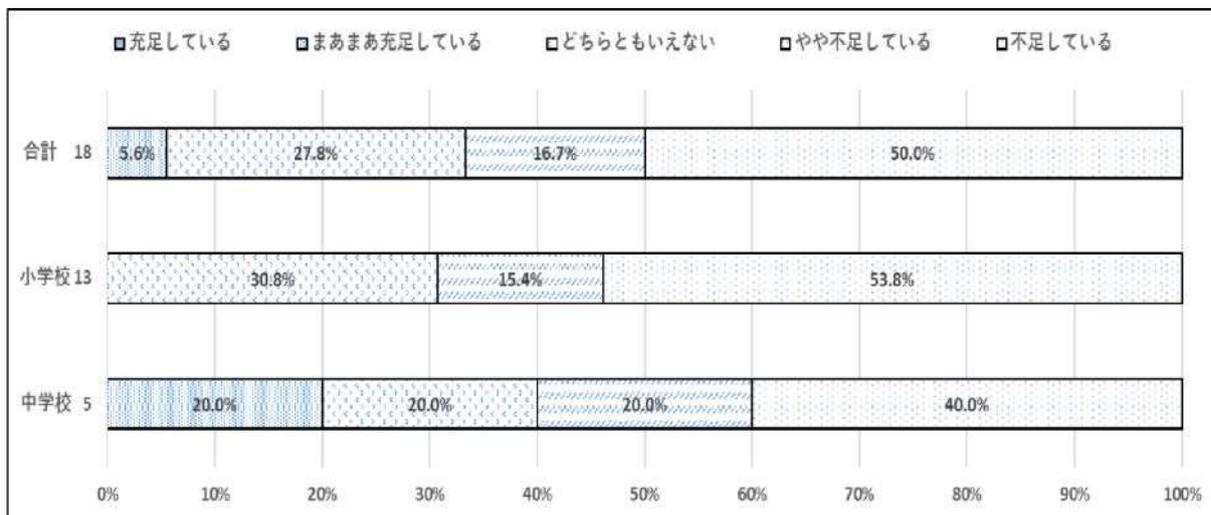
④ スクールソーシャルワーカーの配置数についてどう感じるか

「やや不足している」、「不足している」という回答が全体の6割以上からありました。

教育と福祉の連携が推進されるにつれて、スクールソーシャルワーカーの役割の認知度や需要が高まってきていることが分かります。

スクールソーシャルワーカーに限らず、教育と福祉の連携を担うことのできる人材の配置・育成に努める必要があります。

【関連：第3章 基本計画2 - (1) -②、2 - (1) -④、】



4. 用語解説

	用語	解説	初出頁
あ 行	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障がい児に対して行う児童発達支援です。	P.28
	医療的ケア児	病院以外の場所でたんの吸引や経管栄養などの医療的援助を要する児童のことです。	P.11
	医療的ケア児等コーディネーター	医療的ケア児の出生等から、当該児童及びその家族に寄り添いながら、必要な支援を総合的に調整する役割をします。	P.16
	インクルージョン	「包摂」「包括」「社会的な一体性」などを意味します。 ここでは、障がいなどの有無を問わず、すべての人が差別なく社会や組織に参加する機会が提供されるという理念を指します。	P.14
か 行	学校生活支援員	小学校において、教員の指導のもと、学習・生活上に支援が必要な児童に対して、支援や補助を行います。	P.21
	強度行動障がい	状況にそぐわない不適切な行動が頻繁にあらわれ、本人もしくは他者の安全や身体的健康にとって好ましくない行動のことです。	P.4
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にあり、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。	P.13
	居宅訪問型保育	重度の障がい等の状態にあり、保育の必要がある障がい児の居宅において1対1を基本とする保育を実施します。	P.16
	言語聴覚士	言語や聴覚、音声、呼吸、認知、発達、摂食・嚥下に関わる障がいに対して、その発現メカニズムを明らかにし、検査と評価を実施し、必要に応じて訓練や指導、支援などを行う専門職です。	P.13
	公認心理師	保健医療・福祉・教育その他の分野で、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する支援を要する方の心理状態の観察・分析や、心理に関する相談・助言・指導その他の援助などを行う、国家資格の専門職です。	P.14
	交流保育	児童発達支援に通っている児童が、地域の保育園等に行き、同年齢の児童と交流しながら、集団生活に慣れるように支援するものです。	P.5
	合理的配慮	障がいのある方が障がいのない方と平等に人権を享受し行使できるよう、一人一人の特徴や場面に応じて発生する障がいや困難さを取り除くための、個別の調整や変更のことです。	P.4

	用語	解説	初出頁
か 行	子ども・子育て 支援事業計画	「子ども・子育て支援法」に基づく計画であり、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の方策を示す計画です。 本市では、更に、子どもに関する施策全体の方向性を示し、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備するための計画としています。	P.1
	個別の教育支援 計画	乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障がいのある児童一人一人について作成する計画のことです。保護者と園や学校が相談しながら、教育、医療、福祉、就労等の関係機関と連携して作成しています。	P.5
さ 行	作業療法士	日常生活をスムーズに送るための応用的動作（入浴や食事など）のリハビリテーションを行います。	P.13
	児童発達支援	主に就学前の障がい児が施設に通所し、日常生活における基本的な動作や知識及び技能の習得、集団生活への適応訓練を行う福祉サービスです。	P.5
	児童発達支援 センター	心身の発達や言葉に遅れのある児童に対し日常生活に必要な基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに地域の障がい児やその家族の相談支援や障がい児を預かる施設への援助・助言を行う地域の中核的な療育施設です。	P.4
	重症心身障がい 児	重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複した状態にある障がい児の呼称です。	P.16
	就労移行支援	一般企業等の就労を希望する障がいのある方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における相談等を行います。	P.6
	障がい者自立 支援協議会	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第89条の3に基づき設置された障がい者等への支援体制の整備を図ることを目的として、関係機関、関係団体並びに障がい者等及びその家族により構成される協議会です。	P.2
	障がい児	本計画においては、身体に障がいのある児童、知的に障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障害者支援法第二条第二項に規定する発達障がい児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四条第一項の政令で定めるものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童を指します。	表紙
	障がい児相談 支援	障がい児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）等の利用を希望する児童について、障がい児支援利用計画を作成します。	P.28

	用語	解説	初出頁
さ 行	障がい児通所 支援	児童福祉法に基づく福祉サービスです。主に施設等への通所によって、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。 「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」等に分かれています。	P.11
	身体障がい者 手帳	視覚、聴覚または平衡機能に障がいのある方、音声・言語・そしゃく機能に障がいのある方、肢体不自由、内部機能（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、肝臓、小腸またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能）に障がいのある方に、交付される手帳です。	P.30
	精神障がい者 保健福祉手帳	一定の状態で精神に障がいが見られる方に対して、その障がい状態を認定した場合に交付される手帳です。	資料編 P.6
	相談支援専門員	障がいのある方が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援など、障がいのある方の全般的な相談支援を行います。	P.8
た 行	短期入所 (ショートステイ)	利用を希望される方に、短期間において、入浴、排せつ及び食事等の介護等を施設で提供するサービスです。	P.17
	中学校支援員	中学校において、教員の指導のもと、学習・生活上に支援が必要な児童に対して、支援や補助を行います。	P.21
	通級指導教室	小学校又は中学校の通常の学級に在籍している軽度の障がいのある児童に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別の指導を特別の指導の場で行う指導形態です。	P.11
	特別支援学級 補助員	小学校において、教員の指導のもと、主に特別支援学級の児童に対して、支援や補助を行います。	P.21
	特別支援教育 コーディネーター	児童への適切な支援のために、保護者や関係機関に対する園や学校の窓口として、また、園や学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担うため、各園・各校の職員が指名・配置されています。	P.9
	特別支援教育 相談員	小中学校を巡回し、個別の支援が必要な児童の指導方法について助言するとともに、必要に応じて保護者との相談を実施します。	P.9
	特別支援教育 連携協議会	障がいのある児童への幼児期から青年期まで一貫した支援が求められている中、教育・福祉・医療・就労等の様々な部局・関係機関が連携し、より良い支援の継続を目指すとともに、学識経験者の助言や保護者の意見を生かしながら、望ましい特別支援教育の在り方を協議する機関です。	P.11
は 行	発達支援 コーディネーター	児童への適切な支援のために、保護者や関係機関に対する保育園における窓口として、主査保育士を発達支援コーディネーターとして位置付け、福祉、医療等の関係機関との連絡調整等を行います。	P.9

	用語	解説	初出頁
は 行	伴走型相談支援	妊娠期から出産・産後、育児期といった各段階に応じて、全ての妊婦や子育て家庭に寄り添った身近な相談体制のことを言います。各段階で、きめ細かく関わることで、困っている妊婦や子育て中の保護者に対し、ニーズに即した支援を切れ目なく届けます。	P.5
	ピアサポート	障がいや疾病などに関して、同じ立場や課題を経験してきた人が、自らの体験に基づいて相談相手となったり、仲間として社会参加や地域との交流、課題の解決等を支援する活動を指します。	P.14
	福祉避難所	介護の必要な高齢者や障がい者など、一般の避難所では生活に支障がある方のために指定された避難所のことです。	P.22
	ペアレント トレーニング	保護者が児童とのより良いかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、児童の発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラムです。	P.13
	ペアレント プログラム	保護者が、児童の発達特性を理解し具体的な対応方法を学ぶことにより、日常の子育ての困りごとを解消し、家庭において発達特性のある児童の育ちや暮らしを安定させることができるよう保護者を支援するものです。	P.13
	ペアレントメンター	自らも障がいのある児童の子育てを経験し、かつ、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のことです。ペアレントメンターは、同じような障がいのある児童をもつ親に対して、共感的なサポートを行うとともに、地域資源などの情報提供を行います。	P.14
	保育所等訪問 支援	保育園等を保育所等訪問支援員が訪問し、障がい児や保育園等のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行う福祉サービスです。	P.14
	放課後児童健全 育成事業	児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るものです。また、一般的には「学童保育」と呼ばれています。	P.6
	放課後児童 クラブ	放課後児童クラブとは、「放課後児童健全育成事業」を実施する施設であり、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図ります。	P.11
	放課後等 デイサービス	就学児を対象とし、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練を継続的に提供するサービスです。	P.6

	用語	解説	初出頁
や行	要保護児童対策地域協議会	児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため設置する協議会です。	P.17
ら行	療育手帳	先天的に知的に障がいのある方に対して、交付される手帳です。 (地方自治体によっては、「みどりの手帳」「愛の手帳」などの名称で呼ばれています。)	P.15
	理学療法士	基本動作能力（座る、立つ、歩く等）の回復や維持や障がいの悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法（温熱、電気等の物理的手段を治療目的に利用するもの）等を用いて、自立した日常生活が送れるようリハビリテーションを行います。	P.13
	レスパイト	「息抜き」や「休息」を意味します。	P.19

第3期半田市障がい児福祉計画

令和6年3月

発行／半田市 編集／半田市子ども未来部子育て相談課

愛知県半田市東洋町二丁目1番地

0569-84-0657 (直通)